

1 議事日程（4日目）

[平成22年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成22年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	門田直樹 (9)	<p>1. 第五次総合計画について</p> <p>(1) 第五次太宰府市総合計画基本構想案は、審議会答申を反映しているとは言い難い。資料を含む答申と乖離する主なものとして、</p> <p>① 「序論」では、「市民の意向（現状と課題）」、「主要課題の整理」が抜けている。</p> <p>② 基本構想1頁にある「歴史とみどり豊かな文化のまち」は、答申では太宰府のまちづくりの将来像とはされていない。「1. 将来像」とともに削除して答申どおり「語り継ぎ守り育てる太宰府の姿」に変更すべきではないか。</p> <p>③ 同2頁の「まちづくりの理念～実現に向けての基本的な考え方」は削除して、起草委員会が提示している「まちづくりの重点目標」を入れるべきではないか。意識調査もパブリックコメントも重点施策を知りたいとの意見が多数である。</p> <p>④ 答申では、構想の実現に向けて計画の進捗を進行管理できる仕組みの構築と財政計画を求めているが記述がない。また、構想の実現に向けて、計画期間を8年間、基本計画を前期後期各4年にすべきとあるが、反映されていない。</p> <p>⑤ 前期基本計画1頁では、基本構想の内容を繰り返しているが、ここは「めざすまちの姿」として答申の参考資料「基本計画目標と施策の体系」を入れて次頁の具体的施策とのつながりをわかりやすくすべきではないか。</p> <p>⑥ 前期基本計画の施策01から施策34は、審議会でも各施策を丁寧に議論し、答申書にも細かく指摘しているが、反映されていない点が多々ある。また、答申の参考資料「基本計画の構成例示」にある順序や取り組みの内容、目標や指標を入れることが無視されている。</p> <p>⑦ 答申では、「人材の育成」について行政職員のみならず、市民の育成についても求めていたが、施策そのものが削除されて</p>

		<p>いる。</p> <p>上記のほか関連として</p> <p>⑧ 市民との協働について市長の考えを伺う。</p> <p>⑨ 「まちづくり基本条例」の制定を目指すとするが、具体的にいつの時点を目標に考えているのか伺う。</p> <p>2. 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成について</p> <p>(1) 予防効果はあるのか、あるとすればどれぐらい続くのか。</p> <p>(2) 副作用について種々の情報があるようだが、市の見解を伺う。</p> <p>(3) 公費助成を行う場合の財政支出について伺う。</p> <p>3. 携帯電話基地局の問題について</p> <p>携帯電話基地局の建設を巡り、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きている。</p> <p>私は、平成17年9月定例会と平成19年6月定例会の過去2回この問題に関する質問を行い、中継塔などの建設を対象に「近隣住民への事前説明や市への届け出を義務付ける要綱の設定」、「トラブルが起きた場合に市が仲介に当たることを定めた紛争予防条例の施行」等を提案してきたが、その後何らかの対策をとってきたか伺う。</p>
2	原 田 久美子 (1)	<p>1. 道路の整備について</p> <p>(1) 観世音寺と戒壇院の間の道路について伺う。</p> <p>(2) 今後の整備、改善について伺う。</p> <p>2. 文化財の保存対策について</p> <p>(1) 発掘された出土品の保存対策について伺う。</p> <p>(2) 史跡地の景観と周辺の整備について伺う。</p> <p>3. 太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて</p> <p>(1) 太宰府市民べんり帳について伺う。</p> <p>(2) 飼い犬のふん放置の防止対策について伺う。</p> <p>(3) 飼い主のマナーアップ対策について伺う。</p>
3	橋 本 健 (7)	<p>1. 総合計画について</p> <p>(1) 第四次総合計画後期基本計画「三つの推進プロジェクト」について</p> <p>第四次総合計画後期基本計画は、平成18年度から始まり、今年度が最終年度となった。三つの推進プロジェクトを掲げ総合的にまちづくりを推進することを約束されたが、計画どおり目標を達成できたのか伺う。</p> <p>(2) 基本的施策の課題について</p> <p>5つの基本的施策があるが、市民は理解し満足できたのだ</p>

		<p>ろうか。</p> <p>それぞれの中からピックアップして実施状況と課題について伺う。</p>
4	藤井雅之 (2)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育行政について <ol style="list-style-type: none"> (1) 太宰府市内の小・中学校の普通教室のエアコン設置について伺う。 (2) 中学校給食の充実について伺う。 2. 住宅リフォーム助成制度創設について <p>地域経済浮揚の観点から同制度の導入を求める。</p> <p>内閣府の認識では「地域活性化交付金」は、同制度の活用もできるとしていることから財源もあり、実現可能と考えるが、見解を伺う。</p> 3. 「スポーツ立国戦略」への対応について <p>民主党政権が策定した同戦略について、太宰府市としての対応、生涯スポーツを楽しむ市民への影響について伺う。</p>
5	田川武茂 (17)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北谷運動公園のバックネット整備について <p>北谷運動公園は、現在、少年硬式野球ができないので、バックネットの整備をお願いしたい。</p>
6	安部啓治 (11)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童虐待問題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在の市の取り組み状況について伺う。 (2) 関係団体との連携について伺う。 (3) 今後の対応についての考えを伺う。 2. ジェネリック医薬品の利用促進について <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療費削減について伺う。 (2) 利用促進のための施策について伺う。 3. 信号機表示について <p>高雄（鬼の面）信号機に変則五差路の表示をお願いしたい。</p>
7	後藤邦晴 (5)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 太宰府市の「まちおこし」について <ol style="list-style-type: none"> (1) 太宰府市と太宰府天満宮や商工会などが中心に、市民を巻き込んでの「まちおこし」について伺う。 (2) 小鳥居小路の水路開放について伺う。
8	大田勝義 (12)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 婚活について <p>少子化対策の一環として、結婚の意欲があっても出会いの機会が少ない独身男女に対して、出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを行う事業を実施してはどうか。</p> 2. 専門職の雇用について <p>民間企業を退職した有能な人材を建築・土木・コンピューターなどの専門職（嘱託）として雇用できないか伺う。</p>

9	佐 伯 修 (15)	1. 来年4月に執行される市長選について 太宰府市政を担当されて3年7カ月。残す任期も5カ月となり、 再出馬の上、引き続き市政を担当される意思があるのか伺う。
---	---------------	---

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番 原 田 久美子 議員	2番 藤 井 雅 之 議員
3番 長谷川 公 成 議員	4番 渡 邊 美 穂 議員
5番 後 藤 邦 晴 議員	7番 橋 本 健 議員
8番 中 林 宗 樹 議員	9番 門 田 直 樹 議員
10番 小 柳 道 枝 議員	11番 安 部 啓 治 議員
12番 大 田 勝 義 議員	13番 清 水 章 一 議員
14番 安 部 陽 議員	15番 佐 伯 修 議員
16番 村 山 弘 行 議員	17番 田 川 武 茂 議員
18番 福 廣 和 美 議員	19番 武 藤 哲 志 議員
20番 不 老 光 幸 議員	

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長 井 上 保 廣	副 市 長 平 島 鉄 信
教 育 長 關 敏 治	総 務 部 長 木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長 三 笠 哲 生	市民生活部長 和 田 有 司
健康福祉部長 和 田 敏 信	建設経済部長 齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長 宮 原 勝 美	教 育 部 長 山 田 純 裕
総 務 課 長 大 藪 勝 一	経営企画課長 今 泉 憲 治
市 民 課 長 原 野 敏 彦	税 務 課 長 久 保 山 元 信
環 境 課 長 篠 原 司	人権政策課長兼 人権センター所長 蜷 川 二三雄
福 祉 課 長 宮 原 仁	高齢者支援課長 古 野 洋 敏
保健センター所長 中 島 俊 二	国保年金課長 坂 口 進
子育て支援課長 原 田 治 親	都市整備課長 神 原 稔
建設産業課長 伊 藤 勝 義	建設産業課 商工・農政担当課長 大 田 清 蔵
観光交流課長 兼太宰府館長 城 後 泰 雄	上下水道課長 松 本 芳 生
教 務 課 長 木 村 裕 子	学校教育課長 小 嶋 禎 二
生涯学習課長 古 川 芳 文	文化財課長 井 上 均
監査委員事務局長 関 啓 子	

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田 中 利 雄	議 事 課 長 櫻 井 三 郎
----------------	-----------------

書 記 淺 井 武
書 記 茂 田 和 紀

書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3項目について質問をいたします。

まず、第五次総合計画についてお尋ねします。

本定例会に提出された第五次太宰府市総合計画基本構想（案）は、審議会答申を反映しているとは思いたいと思います。資料を含む答申と乖離する主なものを具体的に上げますと、1つ、序論では、市民の意向（現状と課題）、主要課題の整理が抜けております。

また、基本構想1ページにある「歴史とみどり豊かな文化のまち」は、答申では太宰府のまちづくりの将来像とはされておられません。将来像とともに削除して、答申どおり、語り継ぎ守り育てる太宰府の姿に変更すべきではないでしょうか。

次に、同2ページの「まちづくりの理念～実現に向けての基本的な考え方～」を削除して、起草委員会が提示しているまちづくりの重点目標を入れるべきではないでしょうか。意識調査もパブリックコメントも、重点政策を知りたいとの意見が多数であります。

答申では、構想の実現に向けての計画の進捗を進行管理できる仕組みの構築と財政計画を求めています。記述がありません。また、構想の実現に向けて、計画期間を8年間、基本計画を前期、後期、各4年にすべきとあるが、反映されていません。

また、前期基本計画1ページでは、基本構想の内容を繰り返していますが、ここは目指す町の姿として、答申の参考資料「基本計画 目標と施策の体系」を入れて、次ページの具体的施策とのつながりをわかりやすくすべきではないでしょうか。

次に、前期基本計画の施策1から34は、審議会でも各施策を丁寧に議論し、答申書にも細かく指摘しているが、反映されていない点が多々あります。また、答申書の参考資料、基本計画の構成例示にある順序や取り組みの内容、目標や指標を入れることが無視されています。

答申では、人材の育成について、行政職員のみならず市民の育成についても求めていましたが、施策そのものが削除されています。

以上のほか関連するものとして、市民との協働についての市長のお考え、まちづくり基本条例の制定を目指すと思いますが、具体的にいつの時点を目標に考えておられるのか、以上についてお答えください。

なお、現在特別委員会が全議員で構成され、審議をしておりますが、重複するところもあるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成について、3点伺います。

予防効果はあるのか、あるとすればどれくらい続くのか。

副作用について種々の情報があるようだが、市のご見解は。

公費助成を行う場合の財政支出はどれぐらいになるのか、以上についてお答えください。

なお、最終日に補正の審議等もあるようですが、私のほうから提出している資料もご参考にしてください。

最後に、携帯電話基地局の問題についてですが、地域住民と業者、地権者の間でトラブルが起きています。私は、平成17年9月定例会と平成19年6月定例会の過去2回にこの問題に関する質問を行い、中継塔などの建設を対象に、近隣住民への事前説明や市への届け出を義務づける要綱の設定、トラブルが起きた場合に市が仲介に当たることを定めた紛争予防条例の施行等を提案してきましたが、その後何らかの対策をとってこられたのか伺います。

以上、再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、1件目の第五次総合計画について、私のほうから回答させていただきます。

今回ご提案いたしました第五次太宰府市総合計画基本構想（案）につきましては、総合計画審議会の答申を受けとめまして、庁内各課で再度議論を重ねて、最終案として作成し、上程したものでございます。

1点目の序論における「市民の意向」、「主要課題の整理」につきましては、国の動向や社会情勢などの大きな課題については、基本構想の「5時代の潮流」に記述し、個別具体的な課題につきましては、前期基本計画のそれぞれの施策の「現状と課題」に記述をしております。

2点目の「歴史とみどり豊かな文化のまち」につきましては、市民意識調査や太宰府市自治協議会が実施されたアンケートなどでも、市の将来像として大多数の方が支持をされております。また、総合計画審議会の中でも賛否両論ありましたが、長期的な将来像、つまり語り継ぎ守り育てる太宰府の姿として、「歴史とみどり豊かな文化のまち」は残すべきだというご意見でしたので、この表現のままおいたしております。

3点目の「まちづくりの理念」を削除し、起草委員会が提示した「まちづくりの重点目標」を入れるべきとの意見につきましては、答申の重点目標「協働により大きな活力を生み出す」

については、まさに「まちづくりの理念」の「協働のまちづくり」そのものでございまして、「いきいきと安心して心豊かに暮らす」につきましては、「協働のまちづくり」で実現すべきことであり、「太宰府固有の資源を活かし発展する」こととは、つまり「まちづくりの理念」の「太宰府らしさを活かしたまちづくり」であると考えております。答申の中でも、重点目標は「協働のまちづくり」と「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」との関係性において整理するよう検討すべきとのことでしたので、提案のとおり整理をいたしております。

4点目の計画の進行管理と財政計画につきましては、現在も実施しております行政評価にさらに改善を加えながら、その結果を踏まえ、実施計画を立てて進行管理を行っていく予定としております。また、財政計画については、国の動向でありますとか、社会情勢に大きく左右されますので、10年間基本構想に位置づけるのではなく、毎年見直す実施計画に位置づけて作成をいたします。

5点目の前期基本計画の施策の体系につきましては、基本構想と重複する部分もございませぬけれども、将来像から各施策までの一連の体系をわかりやすく図示したものととして策定いたしました。

6点目の前期基本計画の施策に答申の内容が反映されていないという点につきましては、先ほど申しあげましたように、答申を受けとめ、大部分に関しては取り入れております。施策03「障がい福祉の推進」に「障がい者の就労」を成果指標に追加することなどが提案されましたけれども、障害者の就労状況に関する情報が市にはございませぬで、国、県にも問い合わせをいたしましたけれども、各市ごとに取りまとめたものはないということございませぬので、やむなく断念いたしました経過もございませぬ。また、施策20の「低炭素社会の構築」の成果指標をとトンではなくキロワットにしたほうがわかりやすくいいのではないかとこのご意見につきましては、一度キロワット表示に直して検討いたしました。

ただ、キロワットにいたしますと、例えば基準値が2億8,412万3,204kW、あるいはそれを2億7,326万2,000kWにする目標となり、表示するようなことになって、かえってわかりにくくなってしまうのでまとのままとするなど、一度改正してまたもとに戻るなど、一つ一つ庁内で議論を重ねて提案をいたしております。

また、答申の参考資料の「基本計画の構成例示」にございませぬ順序や取り組み内容、目標や指標を入れることにつきましては、例えば順序は「現状と課題」を踏まえまして、「基本方針」を立て、「成果指標」という目標を掲げて、それを実現するためにさまざまな「施策実現に向けた取組」を行うということございませぬで、「成果指標」と「施策実現に向けた取組」の順番を入れかえてしまいますと、「政策実現に向けた取組」を実施した結果、「成果指標」が変わったという単なるアウトプットになるということございませぬで、「成果指標」を達成するという目的のため「政策実現に向けた取組」を実施するというアウトカムではなくなってしまうので、目的と手段の関係が逆転しないよう、このままの順番をいたしております。

取り組み内容や目標や指標につきましては、例示では基本事業にぶら下がる個別具体的な事

務事業のことを記述してございますけども、前期基本計画では、事業の基本的方向性を示すものとして記述をいたしております。

7点目の「人材の育成」につきましては、職員の人材育成だけでなく、市民の人材育成についても記述すべきではないかというご意見でございました。そういうことから、施策31「市民参画の推進」に、基本事業05「人材の育成」に市民に関する人材育成を追加いたしまして、職員の人材育成については施策33「市民のための行政運営」の中に整理統合いたしました。

8点目の市民との協働についてでございますが、豊かな地域社会の実現を図るためには、市民が相互に連帯感を持ち、各地域の課題解決のため、積極的な地域活動を展開し、有意義な社会生活が営まれるようなコミュニティの形成を図り、市民参画のまちづくりを推進することが重要であると考えます。そのためには、自分たちの住む地域（町）は自分たちでつくるという共通認識のもとに、地域住民が主体性を持ち、知恵を出し合い、ともに汗を流すことによって生まれる連帯感と充実感こそが地域の原動力であり、その地域に住む一人一人が豊かさを感じることのできる町を目指して、行政と市民はもとより自治会、NPO、ボランティア団体、学校、事業者などの多様な主体と対等な立場で相互に連携、協働して活動を展開していく必要があると考えております。

9点目のまちづくり基本条例の制定時期についてでございますが、行政と市民はもとより、多様な主体、自治会、NPO、ボランティア団体、学校、事業者などとの協働のまちづくりを推進していくためには、市民参画のもと、自治基本条例、例えばまちづくり基本条例とも言われますが、その条例の制定などのルールづくりが必要であると認識いたしております。平成23年度を目途に、市民、自治会、校区自治協議会、NPOやボランティア団体、学校、事業者などからのそれぞれのメンバーによります、仮称でございますが、市民懇話会を開催いたしまして、市民参画のもと条例内容や制定時期について、さまざまなご意見を伺うことといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 先ほども申しましたけど、特別委員会があつているということで、その中で審議ですね、質問もあればやって、それでいいのではなかろうかとも思いましたけれども、やはり少し時間も委員会という中では限られますので、いろんな角度から市長のお考えを初めとして執行部のお考えを聞きたいということで質問いたしております。

濟いませぬ、ちょっと風邪引いておりますんで。

いろいろ、これはいろんなところで、特別委員会の中でもですね、あるいは我々全員協議会の中でも、その審議の経過等は報告を受けております。

しかし、こうやって出てきたこの案ですね、上程案に対して、この答申あるいはその審議会の審議内容というものが余り投影されていないのではないかというふうな声というのはあちこちから聞きます。現に、いわゆる請願あるいは公開質問状等も出ているようですが、この辺の

そごというか、いわゆる執行部の思いと一般市民、あるいは審議会の委員等の考え方の違い、ねじれというのは、一体どこから来たとお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これを策定するまでの間、さまざまですね、市民の方のご意見をいただいております。そういう意見をできるだけ反映して、庁舎内でも何度も会議を持ち帰ってですね、会議をしてここまで作り上げてきております。そういう中において、それぞれのいろんな意見、小さなこのすべてが、お聞きするだけになった分もございます、正直ですね。ただ、たくさんの意見がすべてが文字としてあらわれてきてなくて、その文字のこの表現の奥底には、すべて市民の方のいろんな意見の集約のものが入っておるといふうにご理解いただければと思っております。言葉として、一つ一つがすべて網羅して言葉そのものが出てきておるわけではございませんけども、広く市民の方の意見を聞いたということは、職員の中でも相当議論してきておりますので、今後この基本構想を受けて基本計画、そして実施計画、そして事務事業評価というすべての流れの中にそれが包含されて反映されていくというふうにご理解いただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 私、6月に一般質問しましたが、そのときも何かかみ合わないような、質問と回答がですね。というのは、そもそも総合計画の、まず基本構想とは一体どういうものかと。もうその一番上位にあるものということですよ。上位にあるならば、そしてかつ下位の計画を拘束するようなものであれば、より慎重な構成が求められると思うわけですね。しかし、何となく感じるのは、いわゆる美辞麗句といたらあれだけでも、大体の理念、イメージを上げとって、その細かいところは基本計画、いや実施計画、そして年度、年度のいろいろな予算審議等々、そういうふうなことで年度単位でやっていくからということですよ。本音じゃないかなと思うんですけども、そこが違うわけですね。

例えば、審議会を私1回傍聴に行ったんですが、最後の、2番目ですかね、12回目ぐらいで、もしこの審議が継続とかなったらどうするんだという質問が委員から出たと思いますが、総務部長は、構想だから継続という考えはちょっと考えられませんということを言われましたけど、まさにその辺の違いがあると思うんですよ。余り細かいことを構想でやる必要はないかもしれない。しかし、ある程度のことはやはり出すべきだと。それが市民の、あるいは審議会の委員さんたちの、私も膨大な量ですけど大体目を通しましたけども、議論ではなかったかと。いろんなところでいろんな意見が出てきて、何とかそれを、そこを一つ一つの言葉じゃないですよ。一つ一つの施策の中の共通するような言葉というのは何とか盛り込みたいという思いが非常に強いわけですよ。単に歴史とみどり豊かなというだけじゃないところですね。その点が、最後まで何かかみ合わなかったのかなと思ったりもします。

そして、言葉ということで、この前の初日の特別委員会でも、結果的には考え方の違いということも少しおっしゃったと思うんですけども、もう一回言うならば、やっぱり考え方の違い

でこれが済まされるんだったら、そもそも審議会なんて要らんのじゃなかろうかと。審議会で皆さん集まってですね、一般公募市民も来られて、何をやりたいかという、直接自分たちがやった結果も残したいわけですね。それは確かに執行部、専門家の皆さんがいろいろ考えて、今言われたようなこれとこれに対してということ、だからもっと説明されればいいと思う。デザインを含めた計画をぜひ立てたかったんじゃないかと思うんですね。

もう一回ちょっと委員会と同じことを聞きますけど、その答申に対してですね、答申に対して、いわゆるこの市長様という、このA4、4枚つづりのこの書類が答申のすべてなのか、この参考資料ですね、あるいはこの施策の体系、図ですね、これも含めてきちんとした答申としてとらえてあるのかどうか、もう一度お答えください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、審議会にずっと入って議論をさせていただいて、非常に勉強になりました。たくさん非常に私たちでは気がつかない視点からの意見をいただいたりして、本当いい勉強になったと思っております。

そういう中で、一つの答申が出されました。答申が出されて、また私どもも再度庁舎内で議論を行って、今つくり上げたところでございますけども、その特に将来構想の姿のどういふふうにあるべきかとかですね、この中でもやっぱりいろんなご意見をいただいております。そういう中で、最終的な成案としてまとめていったわけでございますけども、そういうときに最初の素案から見れば、相当この中が修正されていったということは、もうご一読いただければわかるかと思えます。そこに私どもも一度みんな持ち帰って、再度かみ砕いてつくり上げたところでございます。

そういう中で、今ご質問にありました答申とその他資料でございますけども、例えばその他資料でも、参考資料の分そのものが基本計画のほうですかね、その体系図そのものになってきておるようなことで、縦にしたか横にしたかみたいな違いぐらいしかないんじゃないかなというようところで、相当この中の、いただいた意見の趣旨を取り入れて今回の上程案になっておるというふうに考えております。そういう中に、先ほどご説明いたしました、若干文言的にあらわれない部分とかですね、いろんなものございますけども、これは相当いただいた意見を、意見一つ一つを細かく分類しましてですね、各所属のほうにまたそれを戻して、それをどう反映するかということを検討した結果であるということをご説明したいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ちょっと具体的に二、三、見ていきたいと思うんですけども、まずこの基本構想ですけど、一番まず審議会で議論になったのは、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」というものを太宰府のまちづくりの将来像とするかどうかということですね。この辺のことは、考え方が確かにいろいろ違って来るかもしれません。実際にそこに住む人、あるいは外部といいますかね、遠くから太宰府を見ているような方々では、あるいはそういうふうな学識のあるような方々にとっての太宰府のイメージと、そこに住んでる市民にとっての太宰府の

イメージとか将来像というのは、やはり違ってくると思うんですね。ですから、市長初めとしてこういう政策が決められてあるならば、どちらに顔を向けるかやけど、やっぱり市民のほうを向いていただきたいと。そうして、その市民が、この前も言いましたけど、近隣と対比した中で言いますと、この将来像というものを昭和57年からですかね、第二次からずっとこれを続けていると。もう十分、これが悪いというわけで決してなくて、あるいは消せというわけじゃなくて、これはキャッチコピーとして残したらいいじゃないですかと答申では言っているわけですね。そのかわりに、ここにきちんとしたものも、今後も語り継ぐ太宰府の姿ということで具体的な提案をされてあると。だけど、まずここが、まず骨というかな、が抜かれたような感じを私も受けます。今、量とか、いわゆる7割か、8割か、9割かとかというものではなくて、まず大事なポイントですね。そういったものがどうなのかということで、まずここが非常にそのとおりじゃなかろうかと思えます。

それから、登壇した分の質問でいきますと、細かいところは、また委員会のほうでいろいろ質疑させていただきましても、「まちづくりの理念」ですね。ここも非常に議論があったところでありまして、今総務部長のお答えでは、これこれしかじか非常に大事な部分だということをおっしゃってますけども、この辺は残りの重複するようなどころとの整合を図ろうということで審議会のほうでは結論を出したと思うんですね。このかわりにですね、まちづくりの重点目標を入れろということで、その辺のことがですね、どうしても、ここへ書いてある文言ですね、これはこれでそのとおりだと思うんですけども、しかし同時にこのまちづくりの目標ですね、こういったことを、今提言されているような協働による大きな活力を生み出し、生き生きと安心して心豊かに暮らすですね、等々を入れるのも全く悪くはないと思うんですね。最後は考え方の違いとおっしゃるなら、もうそれはそこまでの話ですけど、もう少し何かその辺の、極端なんですけど、この答申ですね、この資料を含めた答申の、ここはこれじゃだめということをおっしゃりたい。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 「まちづくりの理念」ということでございますけども、その中に重点目標とかということとは確かに議論で言われました。この将来像のところ、あるいは町の姿というところで、さかのぼれば、将来のことだけじゃ自分たちは不安だ、見えないということから、「10年後の目指すべきまちの姿」ということで、もっと身近な姿というものをここにいただいた答申の内容を入れ込んでおります。そして、これを入れて、もう少しもっと10年後という形でわかりやすいという形をして、あといろんな重点目標というような話が出ておりました。目標とするものは7つの柱に、またこれを6つで提案いたしましたけども、7つに分けて目標の柱をつくったところがございますが、そこにどうしても重点目標、優先目標というようなことで、ご意見がさまざま出されておりましたが、私ども行政としては、すべてが重点であり、すべてが目標であるということの全方位の市政運営をしなければなりませんし、そういうところでやっております。

例えば、いろんな意見が多いからそれが重点であるとか、1つしか意見がないからそれは優先ではないというようなとらえ方ではなくて、一つ一つを同じ価値として見ておるといところで、あくまでも優先とか重点という言葉は使っていないということをご説明してきております。そういうところで、この目標とするものがすべて理念として、同じ方向に向かってですね、全部進んで取り組んでいるというふうにご理解いただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ほかの質問もありますので、もうそんなに深く言いませんけど、この意識調査をまとめたようなものが手元にあるんですけど、高齢者、障害者の福祉政策、福祉ですね、の充実が74.4%、今年の3月ですね。その次が、育児体制や施設などを整備し、子育て支援の環境づくりと、これは68.6%、事故や災害、犯罪のない安心して生活できるまちづくり74.6%、この3つが他をかなり離してますね。こういうふうな資料はお持ちだと思いますけども、以下ずっと施策が並ぶんですけども、重点、市民が直接望んであることは、数値的にそう難しいことじゃないし、今望んでるからその10年間どうなるかということ、どうなんかな、その辺は盛り込み方次第と思うんですが、この基本計画の中で、これはぜひやっていただきたいかったなと思うのが、やはり実施に向けた取り組みですね。絵にかいたもちではない実施ができるような。その中で、やはり指標を具体的に出すと。この例示にありますように、例えば介護予防の推進、相談拠点の推進、相談事業の推進、孤立予防の推進等をきちんと順番つけて、そしてそれを年何回、何カ所、目標ですよ。これがそのまま絶対の拘束力を持つわけじゃないかもしれないけれども、この前期5年間の中の目標として当然出していくことに、何かその、先ほどお答えはあったんですけど、やはりちょっとその辺が納得がいかないところがあります。

そういうふうな中で、まず先ほどの、例えば施策の35を34にされたというのはですね、結局1個削ったということで、今先ほどお答えあったように、しかじかのところでこういうふうな職員はこうなった、入れていると言いますが、これは職員と一般市民を同じようにやるんじゃない、協働の観点で育てようということで出されたと思うんですよね。職員は職員だけ、市民は市民だけ切り離してやるんじゃないと思うんですよね。たしか答申の内容はそうだと思うんですけど、審議の内容は。その辺どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 人材の育成ということで、最初の素案のほうでは一つの施策として上げておりました。その議論の中で、人材育成という中に職員のことしか書いておりませんでしたので、ここが市民の人材育成という面も考えてほしいということで議論いただきました。

そして、内容的に以前の評価がすべて職員の研修のようなですね、職員の育成ということがメインになっておりましたので、再度議論する中で、職員の育成のほうは、さっき言いましたように、行政運営ですか、「市民のための行政運営」として職員の育成を入れていこうということで、私どもで考えて、そちらのほうに振り向けたところでございまして、だからこれが決

して内部的なことだけではございませんで、市民と協働に向けた、その中身はですね、一緒にこの中の「市民のための行政運営」ということの中の市民のための人材育成、職員の育成という趣旨で入っておるといふふうに私どもは考えております。

そして、市民の人材育成というんですか、それは市民と一緒にやっていくんだ、市民と行政もやるということで、市民参画という形の中でそのことは、先ほど言いましたように、まちづくり基本条例の問題とか、広く一緒にやっていくという中に市民の視点を入れさせていただいたというふうに分けております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 本当は基本計画の、例えばこの頭のここにこれを持ってきて、この「歴史とみどり豊かな文化のまち」ではなくて、これはこれで上に上げていいですから、このそこそこの個別の施策と対比づけてわかりやすくしたらとかという提言は、私はこちらはわかりやすいと思うんですが、ここのことを議論する時間がなかなかないと思いますので少し進めますけど、昨日私の議員の棚の中に、この公開質問状というのが入ってました。出すという話はちょっと薄々聞いておりましたが、見たのはそこで初めて見ました。ざっと読んで、非常に詳しく質問されてますので、これはこれで私のあれとは別ですから、きちんとお答えになると思うんですけども、ただその中にですね、いろいろ書いてある中で難しい言葉もいろいろあるんですが、等閑視というのが、我が太宰府市ではそうしたプロセスが等閑視されたことに云々とあって、等閑視って難しい言葉、どんな言葉やったかなと。薄々はわかるんですけど、調べてみたらですね、いわゆるなおざりにするということですね。おざなりじゃないんですよ。これも何かどっちがどうだった、おざなりというのは、いいかげんながらも何かの対応をとることであって、なおざりというのはなお去るという意味で、いわゆるあえて無視して何もしないという意味だし、等閑視というのは、それを漢字にしたということですね。非常に強い言葉だなと。それが、このこと自体が、質問自体がどうかということは、今ここで私が言っているわけじゃないですけども、ただ現にこういう強い何か不満といいましょうか、そういったものがあるということはやはり強く意識しながら、先ほどもちょっとご回答はいただいたけどいま一つわからんのですが、いわゆるこれをチェックしていく機関をどういうふうにするのかと。先ほどまちづくり、自治基本条例ですね、等々ともかかわってくると思うんですけども、その辺のこと等含めて、ぜひともきちんとやっていただきたいんですが、最後のほうで質問の中で部長がお答えになりましたけど、市長にこの市民との協働についてですね、お考え、広くで構いませんからお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まちづくりの理念として、協働のまちづくり、みんなが幸せになるためにみんな考えて、みんなで実現して行動していくというふうなことでございます。考え方を、目標値を共有し、そしてそれぞれの側面の中でやるべき領地があるでしょう。市民の守備範囲、行政の守備範囲、あるでしょう。一緒になってそのことを目標値に置いて、よりよい住みよい

まちづくりを目指す。市民が幸福実現するようなまちづくりを目指すというのが、私は協働のまちづくりで、一緒になって向かっていくものだというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 非常に市長は、今回のこの計画策定に当たっても、もう細々言いませんが、その100人のあれ、あるいは1,000人を超えるインタビュー、あるいは行脚ですね、ずっと回られとる、これは重々承知しております。

ただ、いわゆる情報の集め方ですね、意見、考えの集約の仕方というのはいろいろあると思うんですわ。やはり、人間、この審議会にそもそも議会がいつからか入ってないということで、私が入ったときにはもう入ってなかったのかな。それもあるんですが、やはりその中枢ですね。じゃあ、ゼロに近い、ゼロか、それに近い段階から、やはり広く募ってやるようなこと、非常に最初はですね、うまくいかなかったり、お互い不審なこともあるかもしれないし、あるいは行政コストですね、そのために余計なと言ったらいかんけど、多分時間が倍になったりすることもあるかもしれません。しかし、これは民主主義のコストだと思う。それはぜひやることを、この次のって言いたいんですが、今日最後に佐伯議員が聞かれるので、それまではちょっと聞けませんけども、ぜひ今後もですね、私は頑張っていたきたいと思いますので、そのことをぜひ頭の中によろしく願います。

では、次お願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 2件目の子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担についてお答えをいたします。

まず1項目めの予防効果はあるのか、あるとすればどのくらい続くのかについてでございますが、子宮頸がんは年間約8,500人が発症し、約2,500人が亡くなっており、20歳代、30歳代の女性に急増しています。女性特有のがん（子宮がん、乳がん）の中で、定期的な検診と感染予防のワクチン接種により、ほぼ100%防げる唯一のがんと言われております。子宮頸がんの発症は20歳代以降が多いのですが、発がん性のヒトパピローマウイルス（HPV）の子宮部への感染は、ほとんどが性交渉によるものであることから、10代前半にワクチンを接種することで効果的に予防できると言われております。このウイルスは特別な人だけに感染するのではなく、多くの女性が感染する、ごくありふれたウイルスです。

予防効果については、現在のところワクチン接種後6.4年の間、自然感染の10倍以上の高い抗体価が持続することが確認されています。

次に、2項目めの副作用について、種々の情報があるようだが、市の見解はについてでございますが、まずこのワクチンの安全性ですが、世界的に見ますと2007年から接種が始まり、現在は欧米を初めとする100カ国以上で販売されています。日本でも平成21年10月に厚生労働省において承認され、同年12月より任意接種できるようになりました。厚生労働省では、承認審査の段階で、海外の市販後の状況や、国内外の臨床試験データを評価した上で安全性の確認を

行い、承認しています。

また、副作用については国では国内外から副作用情報を集める体制を整えていますが、ワクチンの安全性に関して重大な副反応発生報告はなく、通常に使用し得るワクチンとされています。

3項目めの公費助成を行う場合の財政支出はについてでございますが、子宮頸がん予防ワクチンは10歳以上の女性に接種できますが、優先的接種推奨年齢は11歳から14歳の女子となっています。接種回数は、初回接種、初回接種から1カ月後、初回接種から6カ月後の計3回を接種することで十分な予防効果が得られるため、きちんと最後まで接種することが重要と言われています。

公費助成については、1回の接種料金が約1万6,000円で、3回の接種で5万円程度となっていますが、さきの国の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策の中で、子宮頸がん等予防接種緊急促進臨時特例交付金補正予算が11月26日に成立し、現在県において、その交付金を受けた基金条例を準備中です。このため、本市におきましても任意の予防接種事業として、本会期中に補正予算の追加提案をさせていただきたいと考えています。

接種費用につきましては、約960万円を予定しているところでございます。議会で承認をいただきましたら、市民への事業の周知や医療機関とも調整を図り、3月からの実施に向けての準備を進めてまいります。

なお、国の交付金事業の概要といたしましては、都道府県に基金が設置され、事業の負担割合は、国2分の1、市町村2分の1となっています。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。

実は、この子宮頸がんの、あるいはそういう病気、あるいはそういうワクチンというのは、マスコミでたまに報道される程度の知識しかありません。特に詳しいことは何もおっしゃらなかったんですが、ただネット関係で見ると、たまに何か問題あるようなことがありましたけど、さして強い興味はなかったわけですね。

しかし、今度何か市もいよいよそっちのほうに進まれるということで、いろいろ調べてみると、資料を今日は持ち込みをさせていただいておりますが、問題点というか、こういうふうな声もあるということですよ。これは一つのサイトの一つの意見といいますか、ただ私複数サイトをざっと見たんですが、おおむね大体危ないという点は同じ、共通してますね。数値、数字の部分まで大体同じことを言っていると。

今回質問の中で、要は効果があるのかと、副作用はないのかと。お金のことは、ちょっともう一応聞いただけです。今度補正もありますから、とりあえず置いときますと、問題はまず効くのかどうかですね。本当に効くか、効かないかというところで、ワクチン自体の疑問ということもありますよね。あるいは、特に副作用についてですね、今のお答えでは、国は特にそう

いうことを言ってないと。大丈夫とはっきり言ったのか、大丈夫だからこうやっているんでしょ。ただ、本当に大丈夫とお考えなのか、こういう情報というのはもうすべてご承知で大丈夫だということなのか。

それでもしですね、いわゆる薬害ということがよくありますけれども、そういうふうなことになる場合に、市の責任とかということはやっぱり発生するのかどうか、その辺のこととか、あるいは国とのその辺について話し合いとかということはされたのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） WHOが先進国でワクチン接種、子宮頸がんを含め、ほかの予防接種も勧告しているわけですが、そういうもろもろの情報というのは、一定国の審議会の中でも議論されております。これは絶対大丈夫というのは言っていません。それはもうワクチン接種というのは異物を体内に入れるわけですので、副作用がないということは、100%ないということはまずあり得ない、私はそのように思ってますし、またそれが一般的な考え方であります。

ですから、当然ワクチン接種というのは、例えば今予防接種で2つの類型に分かれているんですけど、2つといたしますのは、1つは対策型といたしまして、乳幼児に多く接種いたします3種混合とかもろもろありますけれど、あと一つが個人防衛ということで任意型ですね、これ高齢者のインフルエンザですけど、こういうふうに分かれております。この論議も今なされています。それは、こういう予防接種法の範疇に入れるのかどうかということになってくるんですけど、そういうのもある。一律強制が妥当なのかどうかという論議も当然あっています。ですから、そういうただ論議の過程の中で、少なくともこういう予防接種で、もちろん予防接種だけでは効果はない。いわゆる、検診と併用することで予防できるということでございますので、そういうもろもろのやはり条件、情報というのは、きちんとお話しする中での接種というふうになってこようかというふうに思います。事故が発生すれば、市の賠償責任保険というのが当然ありますので、そこはその対応というのはきちんとしていくということでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） まず、その薬効ですね、それから副作用、それからここにも何か書いてあるみたいですが、経過を見る、あるいはまず何よりも定期的な検診ということが大事だということ、これは間違いのないみたいですね。

それから、これを3回やっても、その効果が続くのが大体五、六年とかというぐらいで、ですから本当の適齢期というか、20歳過ぎたぐらいからですね、これをまたやらんことには、もう1回やれば大丈夫という誤った認識だとかえって危ないということもありますですね。そういうふうなことがあるけども、国が云々というのはありましたけど、ぜひですね、その辺は、万が一の万が一そういうことがないように、慎重な連絡、情報収集をやっていただきたい。

それともう一点がですね、これはこれ見ると、やっぱり11歳というと小学生ですたいね。そ

の小学生の女の子がこういうふうなのを、それをちゃんと理解して、ちょっと説明せないかんでしょうけれども、通常インフルエンザになって死ぬのと、あるいは重症になると、そのインフルエンザの予防接種をやったら何万人に1人亡くなる方おられるかもしれんけど、どっちがということでやられるわけですよ。その辺のこと含めてですね、これは児童・生徒にこういうことをやるとなると、説明もやっぱり、あるいは教育も要るんじゃないかなろうかと。これさえやっとならばもう大丈夫だとかという変な誤解もなきにしもあらずで、教育長、その辺のこと簡単に。もう時間が余りあれですので、お考えが。これ学校現場にかかわることですから、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在まだ協議中で、きちっと決まりますと、どのようにしていくかということについては校長会等で話すことになるだろうと思いますが、ただちょっと今の状況では、これ学校です。違うでしょう。だから、多分保護者の方がですね、お子さんを連れられて、病院等でされるのかなというふうに感じているところです。

ただ、それにしてもですね、子供さんにどんなふうの説明するかというのは、学校がするのか、親御さんがするのかを抜きにして、やはりきちっとした資料等が必要かなというふうに感じております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 濟いません、もちろんです。もちろん、個人の希望者がするわけですね。けども、そういうふうなことというのは、やはり子供たちというのは情報を共有しますから、その中で問題がないように、その辺のことをお願いして、本当にやっぱり、これで100%治るんだったらいいことですたいね。だけど、この幾つですか、10種類も20種類もあるような中で実は2つしか効かないと。それも、日本人には少ない型であると。全体の確率をやると、かなりどうなのかなという疑問もありますし、その他問題がありますので、国とも連絡をとりながら慎重な対応をお願いします。

じゃ、次お願いします。

○議長（不老光幸議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 3件目の携帯電話基地局の問題についてご回答申し上げます。

近年の社会経済活動の発展及び情報社会、通信技術の著しい進歩に伴いまして、スマートフォン等の携帯電話、あるいは第三世代移動通信システムなどの電波利用が増大をしております。そのことから、基地局の増設が行われておるかと思っております。

しかし、基地局建設につきましては、法律上問題がなくても、事業者による地域への説明は必須のことであると考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 携帯電話基地局の問題につきましてご回答申し上げます。

過去2回にわたり、この問題につきましてご提言をいただき、内容を検討いたしました。電波利用に関しましては、総務省の電波防護指針により十分な安全基準を考慮した基準値が設定されており、また世界保健機構も国際ガイドラインを下回る電波により、健康に及ぼす影響はないとの見解を示しております。現段階で、電磁波が健康に影響する根拠が科学的に確立されておられませんことから、ご提言の紛争防止条例等の制定には至っておりません。

なお、電話基地局の建設に際し、地域住民の方への事前の説明が不十分であることによりまして問題が生じている場合には、事業者に対しまして、地域住民の理解が得られるような十分な説明や、住民の方への理解が得られた後に工事を実施するというようなことを今後も業者のほうに申し入れてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 過去2回質問、また予算、決算特別委員会でも何度か質問をさせていただきました。ご回答あったような内容で、結局なぜ問題になっているかと、これをきちっとやる法律がないからですよ。正直なところ、市に言われても困るところかもしれないけども、ところが市民としてはどこに言っていいかわからないと。私も、実は私の住るところからもうほんの五、六十m離れたところに、もう既に、あつという間にできてですね、あつという間に。さあ稼働しようかというときに、あれは何だということになって、まずそれがこの問題との取り組みの最初でした。まず、市に言ってもそのとおりなんですよ、別に問題ないと。市に言っても、県に言っても、那珂土木行っても、どうしてもですよ、別に問題ないと。どうしようもできないと。電波管理局かなと言ったら関係ないと。あれは大気の何か調整みたいなもんですよ。困ってですね、どうしたらいいもんかと。業者とももちろん話をするんですけど、問題ないの一点張り。そして、いわゆる自分たちの資料をとんと、問題ない、問題ないというもとを出されると。じゃあ、問題はないのかというと、いやそうじゃないと。先ほどのいわゆる子宮頸がん云々もそうですが、非常に問題があるという海外の報告とか、あるいは国内でもそういう研究とかがあっていることも事実ですね。どちらがどうかということ、現在は制度的に問題ないと。限りなく僕はグレーだと思うんですけど、問題ないということにされているだけですよ。だから、これが真っ白じゃないと私は思う。真っ白だったらそういうふうな話が出てこないと思う。

その中で、ちょうどわかったんですが、清水議員の請願の資料がありましたが、ちょっと飛び飛び読んだらですね、例えばちゃんと計測をしたと。業者立ち会いですかね。そうすると、6,000倍だったと。だけど、問題ないと。だから、今はそういう、だから基準がないんだから問題がないわけですよ。問題がないと。

それから、特にこの第三世代、サードジェネレーションですかね。3Gの基地局、いわゆる何かいろんなホームページ見たりですね、何かするやつだと思うんですが、これらに関しては

非常に人間に有害ではなかろうかという報告があちこちあっています。それはもう、いろんな書籍等もありますし、それからインターネット見ても幾らでもあります。そういうふうなのが、やっぱりそうだなと思うのが、もともと自然界には存在しなかった、そういうふうな周波数なり、そういう種類の電波らしいですね。例えば、我々はいわゆる地磁気とか、そういうふうなものに常時さらされている、あるいは一部宇宙線等にもさらされているけど、それだったら大昔、何億年、何百万年と生きてきたわけですね。しかし、今までにないようなものだということが1つ。

それからもう一つは、長期のそういう調査結果というのはいわゆる携帯電話が出てきたのは、たかだかこの何年間だと思えます。特にこの第三世代に関しては、もうほんのここ何年かですよね。それらが、しかも住宅地にもう何の遠慮もなくどんどんできるというのは、やはり異常じゃないかと。たしか1回目のときに言いましたけど、いわゆる電波ですから、波ですから、距離の2乗に反比例するわけですね。逆に言うと、距離の半分に逆に比例するんですね。距離が半分になったら強さは4倍、3分の1になったら9倍でしょう。そういうふうにならばどんどん近くなる。だから、家の1軒、2軒、そこの目の前に立てられたら、これはやっぱりたまらんのじゃなかろうかと。

それと、長期ということにおきますと、やっぱり学校ですね。学校、幼稚園、保育園、子供というのはまさに今細胞分裂で体が成長しているわけですね。細胞分裂というのは遺伝子のコピーでしょう。そしたら、その肝心のコピーしているときに、そういう電波がどんどん人類が体験したことないような強い電波が当たると、こういうものが正確にできるのだろうか。発がんとか、そういうことでないのか。実際に疫学調査で、小児白血病の発症率が倍になるという報告が、これはきちんと国の仕組みで報告されてますよね。そういうことはもちろんご存じだと思います。

ということで、長々申しませんが、要は先ほどのワクチンもそうですけども、確かに人間は昔何にも知らないときは、例えば水銀が長生きの薬とあって飲んでた時代もあるわけですね。あるいは、アスベスト、これは便利だと、みんなじゃんじゃんやって、今問題にようやくなった。何十年もたってですね、病気になって、肺がんになって亡くなるような方が次々と出てきて初めてわかったわけです。我々というか、大人はまあそういう影響があつて何十年か、あつたとしてもあれですけど、子供はそういうわけにはいかないと思います。ということで、まずこの予防原則、疑わしきは疑ってかかると。それなりの対応をとるということに関して、最後に市長、お考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 現代の科学の発達と、また人の利便性の反面、そういったリスクがいろいろあるということについても、当然出てくるだろうというふうに思います。ごみの問題ばかり、すべての問題が高度成長とともに、こういったひずみ、陰の部分としてあるということ。また、その辺のところ科学的に実証されているかどうかということ。市としては、そういった

状況等については、今もお話を申し上げましたように、例えば最近の私の事例の部分で申し上げれば、今地上デジタル等の切りかえがっておりますね。そここのところの、やはり聞こえない部分、電波が届かないところにアンテナを立てるといような状況等がございました。そういったときにも、申し出があったときに、これは放送局でございますけれども、十分なる住民の理解と、協力、支持、得られなきやできないですよ。説明会をきちっとしていただくような、そういった要望等をしたところでございます。そういった中で、恐らく建設されたというふうに思いますが、今回のこの種の問題等々についても、十二分に住民の理解、あるいは国に、むしろ議会の皆さん方も含めて、そういった心配があるということ、国博時においても電磁波の問題、私も総務部長のときには経験をいたしております。やはり、そういった国に確固たる科学的な検証をしてもらうような、そういった要望等も今後あわせて行っていく必要があるのではないかなと、そういうふうに感じました。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。

いかんせん、じゃあおまえは、言われたんですよ。じゃあ、業者と話してて、これがブルブルと鳴ったんですよ。ほらとって指さされたんですが、そのとおりです、持ってます。でも、住宅地は私は固定電話で十分じゃないかと思うんですけども、ただ人間便利な生活を営むには、もうごみの問題、何の問題、一つ一つとっても必ず何かがあるというのはもうある。問題はルールをつくるということが大事で、そのためにも自治体も何らかの動きをするべきじゃなかろうかと、そう思ってこの質問をさせていただきました。こういうふうな質問も出ておりますので、今後の政策にぜひとも積極的に盛り込んでいただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております3項目について質問いたします。

1項目めは、道路の整備について質問します。

観世音寺は661年、中大兄皇子が、亡くなった母親の斉明天皇のために発願した寺で、落成までに80年余りかかったそうです。調査によると、回廊で囲まれた縁側の東に塔、西に金堂が建ち、国宝である日本最古の梵鐘など、七堂伽藍が整った大寺院でした。その後、天平宝字5

年、761年、鑑真により戒壇院が設けられるなど、奈良から平安時代にかけて、仏教の中心として大宰府政庁とともに発展した重要な建物です。また、現在では史跡地有効活用のライトアップ事業で、毎年12月30日、31日、ライトアップinまほろばの里で、観世音寺、戒壇院をライトアップされ、市民参加型イベントとしての「太宰府古都の光」では、市民が参加し、観世音寺、戒壇院を中心に、町全体のライトアップ行事が年々盛んとなり、多くの来訪者を迎えています。私も古都の光のイベントで、幹線道路から戒壇院横と観世音寺入り口まで、都府楼保育所、大佐野保育所の児童たちが、袋に絵をかいた灯明にろうそくを立てるお手伝いをさせていただきました。そのとき気づいたことですが、雨によって、でこぼこ道や、砂利で車いすなどを押すことさえ大変だったこと、健常者でもつまずきかねない状況をご存じでしょうか。平常時は街灯もなく、暗い状況です。この道は市道と聞いております。市民や観光客が多く訪れるこの地域の景観は、これでいいのでしょうか。

そこで、戒壇院入り口から観世音寺と戒壇院横の間の道路について、整備はどうなっているか、次の2点についてお聞きいたします。

1点目は、人が集まる、人が歩く、多くの観光客が、特に高齢者や障害のある方にとって歩きやすい道なのでしょうか。

2点目は、平常時電灯もなく、暗い状況です。市として、今後どのように整備されるのかお聞きいたします。

2項目めは、文化財の保存対策について質問いたします。

第五次太宰府市総合計画（案）でも示されております「文化遺産の保存と活用」について質問いたします。

文化財というものは、つくろうと思ってもすぐにつくれるものではなく、長年の歴史の中で培われたものであります。「文化遺産の保存と活用」の施策の中で、基本事業として「文化財保護の充実」があります。収蔵品の保護、管理に関して、次の2点についてお聞きいたします。

1点目は、太宰府市で発掘された出土品の保管場所と管理の取り組みについてお聞きします。

2点目は、史跡地の景観と周辺整備について、どう考えておられるのかお伺いいたします。

3項目めは、太宰府市民べんり帳と犬の飼い方、マナーについて質問いたします。

1点目は、太宰府市民べんり帳は、市役所でのいろいろな手続や相談窓口、文化、スポーツ施設など紹介され、日常生活の手引として毎日の暮らしの中で活用されています。その市民べんり帳も、平成20年2月1日、現在の平成20・21年度版が発行されてからそろそろ3年近くになりますが、その後の作成がどうなっているのか、改訂版はいつごろ発行される計画なのかお伺いいたします。

2点目は、太宰府市民べんり帳や太宰府市ホームページを見ましたら、動物、ペットに関して、飼えなくなった犬、猫の引き取りと犬、猫の死体処理だけとなっており、犬、猫の飼い

方、ふん害については一切触れておられません。もっと見やすく、わかりやすい情報を市民にお知らせすることが必要と思います。飼い主が知っておきたいマナーを知らせるべきだと思います。

そこで、市内の飼い犬として登録されている犬の数とふん害の苦情件数について実情を伺います。

3点目は、飼い犬に対する飼い主のマナーアップ対策についてお聞きします。

福岡県は飼い主マナーアップ推進キャンペーンを実施されています。2010年は、6月及び11月をマナーアップ推進月間として、散歩時の犬のふんの放置や近隣への迷惑、危害防止に関するモラルとマナーの向上に関する啓発を行っています。太宰府市では、飼い主のマナーアップ推進に関してどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

以上、3項目について、項目ごとに積極的に実効性のあるご答弁をお願いします。再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 1件目の道路整備につきましてご回答申し上げます。

お尋ねの1点目、2点目、道路整備の考え方のご質問でございますので、あわせて回答させていただきます。

この道路は、観世音寺と戒壇院の間を歴史の散歩道から政庁通りをつなぐ、風情ある市の道路でございます。この道路は、史跡観世音寺境内及び子院跡に位置しておりまして、歴史的風致維持向上計画に基づきまして今後整備をする予定でございます。

具体的に、今後整備に当たりましては、文化庁、観世音寺、戒壇院、また地元自治会等と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今整備をされるという回答いただきましたので、本当によろしく願いたいと思います。

それですね、雨が降ったときの道路の状態がでこぼこ道であるということはお存じだったでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 今の現状は、もう砂利道といいますかね、土の上に砂利を敷いておる状況で、雨が降るとちょっと水がたまっているというような状況もあります。随時文化財、市の道路管理のほうは建設経済部ですが、協議しながら、維持管理に努めておるということでございます。

この道路は、日本三戒壇と言われている戒壇院の正面玄関という部分もございますので、その道路の整備のあり方、どういう方法がいいのか、今後各関係機関とですね、協議しながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今、部長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり道というのは雨水流出抑制と都市型の水害を予防することが大事なことだと思います。

ただ、コンクリートの道路ではなくて、ゲリラ豪雨とかも太宰府市にはあっておりますので、小石とか砂利などが流れて、水が舗装の、雨水対策というのを考えてしていただきたいなと思います。

それと、舗装についてちょっと参考までに私のほうで言わせていただきます。

今、エコな土というものが改良工法されております。それは、そのエコな土というのは、透水性、保水性の工法を用いた土で、透水性や保水性を高めるためのコンクリートの原料でつくられております。それで、その土のかたさは調整できるようになっております。それで、環境に配慮した土ですので、そういうふうなものも参考の資料として、後で資料を差し上げますので、ぜひ参考にされるといかがだろうかと思っております。

それと、私お寺というところで、先ほど部長さんが言われましたように、舗装とか街灯の分につきましてはお願いしたいことがありまして、道の形態とか舗装の素材、色とか街灯のデザインとかは、やはり景観に見合ったものをお願いしたいと思っております。

それと、景観は住民の意見を反映することによって、住民はまたその町に愛着ができて、また長く住むことができると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。単に道路整備というんですかね、ハード的な整備に終わらずに、住民の自主的な提案とか意見とか取り入れられて、醸成された道づくりからまちづくりに展開されますよう、強く要望して1項目めは終わりにします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 2件目の文化財の保存対策について回答申し上げます。

埋蔵文化財の発掘調査は、埋蔵文化財の発掘作業、出土品の整理、保存作業及び発掘調査報告書の作成業務などから成っております。

出土品の保存につきましては、文化ふれあい館と坂本事務所に分けて保管をいたしております。

2カ所に分けている理由は、文化ふれあい館の収蔵庫の面積が限られておりますので、報告書に記載いたしました出土品を文化ふれあい館、そのほかを坂本事務所で保管をいたしております。

しかし、両施設の収蔵庫も保管スペースが満杯に近い状態で、新たな収蔵施設が必要でございますので、今後文化庁、県と建設に向けて協議を行う予定でございます。

なお、大野城環境処理センターに出土品の仮保管ができないか、大野城太宰府環境施設組合と現在協議中でございます。

次に、史跡地の景観と環境整備についてでございますが、良好な景観の形成に向け、指針と

なる景観まちづくり計画、事業計画である歴史的風致維持向上計画と、策定中ですが、景観まちづくりの根拠となる市民遺産活用推進計画を連動させながら、実効性がある景観まちづくりを展開してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今部長がおっしゃいました坂本神社の裏にある保管場所が、プレハブとして6棟建てられていると思いますけれども、そのプレハブはいつごろ建てられたものでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 平成2年に建設したものでございます。

4棟でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 平成2年ですね。

私、この住民の方から、そこのプレハブの4棟につきましては、文化ふれあい館ができるときに移設するという話を聞きましたが、それはご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） その件につきましては確認しましたが、ちょっとそのあたりの確実な情報は聞いておりません。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 聞いていないということですが、またそちらのほうの住民の方から、この件につきましては言ってこられると思いますので、よろしく願います。

その場所についてですけれども、あの場所は人けもなく、死角にある場所というのはご存じですかね。死角にあるということをご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現場も何回か行きましたので、知っております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 知ってあるんだったら、どうしたいと思っておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 先ほど申し上げましたように、保管場所ということで2カ所、それぞれが満杯状態ということもございまして、新たな保管場所を今後協議するというようなことで話は進めておりますが、現在のところは適地、適当な場所もございませんので、今後にそういうふうなことで進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 実は夏場になりますと、あの死角になっている4棟のプレハブは、たばこやごみが散乱している状況でございます。もし火事になると、予測することは、もうせつ

かく出てきた出土品がどうなるかというのは、もうご存じだと思いますけれども、出土品を守る対策もやはり考えておかないといけないと思います。

それで、あの場所が今適した場所かということを開きたかったんですけども、余りよくないということ、死角になっているということだけでもおかしいのではないかと。もしもですね、住民の方からのことなんですけれども、民家の近くにあるプレハブというのがどういうふうなもの、物すごく近く、もう本当に敷地の隣にそのプレハブが、今平成2年から建てられたということですから、もう20年になるわけですよ。プレハブの耐用年数とかということも15年ぐらいと聞いておりますので、もう何かあった場合に、鉄がさびているとか、中のこともきちんと精査はされていると思いますけれども、もう少し景観に適したプレハブかどうかをもう一度確かめていただいて、さっき文化庁のほうとも話し合って、移動できるものなら移動していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、移動する場所が検討されているということなんですけれども、南バイパスの高架下とかをやはり利用するというのも検討されたらいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 確かに、保管場所ということについては探していると、困っているというような状況ではございますけども、今おっしゃいました高架下の部分は、ちょっと突然の分で、今の段階ではお答えできません。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） それではですね、私今その場所が適した場所なのかということをお伺いしたんですけども、やはり行政というところは、まちづくりや人づくりをするところであると私は思っております。そして、このまちづくり、人づくりは、場当たりの対症療法やほかの地域のやり方をするのではなくて、そこに見合った解決策をやっぴり導き出さないといけないのではないかと。住民の意見とかも聞いていただいて、史跡地、もうあそこは史跡地だと思いますけれども、そこで起きている事象とか、あるいは現在進行している状態をですね、よく分析していただいて、それを市のほうで見ていただくというのがやっぱり最も重要なことだと思いますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

それで、市長にお伺いしたいんですけども、平成20年8月に太宰府の景観づくりフォーラムで、景観は市民でつくっていく、景観づくりは行政がすれば住民がついてくる、また景観のルールづくりの基準をつくり、強いまちづくりにすると市長が言われたことを私記憶しておるんですけども、この分については間違いないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりでございます。景観は規制からまちづくりというようなことで、それぞれの立場の中で、農業従事者は農業従事者の中で、原風景含めた中での景観があるわけです。そこに生きておる者、生活しておる者、すべての景観を私は守っていききたいなというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。

やはり、文化財を保護するためにもですね、基本構想の目的のために既存の建物が適した場所なのかということを整理していただきまして、ぜひそのプレハブ 4 棟につきましては撤去する方向で、1 つでも整理をしていただいて、住民の方から見て、今ちょっと苦情が出ておりますので、ぜひそれを1 つでも一つにまとめるとか、どこか場所に移設するとか、そういうふうなことも考えていただきまして、要望しましてこの 2 項目めを終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 3 件目。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） 3 件目の 1 項目について回答いたします。

市民べんり帳は、いろいろな手続や相談窓口など、市民の皆様が日常生活の手引としてご利用いただくよう作成しております。平成19年度までは、毎年約3,000部作成し、太宰府市への転入手続時に配布するようにはいたしておりました。平成20年度に作成する際、民間会社から広告収入を得ることで、無償作成、配布することが可能との申し出があり、協定書を締結し、官民協働事業として、市の費用を投下することなく、平成20・21年度版を発行し、全世帯と転入者に配布をいたしたところでございます。

同時に、まほろば号の時刻表も市民べんり帳に掲載し、またごみの持ち出しカレンダーなどもあわせて無償で作成するなど、多大な費用効果をもたらしましたが、同時に作成いたしました近隣市に比較しても、極端に本市の場合は広告収入が少なく、結果として協働発刊した民間会社の収支は赤字に陥りまして、続いて次回の発行にはつながってまいりませんでした。

今年度は、市民べんり帳発行は見合わせておりますが、近隣市のべんり帳を参考にしながら、最小限の費用投下で作成方法を研究しているところでございます。情報の変化に即時に対応できるよう、職員による手づくり方式や、一部広報に掲載する方法などで、転入者向けの配布を再開するよう検討いたしております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 2 項目めについてご回答申し上げます。

平成21年度の犬の登録数は3,593頭ということになっております。また、犬のふんに関する苦情は53件ということになっております。犬のふんの防止看板の市民への配布枚数は111枚となっております。このことから、犬のふん害で困られている市民の方が多数おられるということが言えると思います。

環境課において、毎年狂犬病の予防注射のお知らせとあわせて、市の広報やホームページで、飼い犬のふん放置の防止、放し飼いの禁止などについて啓発記事を掲載をし、マナーアップを呼びかけておるところでございます。また、犬のふん放置を注意する看板や、隣組回覧用のチラシなど、環境課で準備いたし、市民の皆様の求めに応じて配布をいたしております。環境課には市民の皆様から、ごみの出し方や死亡犬・猫の処理、空き地の草刈りなど、さまざま

な問い合わせがっておりますので、高齢者などへのわかりやすい情報の提供のあり方、あるいは市民への意識づけをするための取り組みについて、さらなる検討を行ってまいりたいと思います。

3項目めの飼い犬に対する飼い主のマナーアップ対策についてご回答申し上げます。

この件につきましては、地道な啓発活動が第一だというふうに考えております。市の広報やホームページにおいて、環境マナーアップの啓発を幾度となく掲載をいたしておりますけれども、まだまだマナーが守られていないという状況もございます。また、獣医師の先生方のご協力をいただいて、狂犬病予防注射の会場や動物病院において、飼い主に対する啓発も行っていただいております。ペットの飼い方を初めとしたマナーアップは、地域の環境保全の観点から重要であるという認識のもとで、現在第五次総合計画あるいは第三次環境基本計画におきまして、マナーアップの推進ということで項を設けておりまして、環境マナーアップ条例の制定に向けまして、全庁を挙げて取り組むということで記載をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ありがとうございます。

今、1点目から再質問させていただきますけれども、発行されない理由は広告ですかね、広告収入がなくなったということですが、一応このべんり帳というのは、今井上市長が行財政改革を推進する官民協働事業で、行政情報の発信源として発行されたものであります。最新情報はホームページでも見られますが、高齢者やパソコンがない人、このべんり帳が日常生活にかかわり、大変利用しやすく役立っています。このべんり帳にですね、かわるものがありますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、非常にこれ便利なものでございまして、市のいろんな情報が網羅されておりますが、これにかわるものとしては、ちょっとほかに印刷物等は作成はしておりません。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 先ほども、やっぱり広報紙に載せるとか言われましたけれども、やはり広報紙というのは保存版ではなくて、その月、その月でなくなってしまって、情報がわからないと思います。

そして、弱者、ホームページとかパソコンを使えない人は、やはりこういうふうなべんり帳があったからそういうふうなものを見られると思います。このように、情報弱者とか、そういうふうな高齢者ですね。高齢者の方が、パソコンとか使えない人はどういうふうにかこの情報を知ったらいいのかということをお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 確かに、パソコン等お使いにならない方も多数おられます。そういう方

には、日々の情報としては、広報というのは各世帯配布いたしております。このべんり帳も非常にまとまってわかりやすいんですが、今度逆にいろんな情報があるということは、その情報が変わっていったときに、紙で印刷した場合は即印刷し直すというわけにいかないというのがちょっと矛盾点としても持っておりますですね、なかなか中身の変わったときにどう対応するかという課題もございますもので、どうかそこだけ差しかえられるような方法がないとか、いろんなことで現在内部でも検討いたしております。そういうところで、ホームページだけじゃなくいろんな情報提供のあり方ということを総合的に考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この平成20・21年の太宰府のべんり帳の中に、私もこのまほろば号の時刻表が入ってましたので、2年間これでいくのかなと思っておりましたから、要らないものもあると思うんです。でも、やっぱり要るものというのは、災害についてとか、今から言いますけれども、犬、猫ふんのものかも大事なことだと思います。手続、証明、暮らしの窓口、こういうふうなことは本当にぱっと見てわかるということで、本当に重宝しておりますので、生活に必要な情報をですね、こういうふうな冊子にまとめられて、保存版にしている方はもう本当たくさんおられると思いますので、もう一度再発行することをぜひ検討していただきまして、1 点目については終わりたいと思います。

2 点目につきまして、ふんの災害が53件ということで言われましたけれども、このふん害の対策について、職員の方がですね、ふん害の苦情とか電話とか、そういうふうなことがあっていると思いますけど、職員の方がこのふん害の件でどれくらいの時間を使用されているのか、おおよそでよろしいんですけれども、職員の方の。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 個別に時間をはかったわけでございませぬので、1 人1 件当たり10分程度かかったとして53件でございますので530分という、そういう時間になろうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 済いません。私も質問をちょっとこう間違ったようで、その時間とかわからないと思うんですけど、やはりこのふん害ばっかりの仕事をされているわけじゃないと思うんですよ。だから、こういうふうな、もしもふんを、飼い主のマナーとかといったものを、こういうふうなべんり帳の中に入れ込むとかということをするれば、少しは啓発になってくると思いますので、どれくらい時間をとられているのかなということでもちょっと質問をさせていただきました。

この太宰府のですね、べんり帳には、先ほど私言いましたように、狂犬病のこととモラルについてとか、そういうふうなことが一切この中には書いてなくて、犬猫の死体処理とかそういうふうなことは詳しく書いてあるんですけれども、マナーというものを、飼い方はこんなふう

にするといいですよということを書くのが、やっぱり啓発につながっていくと思います。それで、近隣市のほうでもですね、こういうふうなべんり帳と似たものがございまして、保存版があります。この中を見てもみますと、市民に知らせるための方法を記載されておられます。ふん放置は許されない行為であり、ふん放置を望まないことが住民の総意であるということアピールするために、ふんの始末をするためのマナーバッグを配布したり、啓発されておられますけれども、太宰府はこのような啓発についてはどうお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まず、1点目でございますか。市民べんり帳、あるいは市のホームページ、この分について、犬猫の死体処理とかそういうものしか掲載をしてないということでございます。

この部分につきましては、基本的に市民べんり帳、それからホームページについては大体同じような内容で掲載をし、本市の部分、それから県の筑紫保健福祉環境事務所が取り扱う業務、そういったものをお知らせをいたしておるところでございます。

なお、近隣の環境マナーアップということで、そういうものを本市でもやらないかということでございますけれども、本市におきまして先ほど申し上げましたようにマナーアップ条例、こういったものも考えていくというご説明をいたしました。また、今後においてはごみの減量化等もあわせて、市民に対する説明といたしますか、マナーアップが推進できるように、そういったものもつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 参考までに、大野城市のほうでは、動物、ペット、そういったものを詳しく飼い主の最低のルールとか簡単なふんの取り方とか、そういったものを犬のしつけ方とかというのは飼うときに考えて飼われていると思いますけれども、やはりふん害というのが一番大事なことだろうと思いますので、そういうふうなルールみたいなものをやっぱり詳しくまとめて書かれて、見てわかるような啓発になっておりますので、参考にされてみたらと思っております。

それと、もう先ほどから私がふんの放置については言ってますけれども、犬のふんの放置についてはポイ捨てになるのかならないのか、お伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） まずは、犬のふんでございますが、基本的に私どもではですね、太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例というものを定めております。この中に、飼い主の義務ということで定めておまして、飼い主は畜犬が道路、公園、広場、その他の公共の場所、または民地においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならないというふうに定めております。このことから、放置をされれば当然ポイ捨てといたしますか、放置をされたということになると思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ちょっと、今聞き取れなかったんですけども、今部長が言われたのは、太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例のことでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 今申し上げましたのは、犬のふんについては太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の中の項目でございます。

それから、先ほどポイ捨てと言いましたけれども、空き缶とかそういったもののポイ捨ての部分とはちょっと別だというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ふんを放置してそのままにしておくというのは、ポイ捨てにはならないかもしれませんが、ふんをそのままぽんと捨てるということと一緒にないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） これは言葉のとり方という問題かと思えますけども、例えば犬がふんをした。それを袋か何かに取った。そして、それをどこかにぽんと捨てるという、そういう発想であればポイ捨てということになろうかと思えますけれども、私どもとしては、特に畜犬につきましては、ふんを道路わきとかですね、田んぼのあぜとかすると。これは基本的には放置というふうな形でとらえております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 太宰府市ではですね、空き缶等の散乱防止及びその再資源化促進に関する条例が定められておられると思えますけれども、ここで言う空き缶等の等とは、あとどういったものをいうんですかね。等というのは。空き缶のほかには。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 空き缶等というものの中には、ペットボトルとか、そのほかビニール袋、要するに再資源化、それからたばこかともそうだと思いますが、いろんなものが含まれるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今部長が言われましたように、空き缶とか瓶とかペットボトルは自動販売機に備えている回収容器とか、そういうふうな不燃物で処理はできます。あと、たばこかチューインガムとかというのも、灰皿とかくず箱があれば処理はできるんですけど、ふんを処理するためには、やはり自分で持ち帰るしかないと思うんですよね。道にふんが落ちているということは、やはり、それを処理するほかはないと思います。それで、その空き缶等の等の中にですね、飼い犬のふん放置もやっぱり盛り込むことについてはどうでしょうか。条例の中

に。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 基本的には、犬のふんにつきましてはですね、先ほども申し上げましたように太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の中で、飼い主の義務として項目を設けて義務を課しております。これを守られない方につきましてはですね、基本的にその第11条の中に罰則という部分があります。ただ、この罰則についてですね、厳密に適用していないと。要するに、お宅の犬がここでこのふんをしまったよという証明、明らかに証明ができない以上ですね、この罰則の適用という部分がちょっと困難であるというようなこともございまして、罰則規定はございますが現在そういう罰則までは課していないということ。それから、ポイ捨てと基本的には犬のこういったふん害というものは別ということで考えておまして、マナーアップの部分につきましても、やはり分けて考える必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 参考までに申し上げますけれども、和光市では「空き缶等ポイ捨て及び飼い犬のふん放置の防止に関する条例」というのが定められております。またほかにも40ぐらいの、やはり中にペットのふんの後始末とかということで、福岡市でもそういうふうなものが条例で一緒になって定められております。よその自治体も見て検討していただきまして、このポイ捨てというんですかね、同様に考えていいのでは、その先ほど部長さんが言われたように、犬のふんの分は別と。犬のこの条例、空き缶等のポイ捨ての条例とはまた別物だということだったので、これを空き缶とこの犬のふんの放置も一緒にすればいいのではないかとということで検討していただきたいと思っております。

ふんの始末をですね、しない者には、していないということを判定するのは本当に難しいことだと思います。証拠写真とかなんとかがなければ、本当にそのときに自分がカメラとか持っているはずがないと思いますので、やはり一番大事なことはですね、住民に強くモラルを喚起することだと思います。だから、環境美化へのですね、関心を持ってもらうためにも有効手段と考えますので、先ほども言いましたように条例を施行されている和光市とか福岡市、そういうものをまた検討されて、犬のふん放置も条例のほうに加えていただけますようお願いして、2点目を終わります。

そして、3点目につきましてはですね、第五次総合計画と第三次環境基本計画に施策の実現に向けて取り組みも示しておられますので、あとは第五次総合計画が無事に案が通りますようお願いして、マナーアップ推進に関して、飼い犬に対する飼い主のマナーアップ対策というのは非常に大事なことだと思いますので、啓発を強くしていただきますように要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の総合計画について、1項目2点の質問をさせていただきたいと存じます。

今議会におきまして、平成23年度から平成32年度までの10カ年に及ぶ第五次太宰府市総合計画の基本構想が上程されました。第五次総合計画案は、6月29日に諮問されてから10月15日まで13回の慎重審議を重ねられ、審議会委員の皆様や市職員の役員の皆様並びに関係されました皆様に対しましてこの場をおかりし、お疲れさまのねぎらいの言葉と敬意を表したいと存じます。また審議会委員には、公募を含む7名の市民の方が参加されたと伺い、大変好ましく思っております。

さて、総合計画について一般論を申し述べさせていただきますと、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3本柱から成る自治体の将来のまちづくり設計図であります。基本構想は将来の都市像、つまりまちづくりの基本理念による将来像を掲げ、これを実現するまちづくりの基本目標を示すものであります。2つ目の基本計画は施策の方向づけ、つまり基本構想で示したまちづくりの基本目標を実現するため、行政内の各分野の現状と課題を具体的に示すものであり、実施計画の基礎となります。そして、3つ目の実施計画は、具体的な事業の実現。つまり、基本計画で定めた施策をより効果的に実施するため財政的な検討を加え、3カ年計画したものを別途策定し、毎年度事業見直しをしながら補正し、事業を実施していくのが一般的なやり方となっております。

今回私の一般質問のテーマは総合計画についてであります。今回執行部提案の第五次総合計画の内容につきましては、議員による特別委員会が設置されました。10日の特別委員会で初めて質疑ができました。がしかし、特別委員会ができるまでは、将来のまちづくり計画に関し議員の出番がないという状況、中身について口が挟めないのはいかがなものか。要するに、全員協議会で報告を受け、ただ聞きおだけの今のありように疑問を持った次第であります。確かに、全国の市町村におきましても、その多くの自治体が役所任せで、議会は追認するというのが大方の状況です。しかしながら、よくよく考えてみますと、市民から負託を受けた我々議員が、将来の指針を示す総合計画案の策定に関与できない仕組みで果たしていいのだろうか。よかるうはずはありません。今回の第五次総合計画策定に関しまして、議員は全く無関心であるかのように一部市民には映ったようでありまして、誠に残念に思っております。

全国を見渡してみますと、まだわずかではあります。議会による事務事業評価や総合計画の進行管理を目指す取り組みが始まっている先進的な自治体もあります。今期は来年統一選挙

のため時間がありませんが、もしまた議会に戻ってこれることができましたら、議会基本条例をつくることも一方法でしょう。首長と議会の醜い対立した関係ではなく、お互いを尊重し合った、対等で切磋琢磨した二元代表制の確立ができるよう、努力していくべきではないかと考えます。

質問いたします。第五次総合計画ではなく、第四次総合計画の復習をさせていただきたいと思っております。

1点目は、第四次総合計画後期基本計画が平成18年度から始まり、今年度がいよいよ最終年度となりました。3つの推進プロジェクトを掲げ、総合的にまちづくりを推進することを約束されましたが、計画どおり目標を達成できたかどうかお尋ねをいたします。

2点目は、5つの基本的施策がありますが、果たして市民は施策を理解し満足できたのでしょうか。それぞれの施策の中からピックアップして実施状況と課題についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、1項目2点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 1点目の第四次総合計画後期基本計画、3つの推進プロジェクトについてご回答申し上げます。

まず、まるごと博物館推進プロジェクトについてでございます。

まるごと博物館は、市内のどこでも歴史や文化を五感で感じることでできるまちを目指すものでありまして、太宰府学の推進、歴史・文化的遺産の保存と活用、美しい地域づくり、産業・観光の振興、市民ネットワークづくりを施策の柱に、事業を展開してまいりました。

具体的には、太宰府発見塾、ボランティアによる市民遺産の調査、また景観まちづくり市民会議によるルールづくりなど、市民と協働のもと、まちづくりに取り組んできたところでございます。

まるごと博物館推進プロジェクトの最終的な目標は、地域の再発見、再評価を通して得られた知識、地域の新たな価値を市民の財産として共有し、地域に対する誇りと愛情の育成につなげていくことでございます。

このような視点に立てば、先ほど言いました太宰府発見塾は、平成17年度より継続的に実施し、延べ570人が参加されております。そして、塾生は史跡解説員やその他ボランティア活動に積極的に参加していただいております、まさに地域に対する誇りと愛情のあらわれであるということがございます。

また、目に見える成果といたしましては、国博通りの整備、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の制定、本年で5回目を迎えました太宰府古都の光、市民や来訪者にも好評を博している花いっぱい運動などを挙げることもございます。

このような成果以外にも、地域に対する誇りと愛情の育成といった目には見えないものがあ

ると思いますが、今後とも継続的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、地域コミュニティづくり推進プロジェクトでございます。

市民生活に直結する一番身近な制度でありました区長制度を見直しまして、平成21年4月1日から市民みずからがつくり上げる新しい自治会制度へと改革を行い、市内全域におきましておおむね小学校区を単位とした校区自治協議会も設立され、地域住民が主体となって地域の課題解決に取り組む新しい仕組みづくりが大きく前進をいたしております。

行政の支援策といたしましては、地域運営支援補助金を創設いたしまして、校区自治協議会や各自治会の活動支援を行っております。

また、テーマ型コミュニティでありますNPO・ボランティアにつきましても、平成18年4月1日から太宰府市NPO・ボランティア支援センターを設立し、育成、支援を行ってまいり、大きな成果を上げており、12月1日現在では認証を受けているNPO法人は31となり、年々増加をいたしております。

少子・高齢化社会を市民が希望を持って前向きに生きていくためには、地域力がかぎでありまして、平成22年度を地域コミュニティ元年と位置づけ、これまで以上に市民と行政が連携し、地域課題解決のため、地域が一体となって支え合いの輪を拡充する新しい公共へと結びつけてまいりたいと考えております。

地域コミュニティづくりにつきましても、第五次総合計画のまちづくりの理念の一つであります協働のまちづくりの根幹をなすものと考えますので、引き続き推進をしてまいります。

次に、福祉でまちづくり推進プロジェクトでございます。

福祉でまちづくりは、乳幼児からお年寄りまで市民一人一人が健康で生き生きとした暮らしを実感できるよう、保健・福祉・医療が一体となって、地域に視点を置いた住民同士が支え合い、生きがいの持てる福祉のまちづくりとして、健康づくり、福祉の充実、子育て支援、高齢者支援、バリアフリーの推進の5つの柱を立て、目指す目標を生きがいをもってともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちと掲げ、取り組んでまいりました。

福祉でまちづくりは、市民（自治会）を初め、市内事業者、行政の理解と協働のもと、ともに進めていくもので、また当事者の立場に立って推進することが重要であると考えております。このような視点に立って、健康づくりは地域に地区組織の支援として健康推進委員の指導育成を行いながら、地域に密着した保健事業の推進を図ったほか、校区自治協議会を主体とした健康づくり事業を展開してきました。

福祉の充実面では、県や関係課と共催し、講座や講演会を実施してきました。また、地域での福祉活動を委員に担っていただいておりますが、これからも地域住民の力が必要で、福祉人材の養成、ネットワーク体制の構築が必要と思っております。子育ての面では、子育て支援センターを設置し、相談、広場、訪問事業など、子育てサークルや団体などの側面的な支援を行っております。

そのほか、保育所の定員増や学童保育所の時間延長、学童保育所の増設などを図ってまいり

ました。高齢者支援面では、生きがいつくりとしてパソコン教室を開催し、介護予防事業としていきいき元気教室を地域を主体として開催してきました。また、認知症高齢者の対策として九州大学健康科学センターと連携を図って、高齢者の生活状況調査を実施してきたところでございます。

次に、2点目の基本的施策の実施状況についてでございます。

一部をピックアップしてご紹介いたしますと、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」については、「人権尊重のまちづくり基本指針及び実施計画」の策定、地域コミュニティづくりの基礎となります新たな自治会制度の確立、スポーツ振興基本計画の策定、小・中学校の耐震補強工事やNPOボランティア支援センターへの支援などを行ってまいりました。

「健やかで安心して暮らせるまちづくり」については、生後4カ月までの乳児に対します全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の開始、待機児童ゼロ作戦としての南保育所の定員増や新規認可保育所の設立などの子育て環境の整備、地域防犯活動の推進、消費生活相談体制の充実などを行ってまいりました。

「自然と環境を大切にすまちづくり」については、緑地保護地区の公有化、高雄公園の整備、リサイクルの推進などによるごみの減量化などに取り組んでまいりましたが、現在策定中の第三次環境基本計画の中で、近年の社会経済状況の激変に対応してまいりたいと考えております。

「快適で魅力あるまちづくり」については、百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府を目指して、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」の制定でありますとか、景観計画の策定、さらには、まほろば号の路線充実、バス接近案内の導入や高齢者の外出支援策としての新たな地域公共交通にも取り組んでまいりました。

また、佐野土地地区画整理事業の完了後は、通古賀・吉松東地区の土地地区画整理事業が組合施行で行われ、新市街地が形成されたところでございます。今後は、佐野東地区のまちづくりを地域住民や関係者の意向を踏まえながら進めてまいります。

「文化の香り高いまちづくり」については、「歴史的風致維持向上計画」が先月22日に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の三大臣名で認定をされたところで、その交付を受けておるところでございます。歴史と文化を身近に感じることができる都市づくりに取り組んでおり、景観まちづくり計画、市民遺産活用計画、環境基本計画と連動させた、環境・景観と歴史のまちづくりを進め、観光客が来て楽しめ、市民が郷土を誇りに思えるようなまちづくりを市民の皆さんと一緒にやってつくり上げてまいりたいと考えております。

目標については、おおむね達成できたと認識いたしておりますが、第五次総合計画にも記載をしておりますとおり、課題がすべて解決できたわけではありません。そういった課題を行政、市民、校区自治協議会、NPO、事業者などが一体となって協働しながら、第五次総合計画の期間中に一つ一つ目標達成ができますよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ご答弁ありがとうございました。

5年間にわたる事業ですので、たくさんですね、ご説明、報告をいただきましたけれども、ちょっとまた再質問になりますが、ちょっと掘り下げてですね、質問させていただければと思います。

昨日の福廣議員の中の質問とちょっと重なる点多々あるかもわかりませんが、ご了解のほどよろしく願いいたします。

まず、まるごと博物館推進プロジェクトの再質問ですけれども、まるごと博物館推進の中の発見の小径というのがあります。散策路ですね。これのネットワークを図られたということで、すけども、詳しくですね、どこまでできたのか、現状についてお聞かせ願えればと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 発見の小径、散策路ネットワークの整備は、市内に点在する歴史・文化的遺産を有機的に結ぶために歴史の散歩道、九州自然歩道を基軸としまして、発見の小径、散策路ネットワークを図るものでございます。

基本的には、既存の歴史の散歩道。これは平成4年から平成6年にかけて整備を、太宰府天満宮から水城跡までの整備を行っております。とあわせまして、散策路整備事業の施行でございますが、これは国博通り、西鉄太宰府駅から九州国立博物館までの整備を図っております。水城から九州国立博物館までの基本ルートは一定完成をしておるところでございます。

現状といたしましては、散策のためのサインや休憩スペースなどの不足。また、平成15年の災害で崩壊いたしております四王寺山の散策路及び門前町等の歴史的建造物の滅失が目立っておりますので、そのために今後歴史的風致維持向上計画の関連事業ということで、今後周辺環境の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市内どこでも歴史や文化を五感で感じる古都のまちを目指すということで、散策路、これもですね、点在する歴史・文化的遺産を効果的に結びつけて、その散策路をつくっていくということでございますけれども、じゃあ今度はですね、ちょっと視点変えまして、産業と観光の振興についてどのような整備をされたのか。また、これまで観光客が買う、食べる、憩うですか、これは満喫できているのかどうか。

さらにですね、魅力ある観光コースの利用度というのはどんなふうな状況なんでしょう。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 観光関連の拠点施設といたしまして、平成16年10月に太宰府館を地域活性化複合施設として開館いたしております。

そこで、いろんなメニューを用意いたしまして、太宰府体験プログラムとして開催をいたし

ております。昨年度は、その中で万葉歌碑めぐりが10回ありまして、86人の方がご利用されてあります。

もうその絵つけ体験は26件で209人の方が、梅ヶ枝餅焼き体験は75件ありまして、1,395人が利用されてあります。また、史跡解説が12回申し込みがありまして、175人の利用があつておりまして、これらを含めて太宰府館の利用者が、昨年は14万5,000人でした。

この体験プログラムにつきましては、旅行代理店にも積極的にプロモーションを行つておりまして、修学旅行生の利用も増えてきております。また、市内を回遊していただくための魅力ある観光コースを15パターン設定いたしまして、ホームページにも掲載をいたしております。また、お電話等のお問い合わせがある場合には、まほろば号の利用もあわせてお勧めをしておるところでございます。

また、レンタサイクルの利用促進という面からも、今年1月に電動自転車を導入いたしました。昨年度のレンタサイクルの貸し出しの台数でございますが、1,680台でございます。そういうことから、今年度新たにポスター、あるいはのぼり、デジブック、画像等を作成して、PRの強化を図っておるところでございます。

また、まほろば号等の利用とあわせて、ICエコまちめぐりシステムを導入いたしました。

これは、携帯電話で観光情報をタイムリーに入手していただくことができるほか、このシステムでは天満宮参道周辺の協賛店舗では、ICカード、電子マネーの利用が可能になっております。3月から8月までのICカードの利用回数は1,791回で、利用額は175万4,000円ほどになっております。

その他、太宰府ブランド創造協議会主催の、太宰府古都の光も今年で5回目となっておりますので、これは先ほど申し上げましたけれども、市内を回遊していただくようないろんな方策を取り組んできたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 太宰府館の利用者14万5,000人とおっしゃいましたかね。はい。

観光コースのパターンが15パターンあると。これは私もちょっと知らなかったんですが、ちょっと勉強させていただいたらと思つてます。

第四次総合計画にはですね、第五次もそうですけれども、九州国立博物館との連携ですね、これが盛んに出てくるんですね。とにかく連携をやるんだ、やるんだということで強調されております。

ここ、第四次総合計画ではその4年間、どういうことを実施されてきたのか、具体的にお聞かせ願えればと思つてます。

また、九州国立博物館の方々との定期的な会合ですか、こういうものも実施されているのか。それから、また会合されているのであれば、その連携事業の計画とかですね、それから集客をどうやって図ろうかという、そういう話し合いとか、されているのかどうかございましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 九州国立博物館との連携につきましては、例えば文化財関連では、専門的な保存関連の定期的な勉強会を開催するなどですね、毎年九州国立博物館を会場として、文化財のパネル展を開催するなどいたしております。

会館1周年の平成18年度から開催をいたしました太宰府古都の光におきましては、ミニ演奏会のイベント会場として、あるいは古都の光の出発会場としてもご協力をいただいております。そのときには通常の開館時間を延長するなど、館長を含めてご協力をいただいていたところでございます。

そのほかのイベントといたしましては、太宰府キャンパスネットワークにおけるキャンパスフェスタや万葉学会の会場として国立博物館を利用するほか、そのミュージアムホールを利用させていただいたりして、地域と密着した博物館として親しまれていただくように協力いただいております。

また、都市整備課や観光交流課、文化財課や経営企画課と、九博職員との連絡協議会を設けておりまして、いろんな折々のときに会議を行いまして、また特別展開催による渋滞などが発生しそうなどときには、事前に連絡調整も行っております。

さらには、今年度から太宰府市の職員を九州国立博物館に派遣もいたしております、これまで以上にあらゆる場面で連携を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） いろいろ工夫はなさっておるようです。私ここで申し上げたいのはですね、これだけいろんな努力をされてます。観光客が増えていると。一時ですね、600万人に落ち込んでいた観光客、平成17年10月九州国立博物館が開館されまして、その観光客数もですね、昨日714万人という数字をご回答でありましたけれども、こんな不景気なご時世にですね、これだけたくさんの方が太宰府にお見えになるということは、大変ありがたいことなんですよね。

他市ではやはり観光客誘導対策を幾ら練っても効果が上がらないというのがほとんどだと思うんです。

本市の場合は、みずから太宰府に出向いていただける。これは私はもう太宰府の本当に財産ではないかと言っても過言ではないと思っております。これをチャンスととらえるか、普通にとらえるかですね。何が何でもこれを生かしていただきたい。

新年度にはですね、ぜひ税収に結びつく観光事業対策を是が非でも考えていただきたいということを要望しておきます。

次、福祉でまちづくりの再質問をさせていただきますが、2点ほどさせていただきたいと思っております。

生きがいを持ってともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり、これが目標でありますけれども、地域にはひまわり会とかですね、たんぼぼの会と、こういったものが、組織

がございます。福祉団体の組織でございますけれども、こういった福祉ボランティアへの支援、育成内容についてございましたら、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 福祉でまちづくりの考え方とところで、特に今ご質問の中身にそのまま実質的な活動、さまざまな活動そのものを支援するというのは、社会福祉協議会が担っている部分も非常にございまして、実際今のご質問がたんぼぼの会、ひまわり会とか、そういうもの皆さん方に対しまして研修会を開催をしてくれているということでございます。年1回研修会を開催してくれている。大体そのような中身になろうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私の青葉台ではですね、どういったことをやっているかといいますと、その高齢者の集いとか、独居老人となべを囲む会。それから、6年生を送る会とかですね。それから、子供と遊ぶ昔遊びとか、こういった事業を毎年実施しておりますが、すべてですね、窓口が社会福祉協議会、こちらのほうにお願いして支援していただいております。

その窓口の件なんですけれども、市民にとってちょっとわかりにくいんですが、健康福祉部と社会福祉協議会と重なる事業内容もあるかとは思いますが、そこでお互いにどんなことをしているか、こう情報交換とか調整とかですね、こういったものを整理、区別はされているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） ちょっとよくわかりませんが、現実的にですね、実際その補助金の関係とかがございまして、先ほど言いました地域福祉の活動そのものについては社会福祉協議会が担うということでありまして、一つ一つの事業を詰めてこういうものやっていくということまでは現在至っていない。実際、その事業の組み立てそのものを福祉のところで見渡しながらつくっていくということまでは現在至っていない。ですから、窓口、今おっしゃいましたけれど、社協がやっているところと健康福祉部がやっているところと、ちょっとばらばらになっているところがあるというふうには思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） では、今後はですね、ぜひ調整をされまして整理していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、健康づくりの一環として私ちょっと感心しましたのは、校区自治協議会の福祉部ですか、保健センターの方々が体力度測定、こういうのを実施されて、ここ2年間ですかね、されてございまして、私も一度参加させていただきました。大変好評です。そのほか、子育て支援とか高齢者支援に対して、生きがいのための施策については何を実施されてきたのか、また課題がありましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど総務部長が回答しました中身と少し重複するかもしれませんが

けれど、子育て環境のところから申し上げたいと思いますけれども、次世代育成支援対策行動計画というのをつくった以降、具体的にさまざまなものを実施してきたわけですが、やはり大きなものとしては平成18年に子育て支援センターを設置したということがあると思います。施策的には、病後児保育を平成17年に設置したり、小児救急医療体制を平成16年10月に開始いたしました。それとか、乳児家庭全戸訪問、これは昨年4月1日からですけど、こんにちには赤ちゃん事業です。それから、子育てサービスとしては保育所、平成16年で710人定員を780人定員にしたということです。もう一つ、安心して子供を育てられるということで、ファミリー・サポート・センターを平成17年10月から実施しました。虐待の関係で要保護児童対策地域協議会、これを平成19年4月1日に実施したということで、さまざまな活動で市内の自治会の方々、それからNPO法人との連携も含めまして実施ができているというふうに思っています。もちろん、これはもっともっと地域との関係性を強めながらやっていきたいというふうなところが課題といたしますか、今から先の展開としてはあると思います。

高齢者につきましては、やはり健康であるということと、生きがいづくりということはセットだろうというふうに思いますけれど、生きがいづくりの面からいいますと、先ほど自治会の関係がございました。自治会へのサロン活動などに対しましての支援というのも、補助金を通しながらやはり健康教室とか介護予防教室を開催していただきながら、そういうものを支援していているということ。また、パソコン教室も実施をいたしているところでございます。

それから、介護予防そのものにつきましては、自治会へ出向きまして、公民館で介護予防教室というのを平成20年度前後からですね、ずっと開いてきております。それと、認知症高齢者の関係も実はございますので、こういうのも4市1町と筑紫医師会と協働して今から進めているというふうなところでございます。特に、高齢者の方々に対します支援というのがますます求められているということもありますし、またそこが一つの大きな課題でありますので、地域との関係をつくりながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 福祉でまちづくりの質問はこれで終わらせていただきますけれども、なかなか守備範囲が広くて、大変ご苦労が多いと思います。高齢者の介護予防の事業なんかもございまして、また身障者といいますかね、お体のぐあいの悪い方とか知的障害とか、そういった一人一人のニーズにもこうやっぱり注意を払うという、そういった仕事のご苦労があるんじゃないかならうかと思っております。

市民の福祉サービスは十分とはまだまだ言い切れませんが、課題も多いことでしょう。特に、子育て支援に関しましてはですね、現在育児ノイローゼや子供への虐待、これが非常に社会問題になっておりますので、この辺ぜひですね、目標を高く、日本一の子育て支援をしていただけるよう、福祉の充実を図っていただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、地域コミュニティづくりの推進プロジェクトの再質問をさせていただきますけれ

ども、答弁にもありましたように、昨年4月から6校区の校区自治協議会が発足しまして、各委員会や部会も立ち上がりました。そして、2年目の今年は具体的にですね、どういった事業をするんだというその事業展開も実施されているようでございますが、前回の9月議会でもお聞きしましたかもわかりませんが、何か新しい事業展開がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ただいま橋本議員もおっしゃいましたように、9月議会のときに校区自治協議会の事業活動あるいは計画についてどうなっているのかというご質問をいただきまして、その際私が校区自治協議会ごとに9月までに実施されたこと、9月以降に事業計画をされていることを詳細にわたって報告させていただいております。結論から申しますと、事業計画のとおり着実に実施をされております。その中で、活動の状況を少し一端をご報告させていただきたいと思っておりますけれども、1つ目は西校区と南小校区で文化祭を計画しているということでご報告いたしました。南小校区につきましては、隔年で静的な展示の文化祭をやられておりましたけれども、今年については動の部分をやろうということで、いろいろ校区の中の役員、あるいは文化委員さんについてはいろいろご苦労があったんですけども、それぞれの公民館活動とかされている方々の発表の場としてやろうということで。出席していただいた議員もおられますのでご存じだと思いますけれども、例えば参加された方がこういう発言をされました。大正琴をされている方が、大正琴の技術を身につけるために私たちはしていないと。そのとおり言いますと、ぼけという言葉が使われましたが、認知症にならないように自分たちで一生懸命やっているんだって。確かに演奏の最中に何カ所もやっぱりひっかかることがあります。しかし、暗い顔をせず明るい顔でですね、一生懸命最後まで演奏されました。また、こう言うてはなんですけれども、70歳、80歳になるんじゃないかと思われるようなご婦人がですね、何というんですか、ハワイの踊りは。アロハですか、ムームーというんですかね、黄色とかピンクのですね、ドレスを着て、ほほはピンクに染めて、本当に楽しそうに踊ってありました。そういう元気な姿をですね、地域の方々も一緒になって参加、会場で見られておりますし、そしてまた実施された文化委員さんの副会長が、70歳過ぎてある方なんですけれども、この文化祭はイベントをするために自分たちが開催したんじゃないと。地域のコミュニティ力をつけるためにしたんだと。地域協働のためにみんなで一緒にやってみようというような締めあいさつもされて、本当に私それを聞いてですね、感激したところです。

また、西校区につきましてはですね、橋本議員も参加していただきましたけれども、文化祭の案内のチラシづくりから会場の借り上げの設営、それから多くのパネルが必要でしたけれども、各公共施設が持っておりますパネルをですね、校区自治協議会の役員さん、あるいはスタッフの方が直接借りに行かれたりとか、それから当日は会場準備、それから出店物の案内、搬入までをされました。出展者がですね、119人の方々が、作品が437点出展されまして、来場者も実に400人を超える方々に来場していただきました。市長、副市長もおいでいただいたんですけ

ども、副市長がうちの担当職員をつかまえてですね、おまえたちも大変やったろう、これだけの準備ということで副市長が言ったんですけども、担当のほうは、いえいえ、楽でしたよと。地域の方がすべて準備から会場の設営までされましたって。本当に校区自治協議会につきましては自主自立、あるいは自発的にやっていただくということが着実に進んでいるんだと私も感激をしたところですよ。

それから、体育の日の行事はそれぞれで地域の特色を生かしながら、南小学校では小学校の運動会と地域の運動会が合同でされますし、あるいはレクリエーションみたいな運動会もされます。あるいは、ウォークラリーとかもされますけども、4,800人を超えるような参加者があったというような報告も聞いております。

それから、健康推進事業につきましては、もう何回もこの間報告をさせていただいてますけども、本当に保健センターの方々も中心になっておりますけども、校区のそういう福祉委員の皆さん、あるいは健康推進員の皆さん、先ほどもご報告しましたように体育指導委員の皆さんもなって、かなり盛り上がりを見せておまして、400人を超えるような健康づくりに取り組まれた方もおられるというようなことで、着実に事業展開としてはまいっております。今後とも地域コミュニティづくりの一つのイベントとして成り立っておりますけれども、今後は先ほど答弁いたしましたように、新たな公共といいますかね、地域と行政が協働して進めるような事業展開をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 文化祭が開催されたというご説明でございましたけども、西校区は九区隣祭、9つの行政区が集まるんで九区隣祭と銘打って文化祭をされたようです。私も会場には足を運びましたけれども、市長もお見えになったそうで。

私の感想はですね、隠れた才能、芸術家がたくさんいるんだなということを痛感しました。これは率直な感想でございますけれども、この文化祭を契機にですね、作品のすばらしさ、それから会場はやっぱり感動といいますかね、感動の雰囲気なんですよね。館内でそういう知らない人同士のコミュニケーション、こういった交流が生まれて、仲間づくりに発展していくという意義ある文化祭、催しだなというふうに感じております。

それで、コミュニティの最後ですけども、6つのこういった校区自治協議会がいろいろ活動を始めました。行政としてはですね、今後どのようにあってほしいのか。あってほしいといえますか、何か将来のビジョン。こういったものが行政としてお考えがございましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域コミュニティづくりにつきましては、第四次総合計画の中で、この間橋本議員を初め、いろんな議員の方からご質問をいただき報告をしてきております。地域コミュニティづくりの将来像といたしまして、地域住民が相互に支え合い、豊か

さを実感できる地域社会の実現を目指して、自分たちの地域のことはみずから考え、決定し、責任を持って行動できる個性ある地域づくりを目標として進めてきたところです。先ほどの答弁で申しましたように、第五次総合計画の理念の一つとして、協働のまちづくりを掲げております。地域コミュニティづくりはその協働のまちづくりを進める上での具体的な根幹をなす仕組みだろろうと思っております。豊かな地域社会の実現を目指すためには、市民と行政が対等な関係でお互いの特性を生かしながら、例えば地域での子育て支援、高齢者の見守り活動、健康づくり、生きがいくくり、災害時の避難対策、防犯活動などのさまざまな課題の解決にそれぞれが協力して取り組むこととしておりますし、そのためには市民や多様な主体の方々とそれぞれが持っている知恵や経験、あるいは情報などを生かしながら、あらゆる分野で協働しながら人づくり、それから組織づくり、ルールづくり、体制づくり、場づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 時間もちょっと、予定よりもちょっと少なくなってきましたので、2点目のですね、基本的施策の課題について、先ほどピックアップして総務部長からご回答いただきましたけども、私のほうもピックアップしてちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

まず、5つの基本的施策がございますね。1点目の「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」、これについての再質問なんですけど、まずたびたび質問させていただいてます生涯スポーツ、この点でちょっと質問させていただければなと思ってますが、生涯スポーツの推進につきましては、生き生きとしたスポーツライフの創造の核となるべき最適な総合型地域スポーツクラブ、太宰府よか倶楽部というのがございます。私もここに所属して、いろいろ苦勞しておりますけれども、この太宰府よか倶楽部といえますのは、いつでもどこでも気軽にスポーツが楽しめる組織です。健康づくりに寄与し、医療費低減を目標にしておりまして、子供からお年寄りまでが楽しんでいただいて、できたら会員をもっともっと増やしたいということで頑張っておりますけれども、行政としてもですね、もう少し何らかの力といえますかね、を入れていただきたい、こういうふうになら思っております。総合計画には、総合型地域スポーツクラブの拡充を推進していきますというふうにならうたってあるんですよね。第四次にならうたってあったんですが、なかなかそれが私自身に余り感じられなかったということで、もっともっと何か具体的な方策をお願いしたいと思っておりますけども、どのようにお考えにならうたってらっしゃいますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 太宰府よか倶楽部は、平成12年に文部科学省が策定した成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%以上になることを目指したスポーツ振興計画にのっとり、本市において初の総合型地域スポーツクラブとして、平成15年に体育協会、それから体育指導委員、レ

クリエーション協会など連携して設立したものでございます。

これからの本市のスポーツ振興は、今年3月に策定いたしましたスポーツ振興基本計画に掲げます生き生きとしたスポーツライフの創造を目指して、地域スポーツ、競技スポーツ、青少年スポーツの3つの分野から総合的に段階を追って取り組んでまいります。太宰府よか倶楽部は、この中で特に地域スポーツの振興を担っていただける組織の一つでありますので、倶楽部の活動につきまして場所の提供などを含め、できる限りの支援、協力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） なかなか会場が少なく、教室も増やしたいんですが、ちょっとその辺困っておりますので、また相談に乗っていただければと思っております。

今スポーツ関係者に非常に関心が高うございます、その総合体育館。これ、建設経済常任委員会の日にですね、総務文教常任委員会の資料として総合体育館建設調査研究委員会の規則、これをいただきましたけれども、その建設計画はどうなっているのか。進捗状況をお聞かせ願えればと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 総合体育館につきましては、平成21年5月にスタートしました太宰府市スポーツ振興審議会に本市の今後の10カ年のスポーツ振興の指針となるスポーツ振興基本計画を諮問をいたしました。この中で、総合体育館建設プランの策定も諮問し、平成21年12月に答申をいただいたところでございます。今後は、これをもとに、より具体的な建設プランを策定していくために、来年度にかけて有識者による総合体育館建設調査特別委員会を立ち上げ、答申をいただいて、さらに建設に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今のご答弁ですと、全く今のところは白紙と。これから委員会を立ち上げてスタートするんだということでございますね。はい。

いろいろスポーツ関係の施設というのが、私も何回か質問させていただく中で、体育施設が非常に不十分ということを申し上げております。また、特にその中でもですね、ソフトボール、野球、野球場ですね。それから、硬式野球も使いますけれども、会場が足りなくて困っているという状況なんですね。しかし、そんな中太宰府市から、しかも青葉台からですね、大石達也君という西武ドラフト1位で指名されましたプロ野球選手が誕生いたしました。これは本当に大変名誉なことでございます。太宰府市にとって、この上ない名誉であり朗報ですので、一言ご報告させていただきます。

今後、施設設備をもっともっと充実させていただければ、オリンピックあるいはまたこういうサッカー選手、プロ野球選手、こういったものがどしどし誕生してくるのではないかと、そういう夢を持っておりますので、一言申し添えておきます。

2つ目の施策のですね、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の再質問に入らせていた

できます。

安全なまちづくりについての質問ですが、犯罪、特に街頭犯罪が多い中で、市民の不安払拭のために、その対策に市長を初め担当課、積極的に努力をされておられることはもう重々承知しておりまして、非常に評価したいというふうに思っております。これまでの防犯対策の成果についてお聞かせ願えればと思っております。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市長以下私たち担当者の業務についてお褒めいただきまして、本当にありがとうございます。5つということですので、まだあとご質問があるんだろうと思いますので、結論から申します。平成20年1月から10月の太宰府市内の街頭犯罪発生状況につきましては、全体で前年に比べまして166件。率にいたしまして27.1%街頭犯罪が減少をいたしております。これは、当市で雇用してあります防犯専門官、あるいは自治会、あるいは校区自治協議会、あるいは補導連絡協議会、交通安全指導員、PTA、それぞれの方々が街頭に立って、本当に子供たちの見守りとかですね、登下校の見守りを初めとして取り組んでおられることの成果だろうと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。確かに犯罪が減っていると私も実感しております。防犯ボランティアの方が東も西も非常に充実してきたという実態もありまして、まだまだ地域地域ではちょっとした課題もありましようけれども、本市は観光都市であります。犯罪のない治安のいい町でありますように、行政としてしっかり取り組んでいただければなど、今後ともよろしく願いいたします。

3つ目の「自然と環境を大切にすまちづくり」の再質問でございましたけれども、ちょっと時間が余らないので、これごみ減量についての、生ごみの質問でございます。一言で結構です。私言ってますように、生ごみをいかに減らすか。これがもう非常にコスト削減に貢献するんだと。もうこれをですね、例えば段ボールコンポストみたいな感じで普及させていただきますとね、堆肥化ですね。非常に生ごみが減ってお金もかからない、費用が非常に削減できるということを常々申し上げておりますが、何か新たな対策、お考えがございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 生ごみコンポスト、段ボールコンポストですかね。これの普及ということでございますが、ごみを減量するという中で、生ごみの減量というのが大きな一つのポイントということになっております。

この部分につきましては、市民の皆様の中で段ボールコンポスト事業の普及促進を図っていただいております。これにつきましては、感謝をいたしております。なお、この部分につきましてはですね、市長のほうからも私どものほうにモデル事業、あるいは実験的な部分でどこか定めてですね、生ごみのリサイクル、そして再生というものについてしっかり検討して、できる

だけ早く実施をするようにという指示も受けておりますので、まずそういう試験的な部分で考えていくということで、今課題としていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、よろしく願いいたします。

では、4つ目の「快適で魅力あるまちづくり」の再質問をさせていただきます。

昨日も質問があつておりました、佐野東地区土地区画整理事業の中で、周辺整備を含めたJ R太宰府駅設置におけるまちづくり懇話会、この進捗状況をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 佐野東地区のまちづくり懇話会につきましては、その設置に向けまして、これまで数度にわたり向佐野区の水利、農事組合等の関係者の方と具体的な意見交換をさせていただいてきました。この経過の中で、まず地元の農事組合の関係者で懇話会についての話し合いを行い、その後市とともに再協議を行いたい旨の意向が示されておりますので、市といたしましては現在その推移を見守っているというところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） これ、平成21年の3月議会施政方針の中でですね、市長は佐野東地区まちづくり懇話会を立ち上げまして協議を進めてまいりますと述べられております。現在ですね、1年8カ月たつんです、申されてから。1年8カ月が経過しております。懇話会の姿形が全然見えてこないんですよ。先ほどおっしゃいましたように努力はされていると思いますが、何かこうはれものにさわるようなですね、消極的な姿勢に映っておるわけなんです、これでは一向に進展しないと思うんです。

平成19年12月議会にて、J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会を、これ議員10人で構成しております。設置されました。特別委員会としても他の委員さんや議会での報告もできずに大変困っております。このままでは特別委員会を閉じるかの瀬戸際でありまして、委員長、副委員長の責任も感じております。特に、委員長は非常に心痛しております。市長が申されております最初に駅ありきではなくて、周辺整備によるまちづくりの中で設置、しかも組合施行による民間活力の導入には、私ども賛成であります。

そこで、市長にお尋ねします。

農事組合、水利組合、地権者の方々、自治会長と確かにアプローチは難しいことかと思えます。九州国立博物館の開館に合わせ、J R太宰府駅の設置が平成15年7月15日の集中豪雨の甚大な被害により予定が狂ってしまったと。頓挫し延期になっていることのまずおわび、おわびをされ、そして佐野東地区の将来のまちづくりのために、ぜひともあなた方の力をかしていただきたいといった市長の熱意を訴えていただきたいということが私の要望であります。

そして、向佐野地区の方々は、非常に経済的にですね、大変潤った方々が多く、せんならせ

んでよかばいという状況なので、私はこちらからプランを携え仕掛ける勇気を持っていただきたい。これが必要ではなからうかというふうに思っておりますが、市長のご見解をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは私のマニフェストの中におきましても、今ご指摘のように、初めにJR太宰府駅ありきではないと。周辺整備を同時にやっていく。その延長上にそういったJR太宰府駅も必ず着地できるというふうな思いが今も変わりません。

それで、何カ月、半年ぐらいになりますかね、地元に出向きまして、今橋本議員が言われたようなこと、背景含めて、私の実直な考え方を申し述べて帰ってきております。今後等については、私もあそこの地権者の一人でございます、5反ほど持っております。ちょっと離れておりますけれども、そういった形の中で、あそこ一帯のまちづくりをどうしていくかというふうなことについては常に考えておるわけでございまして、地権者の皆さん方と一緒にこのまちづくり、佐野東地域のまちづくりを進めていきたいもんだというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、よろしく願いをしておきます。

5つ目の、最後の「文化の香り高いまちづくり」の再質問、1点だけ質問をさせていただきます。

本市には歴史的な文化財や史跡地が数多く点在していることは皆さんご承知のとおりであります。その文化財保存活用計画に基づいて後世に残すための保存と、それから先ほど出てきましたまるごと博物館構想の実現に向けた活用の推進にさらなる努力を期待しております。史跡地公有化事業も非常に活発に進められておりますが、つい最近景観とセットになったですね、市民遺産を守り育てる条例が9月議会でも議決をされました。太宰府の市民遺産の認定、これについてお伺いしたいと思うんですが、これは行政が評価し、選定し、決定されていくのか。それともですね、行政は一切口を出さずに、市民中心の委員会にすべてゆだねるのか。その辺のご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） この市民遺産につきましては、市民みずからがというようなことで立ち上げております。

それで、私たちの回りには、たくさん文化遺産がございます。これらを市民ぐるみで将来に伝え、そして守り育てていくというのが市民遺産でございます、市民遺産につきましては、認定は市のほうではなく、市民が決めるものということになっております。申請をさせていただきまして、申請をされました団体につきましては、景観市民遺産育成団体ということで登録をいたしましてですね、あくまでも市民遺産の認定につきましては市が決めるのではなく、市民が決めるものというふうにしております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私は先日建設経済常任委員会においてですね、分厚い歴史的風致維持向上計画の資料をいただいております。景観計画、それから市民遺産活用推進計画の3つを一体化した都市計画行政と、それから文化財行政が共同して、これからのまちづくりの事業の推進体制を目指すということですので、大いにエールを送りたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。気合いを入れまして、通告書記載の3項目について質問させていただきます。

まずは、教育行政について、普通教室へのエアコンの設置から質問いたします。

今年の夏の猛暑は全国各地で熱中症の被害が続出するなど、深刻な被害と改めて地球温暖化が進行していることを印象づけました。小まめな水分補給など盛んに言われていましたが、大人でも倒れてしまうあの夏の猛暑に子供が耐えることができるでしょうか。太宰府市内の7つの小学校、4つの中学校の普通教室にはエアコンの設備がなく、今年の夏の猛暑の中、勉強していた姿を想像すると、決して快適な環境ではないということは言えると思います。地球の平均気温は毎年のように上昇し、夏には最高気温の更新が言われるのが当たり前になった状況で、学校設備の面でも大きな転換が求められているのではないのでしょうか。太宰府市内の小・中学校のすべての普通教室にエアコンの設置を求めますが、見解をお聞かせください。これは単に子供たちのためではなく、地域の中小の業者さんへエアコン設置の発注を行えば、地域経済への波及効果も見込めると思いますが、見解をお聞かせください。

次に、中学校給食の充実について伺います。

中学校給食の利用の改善についてはこれまでも何度も議会で取り上げてきました。一定の改善をしていただいたことには評価をいたします。注文数も以前よりは伸びているということも聞いております。しかし、今回私が男子中学生をお持ちの父母の方から聞いた話では、お子さんが御飯の量が少ないことに不満を持っているという話を聞かせてくださいました。実際に何人かの中学生をお持ちの父母の方に話を聞くと、御飯の量が少ないから注文していない、量が増えれば子供も注文したいと言っているというような反応もありました。今後も中学校給食を充実させていこうというお考えはお持ちだと思います。こういった点への意識調査をしていた

だき、改善できるものはしていただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、住宅リフォーム助成制度創設の質問をいたします。

地域経済浮揚の観点、中小の建設業者への仕事確保の点から、これまでも議会質問で住宅リフォーム助成制度創設を求めてまいりました。また、同制度創設を求める業者団体の申し入れに、市長もみずから対応していただいたこともあると思います。実際に筑紫野市では、今年の5月から単年度の事業ですが1,000万円の予算を組んでこの制度をスタートさせました。その結果、1億8,000万円の事業が筑紫野市内の業者さんへ発注の実績として上がったそうです。単純に18倍の地域経済への波及効果があったということがわかります。太宰府市でもまずは単年度事業として取り組んでいただき、動向を把握していただきたいと思いますが、財源はありません。先日成立した国の補正予算で組まれた中に、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策というのがありますが、その対策として地域活性化交付金が盛り込まれております。内閣府の見解では、この交付金は住宅リフォーム助成事業にも活用できると述べております。財源も整った今、同制度の実施を改めて求めますが、見解をお聞かせください。

次に、スポーツ立国戦略への対応について伺います。

文部科学省は8月にスポーツ立国戦略と名づけた文書を発表いたしました。民主党政権下で初めてまとめられたスポーツ戦略であります。今後我が国のスポーツ政策の基本的な方向を示すとうたい、実現する戦略目標に、新たなスポーツ文化の確立を上げています。その実現を目指し、今後おおむね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備のあり方などをパッケージとして示したとありますが、今回は自治体に関連する内容について質問させていただきます。

国際的に確認されて久しい、スポーツは権利という考え方ですが、今回策定された戦略全体にその考え方が貫かれているかという点と十分ではない面が見受けられます。

基本的な考え方の2、連携、協働の推進では、新しい公共という民主党政権が思考している考えが導入されていますが、その中には懸念を感じる部分があります。その一つが、新しい公共の考えが地方自治体による無償の公共サービスから脱却せよと言っていることです。この思考でいくと、障害者、乳幼児、高齢者を対象としたスポーツ教室などへの事業の助成がカットされ、補助対象効果の低いという理由で打ち切られるおそれもあります。こうした方向は、国民各層のスポーツをする権利を差別なく保障していくことに反するものと考えますが、太宰府市ではどういった対応を考えておられるのか、見解を求めます。

また、同戦略では、できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人30%程度になることを目指すとありますが、経済不況や雇用不安、生活貧困化が進み、スポーツ愛好人口そのものが減少していると言われる中で、同戦略の中でうたっておりますが、施設整備は自治体の仕事だとして、国の施策からは切り離しました。国は施設はつくらず、補助もなしでスポーツの実施率が上がるはずがないと考えますが、今後太宰府市としてスポーツ実施率の向上に向けての取り組みをどのよ

うに考えておられるのかお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教育行政1項目めの、普通教室のエアコン設置についてお答えいたします。

地球温暖化の影響により、年々気温が上昇し、特に今年の夏は記録的な猛暑でありました。学校現場におきましても、エアコンがある特別教室を有効に利用して、できるだけ暑さをしのぐ工夫や熱中症予防のための水分補給の徹底などに努めて夏場を乗り切ってもらっております。

小・中学校のハードの整備に関しましては、今まで耐震化工事を重点的に行ってまいりましたが、本年度で終了することから、来年度からは大規模改修工事に優先的に取り組んでいくようにしております。ただ、来年以降も暑さが予想されますので、このための必要な整備を行っていく必要があると認識しているところです。気合いの入った質問に対しまして、平凡な答えで申しわけございません。

次に、2項目めの中学校給食の充実についてですが、本年2月から申し込みの期間を1カ月単位から1週間単位として利便性向上を図ったところです。ただ、平成18年度の導入後2年間程度は、月平均約200食で推移してまいりましたが、最近はなかなか食数が伸びない現状でございます。さまざまな要因があらうと思われませんが、御飯の量の問題も確かに一因であると考えられます。今後とも多くの生徒の皆さんに喜んで食べていただけるよう、工夫、改善を図っていく所存でございます。

詳細につきましては、部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの、小・中学校の普通教室のエアコン設置についてでございますが、現在図書室やコンピューター教室など一部の教室にのみ設置をしております。すべての教室に設置できれば一番いいわけですが、そのためには概算でございますが3億円ほどかかることとなります。全額市の単費では、財政的に無理がありますので、県などに要望をしていながら、今後補助金などが活用できるようになった段階で検討はしてまいります。ただ、まずは教室やトイレなど、校舎の整備を優先していきたいというふうに考えております。

2項目めの、中学校給食の充実についてでございますが、平成21年度に4中学校のすべての生徒と保護者、教職員を対象としてアンケート調査を行っております。その中で、ランチの量についても聞いております。ちょうどよい44.7%、多い31%、少ない24.3%という結果が出ております。ただ、男女別での集計をしておりませんので詳細はわかりませんが、男子だけの数値では少ないがかなり多いと予想はできます。

一律的に量を増やすと、残す生徒もかなり出ると考えられますので、効果的でしかも個人負担も余り増えないような形での対応について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 教育行政につきまして、(1)、(2)と順を追って幾つか再質問をさせていただきますが、まず先ほどの教育長の答弁、教育部長の答弁でもいただきましたけども、まず太宰府市もこの夏猛暑はありましたけども、夏の猛暑の中でですね、教室の温度というのははかられたんでしょうか。もしはかられたとしたら、その温度がどれくらいの数値になったのかお示してください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと時期は忘れちゃけれども、非常に暑い日が続きますので、教室内の温度をですね、はかってもらうようにはお願いしております。教室も配置のぐあいで温度の上がり方が違うものですから、そのようにお願いしておりますが、あと結果についてはまだ集約をしておりません。今後の予算要求、それからいろんなものを設置していきたいというときの参考にするというので、そういう記録だけは残してもらうようお願いしておりますので、あると思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 結果の集約がまだだというのがですね、ちょっと意外な気がするんですけども、夏、7月8月の猛暑からいって今もう12月ですから、まだそれが出てないというのはちょっとどうなのかなというふうな気はするんですけども、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準というのを文科省が解説書を出しておりますけども、それで教室の温度については夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいというふうになっておりまして、最も学習に望ましい条件は、夏期の場合ですと25度から28度程度であるということも文科省が解説書でも出しているんですけども、じゃあ今の認識では、この文科省の数値、30度以下というのは上回るという認識なのか、それともこの範囲でおさまっているという認識なのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 集約を遅らせたというのは、実は9月半ばから急に涼しくなったものからね、予備費等を使ってでも対応しなくてはならんと実は考えていたんですが、そういうことがあったもので、一応保管を各学校にお願いしたというところでおさまっているということです。

それから、温度の範囲につきましては、残念ながらですね、やはり34度から5度程度ぐらいにはなったんじゃないかというふうに推測しております。もちろん、先ほど言いましたように時間とか、それから教室の配置とかいろんな状況によって変わるんじゃないかと思いますが、高いときはそのくらいあったんじゃないかというふうに推測しています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そういった一定高かったという答弁をいただきましたけども、やはりそ

の高い状況になっておりますんでね、何らかの対応は私は必要だと思うんです。エアコンの設置がやっぱり一番いいのかなとは私は個人的に思いますし、ぜひ設置をしていただきたいというふうに思うんですね。

それで、特に勉強に集中しないといけない時期だと言われてます中学3年生とか、あるいは体力の低下といいますか、体力がまだそんなについてない小学校の1年生、2年生といった低学年とか、順次ですね、そういったところからの設置の計画等の対応が私は必要ではないかなと思うんですけども、では空調に関する対応策といいますか、そういった計画的なものは今教育委員会の中でお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 暑さ対策についての分は、日々いろいろ来年度に向けてということで協議はしております。それで、計画ということになりますとですね、年次計画で何らかの形でやらないかんというふうに思ってますけども、どういう形でやるかということまではまだ至っていません。年次計画じゃないとできないなというふうなことで、いろいろなケースを考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 年次計画で、その空調の対応ということは何か、エアコンなんでしょうか。それとも、別のものをつけるということなんでしょうか。どういった年次計画でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） そういうエアコンそれから扇風機、いろいろな形で暑さ対策、カーテンですかね、そういったものを含めましても、いろいろな形の対策です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今エアコンあるいは扇風機、カーテンと言われましたけども、一番この文科省が示した基準に、快適な環境を保障するという部分では、私はエアコンの設置が一番いいかなと思うんですけども、仮に、仮にですよ、エアコン以外の今選択肢、扇風機あるいはカーテン等言われましたけども、それでこの基準を満たすと考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど申しましたように、満たす満たさないいろんな状況があるんじゃないかと思います。教室の場所、クラスによってですね、現在のところそういうものを設置している、そういう部屋を有効に使いながら対応していくということで過ごしているというのが現状だと思いますし、直にですね、エアコンの設置ということにまでいきませんので、そういうふうな対応をいろいろ考えながらやっていただくということになっていくんじゃないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、エアコンの設置の部分でもう一つ言われました財源といいます

か、費用の問題、単費で3億円ということを言われましたけども、教室のエアコンの設置というのは文部科学省のほうで用意されてます安全・安心な学校づくり交付金というものがありますけども、これの対象事業になっておりまして、原則3分の1の補助があるというふうに認識しておりますけども、この交付金の活用をしてもエアコンの設置はすぐにはできないという認識ですか。この交付金の制度そのものはご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） その補助金の交付につきましては、クーラーが該当するというようなことはちょっと私は認識しておりませんが、市の単費でということでの3億円ということをおっしゃせてもらいました。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市の単費といいますかね、市の単費だったら3億円かかるけども、例えばじゃあ国もこういった交付金の制度を設けているというふうに私は認識しておりますので、エアコンの設置も認めるということありますんで、ぜひ今部長最初の第1問目の答弁の中で県の交付金等も検討すると言われましたけども、ぜひ国においてはこの交付金のほうが整備されてますんで、これを活用した上でですね、改めて今つくっておられると言われる年次計画の部分の見直しといいますか、それでどれぐらいエアコンの設置が可能なのかというのは検討していただいて、その年次計画の練り直しとまではいきませんが、そういった部分の財源の部分はもう一回検討していただく余地があるかなと思いますけども、それについていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 技術的な面の専門家ではありませんので、そこがあるかもしれませんが、大規模な改修を要するところが、部屋を含めてかなりあるんですよ。だから、エアコンをそのままぽつと天井につければいいというもんじゃあないだろうと思うんですね。

ですから、そういうふうな工事とですね、あわせて昨日も答弁しましたけれども、どんなふうにできるかということを含めながら検討せざるを得ないんじゃないかと、もしそういうことを設置するとしたら。もちろんそれに伴ったお金の問題もあるだろうと思うし、そういうふうなことを昨日からですね、答弁しながら想定していかなくてはエアコンには対応できないんじゃないかと。

先ほど申されましたその中の扇風機等についてはですね、一応外線をはわせれば対応ができるんじゃないかというふうには考えておりますけれども、さてその効用となったらですね、どういふものかということはやっぱある程度つけてみないとわかりにくいかもしれませんけど。

それと、エアコンをもしつけるとなると、扱い方が全然違うんじゃないかというふうに私自身は思っているんですよ。ですから、大規模改修なしでつけると後大変じゃないかなということも思ったりもしております。そういうことを含めて検討したいということでお答えしたとこ

ろです。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） じゃあ、もうちょっと教育長、食い下がりますけども、今教育長言われた大規模な改修そのものは私も否定はいたしませんけども、じゃあ逆にそういった大規模に改修する上でですね、エアコンの設置が構造上可能な形の改修というのは考えられますか。すぐにエアコン設置するのは難しくても、将来的にそういった形のエアコンの設置が可能な大規模な改修というのは考えられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いや、だからですね、そういうことを含めてやったときにどんなふうな工事になるのか、また予算的にどうなるのか等はこちらの考えなくてはならないだろうというふうに話をしているところで、じゃあそれをするかしないかについては再度検討する必要があるだろうと、昨日の話しながら、部長とは一つの方向として話をしているわけですが、施設を改修する担当のほうとはまだそういうことは話をしておりませんので、具体的にどうなるのか、また予算もありますので市長部局等とも全然そういうことは打ち合わせをしておりませんので。

ただ、おっしゃるようなことを含めながらですね、この暑さの中でどう対応していくかということ考えたときに検討する必要があるなということ述べているわけです。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そのエアコンの設置についてはこれぐらいにといいますか、質問のほう終わろうと思いますが、まず早急にそのデータを出していただいてですね、私の認識ではこの文科省が示している基準というのは今上回っている状況ではないかと、夏の部分に関して30度を超えているような状況ではないかと思っておりますので、早急に調査の結果を出していただいてやっていただきたいということとあわせて、この交付金の活用をもう一度内部で検討していただきたいということは再度お願いいたしまして、次に中学校給食の問題について幾つか質問をさせていただきます。もうしばらくお願いします。何か今日を合わせるのをちょっと避けられましたが、もうしばらくお願いします。

まず、私も何人かの父母の方にお話を伺いましたし、その中学校給食のお弁当を食べている中学生の男の子にも話を聞いたんですけども、ばらつきがあるそうなんです。人気のあるメニューのときには注文する子が多いというようなこともありまして、それで具体的に何のメニューが人気があるのかと聞いたらカレーのときには注文する生徒がすごく多いそうです、教室の中で。

この弁当給食のカレーはすごくおいしいということを言っているんですね。それで、カレーは今、月1回しかないというようなことも言ってました、その中学生の生徒は。だから、もうカレーのある週だけは注文多いけども、カレーがないときはもうまた頼まなくなるというようなこともあったんですけども。

学校給食という部分で教育的な面もありますから、カレーだけ出せというのは当然無理な話だというのはわかるんですけども、例えば今、月1回しかカレーがない状況、あと1回ぐらい増やして月2回ぐらいは行うとかですね、そういった部分のメニュー的な検討はしていただく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、それについて実施されるお考えありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな栄養、その他のバランスを考えて、栄養士の方にメニューをつくっていただいていると思っておりますので、私はそちらにゆだねたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 栄養士の方、恐らく栄養士の方が対応されるということですけども、じゃあもう一点そのメニューの改善が、メニューそのものが難しいということであればですね、一番課題になってます、課題といいますか声で上がってます御飯の量の問題ですね。特に、中学生男子のあの食べ盛りに入っていき過程の中で、あの量がどうなのかということもあると思うんですけども、実際にじゃあ教育長なり教育部長なりの見解で結構ですけども、今のお弁当給食の御飯の量が果たして食べ盛りの中学生の男子生徒に対して適量だとは思いいでしょうか。個人的な見解で結構ですので、その点どう考えられるか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど部長がアンケート結果を申しましたのが結論だろうと思っております。ですから、個人的に非常に足りないという人と、非常に多いんじゃないかという人がおられるということだと思います。確かに食べる量の違いがあると思います。

それですね、例えば御飯の量をですね、多くしたりまた少なくしたりするときに、容器の問題が出てくると思うんですよ。その容器はですね、もう少し大きな容器の中にパッケージで入っているんですよ。だから、その大中小いろいろもしくつったとしたときのおさまり方とか、それから運び方のときの問題とか、今きちっとおさまっていますのでね、そんなことを含めながら先ほど部長もお答えしましたように、費用の問題も含めながらですね、もう少し子供たちが喜ぶ対応ができるような形するにはどうしたらいいかということを検討させていただきたいと言っているわけです。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その費用の問題でも、やはり父母の方でも意見分かれるのはこの費用の負担の問題なんですね。御飯の量を多くしてもらう分のその負担は増えても構いませんというようなことも言われる方もおられましたし、あるいは御飯の量はそのまま、だけど負担が増えるのは困るという、負担がこれ以上というのは当然おられました。

それで、今いろいろ、例えば外へ外食するときでも大盛りだったら別料金取られるところもあれば無料で大盛りにできますというような、ファミレスとかもそういったところもありますから、この点についても消費者という立場で見たときに価値観が変化しているんだろうなという事はわかるんですけども、ですから逆に父母の方にですね、そういった部分も含めての今

後の改善といいますか、実態のアンケートといいますかね、実態の調査をしていただきたいということなんですけども、具体的にそういった部分含めた実態調査していただくことは難しいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 藤井議員が言っているのは逆じゃないかと。どんな対応ができるかというこちらのほうがメニューを持っておかないとですね、こういうのに対応してくれというアンケート結果を終えたときに、それはできませんよじゃあぐあいが悪いんじゃないかと思っております。

ですから、現在の状況で御飯の量がどうだというおおよその傾向はわかっております。もう少し、だから内部でいろいろ検討させていただこうとしているわけです。それがどういう対応ができて、どうなるかというようなことを少し整理していくのが先じゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そうですね、その整理していただいて、実態の調査という流れはわかるんですけども、逆に私のほうも焦りというのもありまして、私の議員任期は、次質問できるのはもう3月議会になってしまうもんですから、その後質問ができるかどうかというのはまだ不透明な部分もありますんで、できるだけこの部分は、そりゃ教育長からしたらそりゃあんたの都合だよというふうに言われるかもしれませんが、焦りという部分でそういったのも感じる部分もありますし、少しでも利用しやすいといいますかね、弁当給食、中学校給食の数が今の、一時期のピークのときよりもちょっと落ち込みぎみな状況で、果たしてこの先に私がさらに懸念しているのは請け負っている業者さんのほうからもうやりませんと、もうそういったことを言われるんじゃないかなということまでちょっと懸念といいますか、感じてしまうもんですから、いろいろ注文の個数増やすという部分でですね、そういった意見もありましたので今回あえてこの質問をさせていただいておりますが。

じゃあ、業者さんとの対応も今後同時にしていっていただけると、内部で突き詰めた上で保護者の方に先にやるのか、それともあるいは改善できるのか、業者さん等のところでやるのかというのがまたあるでしょうけども、あわせて業者さん等もその辺の話し合いまで含めてやっていただけるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 焦っているというお話がございましたけれども、行政は行政のほうで一貫していきますのでね、こうやって検討すると、今部長を中心に話をしておりますので、例えばほかの方が聞かれても、じゃあそれについてどうするかということをお答えするようになるんじゃないかと、私は思っております。

今こうやってお答えしておりますから、すぐですね、業者の方と話してどうこうというよう

な話にはなりませんのでね。また、もしいろいろ変えるとなってくると、やはり時期といえますか、学校のいろんな時期等考えなくちゃならないというようなこともあると思いますので、そういうふうなことを見計らいながら内部で検討していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。

それと、この中学校給食、教育行政といいますか、中学校給食最後のところでちょっと確認をしておきたいんですけども、今菅政権のもとで進められていますTPPの環太平洋戦略経済連携協定という問題で、農産物の輸入の問題も大きな、そこが一つの第一次産業の部分が争点になっていると思うんですが、この問題について、この弁当給食対応しておられます業者さんはこの部分についてはどういうふうな考えを持っておられるのかということは行政としては意見聴取りなり何らかの対応はこの問題についてされているかどうかだけ最後お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今お話に出てます中学校のランチサービスにつきましては、特に指定はしておりません。小学校の給食につきましてはですね、国産品を使うようにということの統一といいますか、指示は出しておりますけども、中学校のランチサービスにつきましてはしておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その点の対応といいますかね、再度確認していただきたいということをお願いしまして、この教育行政については質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） それでは、2件目の住宅リフォーム助成制度創設につきましてご回答申し上げます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、全国的には158市町村、県内では4市町村が実施しておりますことは認識しております。

本市におきましては、商工業の振興及び経済の活性化を図るため、福岡県及び市の補助事業として、商工会におきましてプレミアム付き商品券事業を昨年度から実施いたしております。今年度はこのプレミアム付き商品券事業の中に住宅リフォーム等の事業枠を設けまして実施をしたところです。この取り組みは県下では初めての取り組みというふうに商工会のほうからは聞いております。

当事業は県の支援も必要でございますが、個人消費を一層喚起し、地元商店街を初め地域経済の活性化を図る上におきまして、効果的な事業でありますことから、今年度実施いたしましたこのプレミアム付き商品券事業を検証しまして、実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、地域活性化交付金の活用につきましては、交付される金額も限られており、そのため現在緊急性の高い市営土木工事や公共施設の修理、改修の財源に充て、地域経済活性化を図っ

ているところであり、今後ともこれらの事業を優先に交付金を活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、今地域活性化交付金についての使途は優先、緊急性の高いところから使うということを答弁いただきましたけども、太宰府市では先日成立した補正予算の中で組まれたこの地域活性化交付金の交付金額がまず幾らだったのかということが1点示していただきたいのと。

それと、隣の市で行われております筑紫野市での実態ですね、私壇上から述べましたけども、1,000万円の予算で1億8,000万円の事業が筑紫野市内に波及効果として生まれたということですけども、その点の筑紫野市での取り組みについては太宰府市としては検討はされていないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 地域活性化交付金の内示ということで、財政のほうに確認しましたら、きめ細かな交付金が概算3,000万円ということで、内示をいただいているということをお伺いしております。

また、県下で4市町村実施をされているという状況も調べております。また、筑紫野市さんのほうへも状況を確認させていただいております。1,000万円の事業で、先ほど言われましたように、経済効果が1億8,000万円ということで、太宰府市で先ほど説明申し上げましたが、プレミアム付き商品券事業で1,000万円の補助事業ですね、太宰府市が500万円、福岡県が300万円、商工会のほうで200万円と、合計1,000万円で1億円の経済波及効果を生もうという事業でございます。

その中の2,000万円の住宅枠ですね、2,000万円の住宅枠を設けて事業展開を今年度ですね、平成22年度実施いたしております、その住宅枠の単純でございますが経済効果8,000万円というふうに、概算でですね、最終的な決算までは至っておりませんが、聞いておりますので、これらの今年実施しております事業を先ほど申しましたが、検証し、さらに充実を図っていければというふうな考えでおります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そうですね。それで、今8,000万円というような具体的な、そのプレミアム付き商品券を使つての個々の事業というのを説明をいただきましたけども、例えばこの住宅リフォーム促進事業を導入しております岩手県の宮古市の一例ですけども、宮古市ではこの制度を導入することによって単に住宅リフォームの仕事が増えただけではなく、そのリフォームをしたことによってさまざまな波及効果、例えば家具の買い換えあるいは家電製品の買い換え、カーテンの買い換えとかそういった細かなところに個人消費の波及効果があったと。

それで、そのリフォーム制度を助成を利用した市民の方からも、そのいただいた助成金は市

民の皆さんの税金がもとになった事業を利用しているのだから、これを手元に買う家具、家電品については家電量販店で買うのではなく地元のお店から買うというような意識が自然と芽生えていっているという、周知の仕方、この宮古市のほうの周知の仕方もいろいろそういったふうにあったんでしょうけども、そういった意識が芽生えているというふうに言われておりますし。

それ以外にも、例えばクリーニング屋さんからは業者の方がたくさん制服のクリーニング、仕事が今までなかった分が仕事がある状態になったものですから、当然そういった作業着の汚れとかそういった部分のクリーニングが増えたとか。あるいは、スナックのほうではたまっていたツケを払ってもらえたとかですね、さまざまところにそういった波及効果が、地域経済の波及効果が起きているんですね。

それで、プレミアム付き商品券の活用、その住宅枠ということで今行うということですけども、やはり私は筑紫野市の方式、参考にさせていただいてですね、実施をしていただきたいというふうに思うんですけども。導入を内部で前向きに検討していただきたいというふうに思うんですけども。

当然このプレミアム付き商品券の今行われている事業の検証の経過というのは、どの程度まで考えておられるのかですね、業者さんというのは工務店とかそういったところだけの部分でとどめるのか、あるいはもっと波及効果的な部分まで含めて追い求めていかれるのか、それが政策決定していただく上で私は重要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

それで、特に住宅リフォームというのは昨日議会で質問出ておりましたけども、どちらかというと専門的な仕事ではなくて太宰府市内にあります地域の工務店のところで対応できるような分野であると思いますので、確実に太宰府市内の地域の業者の方にですね、仕事が発生してその結果波及効果が生まれるというような、地域経済が元気になるような経済政策をつくっていただきたいというふうに思うんですけども。その点について答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 藤井議員ご提言のとおり、宮古市ですかね、たしか赤旗新聞にも載って読ませていただきました。藤井議員おっしゃいますように、住宅リフォーム制度によってやはり大きな経済波及効果があるということで、当然国のほうも県のほうもですね、さまざまな減税対策とかですね、打って日本の経済の活性化を図っているという状況は十分認識しているところでございます。

それで、今年度プレミアム付き商品券事業、市、県の助成を受け、かつ市のほうの事業、商工の振興という目的で実施しておりますので、その中で実際実施しておる状況は今現在としては65件ほどの事業の申請がなされたというふうにも聞いておりますし、実際具体的な事業者の方がどれだけの件数でどういった方が実際工事をされたのか、それらを具体的に検証といえますか、確認をしながらですね、より多くの業種の方に広げていけるように、建築は当然建築関係の方でございんですけども、基本的には市でこのプレミアム付き商品券事業の目的は太宰府全

体の商工会の振興というのが一つ、それから地域経済の振興という部分がありますので、幅広い多くの業種の関係者の振興を図ろうということも一つ目的持っておりますので、幅広いそういう建築の方も参画いただくような方法をですね、今後詰めていきたいなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） あと、幅広くその業者さん、そういった振興を図っていきたいというふうに今答弁いただきましたけども、あわせてですね、各種今後盛り込まれるといたしますか、実施されていきます政府の政策、とりわけ交付金関係については細かく目配りをさせていただきたいなというふうに思います。

というのも、民主党政権の中ではこの新成長戦略というのを策定しておりますが、成長戦略の中でリフォームと耐震補強について注目するという部分がありまして、その中ではですね、2020年までにリフォーム市場の規模倍増、耐震性が不十分な住宅の割合を21%から5%に減らすことなどを上げております。その部分での交付金の創設とかそういったことも、今後どういった名称の交付金になるのかというのはまだはっきりと載ってないんですけども、そういった部分も民主党政権の新成長戦略の中でうたっておりますので、とりわけ交付金を活用して制度を導入できないのかということは今後も市内部として目を光らせていただきたいということを重ねてお願いしまして、この項目について終わります。

○議長（不老光幸議員） 3件目、答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 3件目のスポーツ立国戦略への対応につきましてご回答申し上げます。

今年8月に文部科学省から新たなスポーツ文化の確立を目指して、スポーツ立国戦略が公表されました。5つの戦略のもと、総合型地域スポーツクラブの育成強化、トップアスリートの育成強化、新しい公共の概念の導入など、今後の日本におけるスポーツ政策の基本的方向性が示されております。

本市においては、今年3月にスポーツ振興基本計画を策定し、今年度中に実施計画を策定してまいります。国のスポーツ立国戦略は公表してから間もないところでありまして、今後の進め方として半世紀ぶりとなるスポーツ振興法の見直しや、スポーツ基本法などの関連法制の整備検討がなされる予定ですので、中身をよく調査研究し、本市のスポーツ振興基本計画との整合性を図りながら、市民のだれもがいつでもどこでも、そしていつまでもスポーツに親しめる理念のもと、スポーツの振興を図っていきたいと考えております。

ご指摘の障害者、乳幼児、高齢者などの皆さんのスポーツの活動や、本市のスポーツ実施率向上に向けた取り組みにつきましても、この中で総合的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今部長から答弁いただきましたけども、とりわけこのスポーツ立国戦略の問題で私が1点気になるのはですね、昨年だったですかね、民主党政権による初めての事業仕分けの中でも、仕分け人の中からメダルに届かない競技に国が助成するのはどうかなどというような理由で補助選手強化費の削減や団体運営補助の縮減を迫るような言動も取り上げられて、この点は関連のスポーツ競技者あるいはコーチ競技団体一体となって反発して、その点撤回されるようなそういった経過もありましたけども、トップアスリートのそういったスポーツ政策の部分だけじゃなくて、地域でスポーツは生きがいといって、先ほど橋本議員からも太宰府よか倶楽部ということもありましたけども、そういったところへの補助事業の打ち切りですか、そういった部分が行われないようにですね、私は今後も対応をきちんととっていただけるようにしていただきたいというのもお願いとしてございます。

それで、この地域スポーツ重視というような方向をスポーツ立国戦略では打ち出しておりますが、その施策の中で、地域住民が身近にスポーツに親しみ交流する場を確保するために、学校体育施設等既存の施設の有効活用や地域のスポーツ施設の整備を支援するというふうにあるんですけども、これは今先ほどの太宰府よか倶楽部の質問も橋本議員から出ておりましたが、伺っています。今でももう既に行われている部分もあるのかなと私は理解するんですけども、今現在太宰府市でそういった取り組みをされている中で何か不都合といいますか支障があるようなこと、何か出ているようでしたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと話が変わりますけど、昨年の今ごろですね、私たち教員に非常に関係があります教育免許法についての話題がたくさん出たと思います。何か大きく変わろうと。これ7月ごろの教育長会であった話ですけど、その辺の関係で免許更新制の講座の申請をですね、してないという人が何人かおられるということで、校長に言ってもう一回点検せよという話があったんですよ。

ですから、あのときはまだ話題で法律は全然できておりませんでしたですね。今これもですね、法律に具体化するのは今からなんで、先ほど部長が言いましたようにですね、もうちょっと具体化していただかないとですね、ああだこうだ言ってそれで対応していたら、今のとはちょっと違うと思いますけど、そういうそごがあっちゃいけないと思いますので。現在はその現在生きている法律をですね、一生懸命守りながら行政としては進めていきたいし、新たな方向が出たらですね、それを十分研究しながらやっていくと、先ほど部長が言ったとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 関連のそういった法整備の問題はこれからだという今教育長の答弁ありましたけども、その中でこのスポーツ立国戦略をまとめたのは今年の8月ということです。それで、今国に概算要求、文科省がしておりますけども、初めてのですね、こういった戦略をまとめた年の概算要求でどの程度そういった部分が充実するのかというふうなことも言われてお

りましたけども、概算要求として新たに今回このスポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興と銘打って新たなプロジェクトの関係も入れているんですけども、54億円という要求をしているそうです。

ただ、この54億円が多いのか少ないのかというのは、また議論があるのではないかと思います。概算要求の総額が前年度よりも11億円しか増えてないということも言われておりますから、立国戦略を打ち上げた初年度の当初予算としてこれが多いのか少ないのかということもまだ議論のこれから余地があるのかなとも私はそれ当然思ったりもしますし。

じゃあ、この増えた分がきちんとですね、地域でそういったスポーツを楽しむというふうにされている皆さんに行き渡るような施策に使われるのかというのは、今後監視といいますか、強めていかないといけないのかなというふうに思います。もう概算要求でこの部分は出ておりますから。

それで、スポーツ実施率という部分では、先ほど壇上で述べた数値目標ですね、今回の戦略で打ち出された部分がありますけども、その点についてこの予算的な措置がなくてもということあれですけども、そういった部分への対応というのは太宰府市でも、今のスポーツ実施率がどれぐらいあって、今後それをどう引き上げていくのか、このスポーツ立国戦略への関連等も含めて、あわせたそういった部分は持っておられるのかなというふうに思いますけども、その点について答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） どうも論がかみ合わないように思うんですけど、それは国会のほうで決められるんでしょ。私が決めてどうかするんだったらお答えできます。それは決める役割の人がきちっと決められたのを市町村なりにも配付されるわけでしょ。

だから、その段階で話をきちっと決めていただかないと、ここでいろいろ言いましても、それは届かない話じゃないかなと思って。要望はありますよ、要望はもしあったとしても、やはり決めていただく。

また、それに伴って法律もそろえないと予算ができないわけでしょ。ちょっと詳しいことわかりませんが、だから、そういうものが出た時点で、多分県なら県から私どもには説明があると思いますので。そのことと、それに来る予算と、今まで使っていた予算とをどんなふうに組み合わせる市の予算をつくらうというふうな手順になるんじゃないんでしょうか。そんなふうを考えておりますので、ちょっと質問のこととですね、それができたときの状況とは何かずれがあるように感じます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） スポーツの実施率ということになりますとですね、国のほうも一応示したものがあろうございまして、私のほうでは第五次総合計画の中で週1回以上ということになりますと、33.9%から平成27年には40%ということで目標を掲げております。

それで、先ほど申し上げましたように、私どものほうのスポーツ振興基本計画、それから実

施計画に基づきまして、そういったものの目標達成をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そういったスポーツに親しむというですね、市民の皆さんが親しむという部分の施策づくり、引き続きお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

17番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） ただいま議長より質問の許可をいただきました。

私は北谷運動公園の問題について質問を行いたいと思います。

昭和55年、大野城市と太宰府町で総額約30億円かけて北谷に北寿苑が建設されました。その条件整備として北谷運動公園とテニスコート場が昭和56年に建設され、既に30年が経過いたしております。

しかし、これまで同運動公園は外野にフェンスがないために使用の範囲が非常に限られております。軟式野球とソフトボールぐらいはできますが、硬式野球は一切できません。そのために、少年野球保護者の皆さん方は他のグラウンドを確保するために四苦八苦されております。

試合を兼ねて筑後方面あるいは北九州方面に何台もの保護者の自家用車で子供たちを分散して乗せていっている状況であります。距離が遠くなると、それこそ交通事故とかまた危険が伴います。今日、非常にスポーツをする少年たちが多くなってきております。近隣の市からはプロ野球の選手が多く出てきました。ソフトバンクの杉内選手、また本多選手、日ハムの田中選手も第一線で活躍をしております。

そうした中で、今年は先ほど橋本議員からもありましたけれども、太宰府市から2人目のプロ野球選手が誕生いたしました。西武球団に1位指名で入団した大石君、そして二日市レオボーイズクラブ出身の小郡市の中谷君も阪神タイガースに3位指名で入団をいたしました。

保護者はスポーツを通じて精神錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努めて、そして規律を重んじる明瞭な社会人としての基礎を養成し、次代を担う子供に育ててほしいと願う親心ではないでしょうか。ぜひ硬式野球に対応できますように、フェンス等の設置をぜひお願いを申し上げまして、市長の、執行部のお考えをお聞きいたします。

あとは出席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** ご質問の北谷運動公園につきましては、バックネットを整備することで硬式野球でも使用できるのではないかとということでございましょうが、現在の施設の状況は野球場の下にテニスコートが隣接していること、またグラウンドのレフト側、ライト側ともに硬式野球をするには狭い上に周囲に一般道路があるため、安全確保の面で硬式野球は使用できないことといたしております。

現在、市内において硬式野球ができる場所は大佐野スポーツ公園がございまして。そちらのほうをご利用いただければと思います。

また、野球場が不足していることは認識いたしておりますので、今後スポーツ施設全体の整備の中で費用対効果などを見きわめながら、施設改修などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**議長（不老光幸議員）** 17番田川武茂議員。

○**17番（田川武茂議員）** 球場が狭いとかね、あなた行ってそれはかったことがあるんですか。そらこれプロ野球がするんじゃないですよ、ねえ。だから、小学校、中学校の子供たちがするんですからね。だから、それは高校生になるとですね、そら球も相当飛ぶでしょうけど、中学校とか小学校がするんですからね。だから、そこへ100m以上あるじゃないですか、その球場は。そらライトとかですよ、レフト、ありませんか。何ぼあるんだね、それ説明してください。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** ライト側が88.8m、それからレフト側は82.6mでございます。

○**議長（不老光幸議員）** 17番田川武茂議員。

○**17番（田川武茂議員）** いや、そらライトに80m、約90mですよ、ねえ。それで、レフトが82.6m、これだけあればですよ、十分あなた小学校、中学校は活用できるんじゃないですか。今はネットがないからただできないだけで、ねえ。

あなた今さっき太宰府にそらそういう硬式の野球ができるのはね、大佐野スポーツ公園、ただ一つなんですけど、そこをね、使おうと思うてもなかなか使えんのですよ。そらこれは球場使用を決めるのか、抽せんか何かでしょ、ねえ。多くの方が、団体の方がですよ、そこに来て1カ月に1遍か2遍ぐらいしか使われないじゃないですか、ねえ。あとはみんなやっぱりね、私が先ほど言うように、よそのグラウンドを借りてね、借りるといっても練習試合ですよ。練習試合を申し込んで、そしてその球場に行って練習をしたり試合をしたりするんですよ。

そういうことがあるから、太宰府だってあなた、こうしてプロ野球の選手が出たやないですか、2人も3人も、ねえ。まして私はね、今二日市レオボーイズというところのね、そういう団体はですよ、少年野球はですね、もう特待が今度は10人ですか、ねえ。今年10人ですよ、特待生がですね。そういったやっぱり大きなメリットもあるんですよ。

だから、やっぱりこれはね、財政的に問題があるからされんというのかわかりませんが、ねえ、何とかやっぱり工面して、とにかくこういう子供たちがね健全にね、健康でやはり社会に出てね、ほかの社会に貢献できるような人間をつくるべきじゃないですか。私はそう思いますかね。

市長、どうですか、これ。部長はこう言っていますが。市長もそれ何とか頑張ってくださいよ。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 少年スポーツの推進でございますけれども、私は子供の体力向上でありますとか、あるいは健全育成に大きな役割を担っております、行政としても積極的な支援が必要であるというふうに認識をいたしております。

私は田川議員が所属されとりますその少年硬式野球クラブにも訪問しておりますし、あるいは軟式野球あるいは少年ソフトボールチーム、それぞれ地域においてはそれぞれの指導者の皆さん方が子供たちの健全育成に向けて頑張っていておるところでございます。

私も行政の立場から、青少年の育成のために何がしかの支援をしていきたいというふうなことはいつも考えております。歴史スポーツ公園につきましても、ソフトボールの皆さん方等々に対しましてバックネットあるいは周辺のネットも構築をいたしました。あるいは、大佐野スポーツ公園につきましても電気設備等々についても行ったところがございます。

もしも北谷運動公園が、今ご指摘のように専門的にはわかりませんが、少年の硬式野球の中でできると、面積的にもできるというふうな形であれば、周辺を見ますと周囲にバックネットを張りめぐらすというようなことが必要になってきやしないかなというふうに思っております。横にはテニスコート等がございますので、そういったことも含めてどれぐらいの費用等がかかるのか積算をしながら、そして可能であるかどうかを十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 市長はですね、部長より少し前向きな回答をいただきました。

部長、プロ野球の球場でもライトとレフトね、110mか120mですよ。だから、今度は小学校、中学校でそんな82.6mもですね、88.8mもあればこれはもう十分ね、私は活用できると思うのやけど。

それで、もう少しフェンスをね、そういうテニスコートとか道路に出ないように、そういうのだからフェンスをね、すべきじゃないかと私は質問しとるんですよ。

もしね、練習試合でね、遠くまで行かれて、北九州まで行くとるんですよ、田川までね。そんなときに道中にもし事故でもあったらね、これはですね、私はもうそれを考えるとですね、本当何とかせないかなというふうに思うわけですけど。本当にそういう実態ですから、あなたたちもそういう実態をよく把握して、日曜なんかね、子供たちがどんどん野球してますから、どこでも。行ってみてその状況をよく把握してくださいよ。

ただね、あなたたちが机の上でできるとかできんとかね、言われても私は納得しません、ねえ。だから、ひとつ教育部長も現地に行ってどういうふうにしたらいいか、それからこれをね、ネットを張るにはどのくらい予算がかかるか、そういったものは検討してくださいよ、ねえ。

私だってそれからね、南保育所を公設民営化した、5,000万円浮いとうやないですか。これをやっぱり市民に、こういったものに還元せないかん、ね。私はそういうふうに思いますが、どう思いますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 球場その他ですね、少なくとも大変ご苦労かけるということはよくよく理解できますが、やっぱり硬式を使うとなるとですね、相当やっぱり慎重に考えておかないと、それになってある方はそうないのかもしれませんが、こつと当たっただけぐらいで痛いボールでございますのでね。

それから、今外野までの話が出てきましたけど、ファウルグラウンドの広さとか、またグラウンド自体もですね、イレギュラーなんかしますと顔面に当たるといような危険性もやっぱりありますのでね、グラウンドの管理者としてはですね、される方はそう思われなくてもいいかもしれませんが、管理者としては非常に慎重に判断しなくてはならないんじゃないかというふうに私自身今の話を聞きながらとらえているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 教育長、学校のクラブじゃないんですよ、こりゃ、ねえ。もう硬式をね、小学校3年生から硬式を使っとるんですよ、ねえ。だから、その危険性とかね、そういうことはもう一切ありません。

それはね、何もしない人が、野球もしない人がですよ、ねえ、それはグラウンド行ってこうしたらそれは危険性があるでしょう。だから、そういう人はみんなもうね、一生懸命ね、こういう練習をしておりますから。そういう球がね、頭に当たるとかですよ、そういうことは一切ありません。

だから、それはね、何も野球も何も練習してない人の言うことであってね、もうこれはみんな野球好きな人がですよ、そこに来て練習をしとるんですから、ねえ。ちゃんと指導者もやっぱり何人もおらっしゃるしね、そういうことは一切心配はないんですけど。そこら辺を含めてですよ、ねえ、ひとつ前向きに検討をしてくださるようお願いを申し上げてね、どうですか。まだ何か言いたいことがあるかな。私もないんだけど。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 私が言っているのはですね、頭に当たっただけでも痛いようなボールだと言っているだけでございまして、頭に当たると言っているんじゃないですよ。

それですね、そのグラウンドの整備をやっぱりきちんとしなくちゃいけないというのと、私が言っているのは練習、硬式なんか使っていない人が周りにおるといことなんですよ。わか

りますかね。そこの危険性もやはりあるということで、もっともっと慎重に考えなくちゃいけないと。

確かに日ごろから練習している人たちはボールの取り扱い、身のこなしはなれていると思います。しかしながら、先ほども話してあったように、テニスコートは近くにある、一般の道もグラウンドの外にはある、そういうふうな状況を考えたときにですね、慎重さが必要だと申ししているわけです。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 先ほどご回答申し上げましたように、私は青少年の育成の立場から、あらゆる支援はしていく必要があるというふうに認識をいたしております。今後におきましても、北谷運動公園に限らず、他の施設も含めて子供たちが安心して利用できるような施設整備等々を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 市長の答弁を信じまして、今の教育長言われましたけども、そういったことがないようにね、私はバックネットを張るべきじゃないかと、ねえ。今のままやったらそら危ないですよ、そら。球がね、そらテニスコート場に入る、また道路に飛んでいく、そういうことのないようにね、ネットをきちっとやっぱりすべきじゃないか、整備すべきじゃないか。

そうしたらやっぱりね、またこれからですよ、プロ野球にもどんどん太宰府からですよ、何人もの選手がね、いや二、三年しないでまた出ますよ。あと、私が知っておる関係がですね、2人は、ここもう3年、4年ぐらいのうち3人はですね、太宰府市からプロ野球にですね、絶対これ指名されますから。そういうことをですね、どんどんそういうことをして、太宰府がやっぱりそういう大きくまた羽ばたかんとですね、これも何もしなかったら何もできんのですから、ねえ。ひとつ前向きに検討して、お願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

午前中に子宮頸がんワクチンの問題の質問がございましたが、江戸時代に日本で初めてといいますか、牛痘のワクチンが発見されて、これが実施されるまでに相当紆余曲折があったと文献に載っております。その当時としましては非常に衝撃的な出来事であったようでございます。

さきの6月議会においてHTLV-1感染症や子宮頸がんの予防について質問させていただきましたが、その後実施される方向で計画がなされているようなので、まずもってお礼を申し上げておきますが、罹患者を含めて心身のケアにも対応できる体制づくりをあわせてお願いし

ておきます。

さて、何かと事件の多い昨今であります、中でも児童の虐待事件が年々増加している状況であります。今月1日には埼玉県で同居の女性が5歳児を虐待死させたニュースや、つい最近でも同居のベビーシッターとの関係で別れてほしくないために娘の性的虐待を手伝ったなど、信じられない事件が報じられております。

このケースで難しいのは、子供が親をかばって話そうとしないことだそうです。もちろん虐待には高齢者や弱者等のケースもありますが、これまで子供の見守り運動に取り組んできたことから、本日はまず児童に限定して伺いたいと思います。

先月11月は児童虐待防止推進月間でありましたが、市としては何か行動を起こされたでしょうか。今年は児童虐待防止法が制定されてちょうど10年目に当たりますが、この10年で把握できた相談分だけで約2.5倍に増加しております。

昨年全国の児童相談所が対応した相談件数は4万4,211件で、前年より1,546件も増加し、過去最高を記録したそうです。福岡市だけでも6人が亡くなっております。それで、福岡市は8月に緊急シンポジウムが開催されました。最近の防止法の改正では、児童虐待の発見者には児童相談所への通告義務が課せられ、以前より相談件数の増加が見られたそうです。

太宰府市内の一昨年、児童虐待にかかわる福岡児童相談所への相談件数は21件で、昨年が18件だったそうです。これを多くないととらえていいのかどうか。隠れた事案を含めれば決して安心できないと思われれます。

担当課を中心に、医療関係、保健センター、民生児童委員さん、学校、幼稚園、保育所等々、関係諸団体との連携や具体的な対応についての取り組みはどのようになされているのか伺います。

次に、ジェネリック医薬品利用促進についてお伺いいたします。

太宰府市の国民健康保険事業特別会計は年々厳しくなるばかりであります。この問題については、本年6月議会において藤井議員が質問されておりますが、先月先進地の呉市へ視察研修に行かせていただいたので、あえて質問させていただきます。

広島県は1人当たりの医療費が全国でも高く、格差が最大1.6倍の51.8万円だそうです。そこで、呉市では平成19年に国保運営協議会でレセプトのデータベース化についてシステム導入の説明を経て、予算化がなされ、その後ジェネリック医薬品利用促進に関して市民公開のシンポジウムの開催等を実施し、より効果のある事業が実現したそうです。

平成21年度実績では、レセプト1件当たり120円の削減効果があり、年間およそ4,470万円減額されたそうです。さらに、電子化により重複受診や頻回受診のチェックが容易になり、データをもとに訪問指導によりさらに効果が上がったそうであります。

我が市でもクリアしなければいけない問題もあるでしょうが、ぜひ前向きに熱意を持って取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次、3番目にですね、信号機の表示についてであります、これは記録に残していただくた

め、あえてこの場で質問といたしますか、要望をさせていただきたいと思います。

場所は国道3号線高雄、通称鬼の面の交差点であります。ここは変則五差路でして、高雄中央通り側からは大変短くなっており、通常二、三台しか通行できません。さらに、問題は下りの久留米方面行きの車が四差路と思って横の信号で見切り発車するため、先日も私の目の前で3台が重なって通り過ぎて、私自身は信号の見落としかなと感じたような次第で、非常に危険な状況であります。この方向だけでも表示看板ができるよう、要望できないでしょうか。

以上、3点についてお伺いし、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、1件目の児童虐待問題についてご回答申し上げます。

申すまでもなく、児童虐待は子供の心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼしまして、また次の世代に引き継がれるおそれがあることから、予防や早期発見は非常に大切であると思っております。幸いなことに、太宰府市におきましては死亡などに至る重大な事案は発生しておりませんが、常日ごろから県あるいは市、関係機関、保育所あるいは学校、または地域との連携を密にいたしまして、児童虐待の防止に万全を期しますとともに、万が一事案が発生した場合におきましては、早期の対応を図ることが必要であると、このように認識をいたしております。

関係機関との連携といたしましては、要保護児童対策地域協議会におきまして、定期的に情報でありますとか、あるいは意見交換を行っておりますけれども、さらに各機関におけますところの相談業務を充実するとともに、市民の皆様への啓発を強化し、そして児童虐待の発生を未然に防ぐ、防止することが重要であると、このように考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 本市におきましては、児童相談所、医師会、主任児童委員、学校などと市の関係機関で構成いたします要保護児童対策地域協議会を設置しております。年に1回の代表者会、また2カ月に1回の割合で実務者会議を開催し、情報、意見の交換を行っております。

また、小・中学校との関係におきましては、年2回、11校のすべてに市の職員が出向きまして、各校区の主任児童委員さん同席のもと、児童・生徒に関する情報交換を行っております。

また、乳幼児期におきましては、生後4カ月の乳児の自宅を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問や乳幼児相談、さらに乳幼児健康診査などを通して虐待の発生予防につながっているところでございます。

しかしながら、近所づき合いの希薄化、親の孤立化や育児力の低下が言われており、市における見守りには限界がありますことから、特に地域との密接な連携は最も重要であるというふうに思っています。

このことから、11月の児童虐待防止推進月間におきましては、広報だざいふ、市ホームページ

ジに記事を掲載いたしました。特に地域からの情報提供は虐待の早期の発見につながることから、小さなことでもご連絡をいただけるよう、今後とも市民の皆様への広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、子育て支援センターにおきます各種事業、家庭児童相談室、保健センターなどにおける相談事業、そして日常から市の内部機関はもちろんのこと、民生委員、児童委員、医療機関、保育所、幼稚園などとの情報を密にし、児童虐待の未然防止と早期発見に取り組む考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） この問題について、経路別ですね、相談件数を見ますと、家族からが16%、学校等が15%、近隣知人からの相談件数がですね14%と、比較的多いのは学校、近隣の役割が非常に重要になっており、その辺と市との関係において質問していきたいと思っております。

先月人権政策課主催で人権まつりが実施されましたが、子供の人権についてのポスターが張ってあったとは思いますが、担当課としてはこのような場を活用して幼児虐待防止を市民にPRすることはできなかったのか。

また、推進月間ということで、市政だより11月号、先ほど報告ありましたように、確かに24ページですかね、載っておりますが、小さなこれ記事でございまして、11月がそうなんですよというふうには見えないぐらい、もう普通の月の記事ぐらいの扱いでございますよね。

これはもう年間を通じてやっていかなければいけないということですが、特に11月が推進月間であるならばですね、11月23日にも青少年育成市民の会がいじめに関する講演会を催して、当日ですね、このような子供、若者育成支援強調月間ですというチラシを配布しておりますが、こういうのも便乗してですね、連携をとられてPRすることも可能だったのではないかと考えておりますが、こういう利用についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほど回答いたしましたように、やはりいかに多くの方々にこの児童虐待ということの問題というのをきちんと理解していただくかということだと思っております。

それで、確かにご指摘のとおり、広報とかホームページとか、そういう意味では私どもとしてまだ十分力が注げないところかなというふうに今感じますので、今後におきましてはご指摘の人権まつりに限らずですね、やはりいろんな諸機関、集会とか総会とかございます折に、できるだけチラシの配布とかさせていただきながら、より広報啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 次に、早期発見の一つに乳幼児健診があるわけですが、先ほど4か月健診は家庭訪問等をされるという回答でございましたけども、健診に来られる方たちほぼ大

丈夫とっていいわけなんですよ。

逆に、来られない方のほうが該当者が多いんじゃないかと考えるわけですね、4カ月健診の方たちだけでなくですね、ほかにも健診ありますでしょうが。そういうのに毎回来られないという方たちをピックアップしてですね、家庭訪問されるとか、そういうような調査をするような考え方。また、家庭訪問をされてですね、対応に困ったような事例等ございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 特に、虐待で一番死亡率の高いというのは0歳なんですね。それで、4カ月の乳児全戸訪問というのが非常にやはり重要視されてきて、全市町村で取り組んでいくというふうに決まってきた経過というのがございます。

本市におきまして、昨年度から実施しているわけですが、少し役割というのは助産師とか保育士とか、役割をそれぞれ持ちながらやっているわけですが、初産の方については助産師中心で、それから経産婦の方については保育士中心で。もちろん母子手帳を交付いたしますときから母親の方のやっぱり心理状態とかいろいろお聞きしたりして把握しておりますので、そういうのをもとにしながらやはり訪問というのをやっていくわけです。

それで、ハイリスクという方については当然把握をしながら、再度保健師と一緒に訪問しているわけですが、訪問率そのものは94.3%で、すべて訪問できているわけではないですね。694件中の654件。

ただ、現実的にその後いろんなフォローのやり方をいたしますので、1回だけじゃなくてですね、ずっとしていきますところですべて何らかの形で、いわゆる健診とかというところにつながっていくというところで今のところ漏れそのものはない形にはなっています。

具体的にどのようなことをやっているかといいますと、健診がずっと続いていきますので、その健診のご案内もまたしていくというのが一つですね。はがきのご案内、往復はがきでやります。その後は電話で受診の勧奨というのもやります。

ただ、受診勧奨が適切な時期にやれているかというたらちょっとなかなかそこまで回っていないのが現実ですね。

それからもう一つ、その後またどうしても連絡とれなかったというのは訪問しなくてはいけないというふうに、受診勧奨のためにですね。ただ、そこも実はもう現実的にスタッフの問題もありまして、そこまでは行き届いてないのが現実でございます。

ただ、さっき申しましたように、何らかの形で健診にまた来られているということで、全部数の方にはお会いできていると、お子さんにはお会いできているということです。特に、その中で困ったというところまでは今のところ伺ってはおりません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 昨日の渡邊議員の先生のデイリーワークの中でも、不登校児に朝電話をかけるとかという部分もございましたが、家庭訪問しても会えないとかですね、そういう部

分はやっぱり児童相談員さん等と連携を密にして、例えば子供の洗濯物が非常に少ないんだとか、回数を含めてですね。そういうのは家の内外が異常に散らかっているとか、ネグレクトという部分ですかね、そういう部分を注意してほしいみたいな、その辺の連携が必要かなあと感じているわけですよ。その辺も考えながらですね、今後対応していただきたいと思えます。

それから、学校現場からの相談も多いということですね、教育部長ちょっとお伺いしたいんですけど、教職員の児童相談所等への通告義務と、学校の教職員に対する研修等の責務が発生しておりますよね、平成17年の改正ですか。

それで、養護教員は当然知識も豊富でプロでございますから、一般の教職員についてですね、研修は現在どうなっているのか。例えば、帰りがらないとか、食事に執着する、絵や作文にSOSのサインが隠されているなど、養護教員では気がつかない部分があると思います。

早期発見や相談への対応等の研修について、実施状況はいかがなっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） まず、教職員の研修についてお答えいたします。

虐待に係る研修といたしまして、ほとんどの学校で年間に1回から3回行っております。3学期に実施予定の学校もございます。

また、情報の共有化を中心とした研修はすべての学校で行っておりまして、生徒指導部会、学年会、職員会などでそれぞれ月1回から4回程度開催をいたしまして、情報を集約して対応をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 市長に伺いますけど、やはりこういうのは近隣者ですね、通報という部分も非常に大きなウェイト占めているんですよ。それでですね、各区に児童相談員さんおられますけど、自治会の中の防犯組織とかそういう部分でやっぱり研修していただいて、近隣住民ですね、近隣者にもその輪を広げていくという部分が大事だろうと思うんですけど。そういう部分、核になる部分の研修について、今後何かお考えございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今就学前の児童といたしましうか、が大体4,000人ほどおるわけでございます、およそ2,000人が保育所、施設で保育されておる。あるいは2,000人が在宅での保育というような形、育成といたしましうかね、育てられているような状況です。

私はこの子供たちの子育ても含めてでございますけれども、虐待も含めて、やはり地域力を高めていくというようなことがやはり近隣の通報等が大事だとおっしゃいましたけども、そこが大事ではないかなというふうに思っております。

その一つの役割として民生委員あるいは児童委員の役割というふうなものも非常に大きいだろうというふうに思っております。常に情報を把握し、そしてその該当する子供たちの変化といたしましうかね、家庭の状況の変化等々があれば通報するというふうなこと等を、関心を持

つといいましようかね、隣に関心を持って絶えず子育ての視点からも見守るというふうな考え方が必要だと思います。

その上におきましては、やはり民生委員、児童委員の皆様方の専門的な研修も必要だろうというように思っております。去年は研修をしておるようでございますけれども、またご指摘のように専門的なそういった知識を高めるための研修等々も行ってまいりたいというふうにおおるところです。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） どうもありがとうございます。

最後に、この問題が親がしつげだと言われればですね、なかなか踏み込めない部分もあり、プライバシーとの関連もあってですね、警察への援助要請もどの段階であるのが適当か、非常にジレンマに悩まされる問題が多いと伺っておりますが、子供にとっては生死にかかわる、または先ほど市長が言われましたように、一生心の傷となり得る重要な問題であります。受難者の心的外傷後ストレスやいわゆる自分が親になったとき子供を虐待する虐待の連鎖を断ち切り、我が市の子供たちが安全にかつ安心して生活できるような環境づくりをお願いして、この問題は終わります。

○議長（不老光幸議員） 2件目に答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 2件目のジェネリック医薬品の利用促進についてお答えを申し上げます。

ジェネリック医薬品に切りかえていただくことは、保険者の財政負担の軽減のみならず、被保険者の一部負担の軽減にも資するものでございます。医療費削減の効果は既に実施されております自治体の実績からも明らかでございます。ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、関係機関の皆様方のご理解、あるいはご協力をお願いいたしまして、積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 現在、医療機関等で保険診療に用いられております医療用医薬品は約1万6,000程度でございます。このうち、新しい効能や効果を有し、その有効性や安全性が確認され、承認された医薬品が先発医薬品で、先発医薬品の特許が切れた後に先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等であると承認された医薬品が後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっていますので、ジェネリック医薬品の使用促進は患者負担の軽減、医療保険財政の健全化に資するものと考えられます。国や県でも平成24年度までジェネリック医薬品の数量シェアを現状の約2割から3割以上にするという目標を掲げ、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいます。

本市におきましても、2カ月ごとにお知らせしております医療費通知の余白に、ジェネリック医薬品の説明を掲載しております。また、昨年度からジェネリック医薬品を使用する希望がある場合には、医師や薬剤師の方々にお見せいただくことで意思表示ができるジェネリック医薬品お願いカードを保険証と一緒に配布しているところでございます。

ご質問の中にごございました広島県呉市は、平成20年7月から処方された薬をジェネリック医薬品に切りかえることで自己負担額の削減が図れる内容をお知らせする差額通知を、全国の市町村国保の中で初めて実施されており、医療費の削減に効果を上げられております。

本市の国保におきましても年々医療費が増加しており、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組み、医療費の抑制を図りたいと考えております。

呉市は先駆者としてシステムの開発から始めておられますが、福岡県では来年度からレセプトが電子データとして電算化されることに伴いまして、全市町村で組織しております福岡県国保連合会が共同処理業務としてジェネリック医薬品使用促進のための差額通知の作成を予定をしております、現在関係機関との調整が行われております。

本市の国保も、国保連合会の通知の利用が可能になりましたら、使用促進通知サービスを実施し、医療費削減につながるよう努めてまいるところで、今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） ちょっともう一遍確認したいんですけど、来年度の電子化に対して、市でも対応されるというふうなことですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 電子レセプト化に伴いまして、その仕組みというのができてまいりますんで、それに合わせて差額通知といいたいまいしょうか、ジェネリックの関係の使用促進の差額通知というのを出せるような仕組みを今つくっています、国保連合会でですね。ですから、これもう全県的にそれをやりますので、ただそれは先ほど言いましたように、当然県医師会の問題とか協議というのは当然要りますから、そういうのを合意形成した上でそれをやっていくというふうな形に今のところなっている、ご理解を得ながらですね、やっていくというふうな今のところなっています。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 太宰府市の平成20年度の1人当たりの医療費は、全国平均が28万1,761円に対して31万915円と、やはり呉に比べては低いとはいえ依然高い状況の中です、今現在私が国保の保険証を送られてきたときに、先ほど説明があったこのカードですね、それとB5サイズの手紙、いろんな保険についての説明と、その中にですね、4分の1ぐらい利用して、ご存じですか、ジェネリック医薬品というような注意書きもちょっとあるのはあるんですよね。

実際はもう見ない人はもうこれだけごちゃごちゃ書いても保険証があればいいということで見ない方も多数おられるんじゃないかと思うんですけど、やはり先日聞きましたら、電子化されていないので実際の利用者の数、それから先ほど私が壇上で言いましたように、重複診療受診等の把握が全く今できてないということでございますので、市長部局としてもですね、早く電子化に取り組んで、これは第五次総合計画の前期基本計画案でも普及広報うたっておりますが、もう投資してもそれだけの効果があるということでもありますので、本気で取り組んでいただきたいと思います。

それからですね、PRの部分ですけど、平成20年までいきいき情報センターで健康展が開催されておりましたよね。現在中止されて、違う形ですか、地区を巡回してやっとなんかということですけど、この市全体の健康展の役割は終わったということでしょうか。

三師会ほか健康推進委員さんやですね、食生活推進委員会、もういろんな関係団体が連携して開催されていた健康展でございますので、その部分では情報交換とかコミュニケーションの場に非常に有効になっており、市民の健康啓発の場になっておったと思うんですよ。これは再開される計画は今のところあるのかどうか。あるのであればこのような中でもジェネリック医薬品の利用促進を取り上げていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 平成16年度まで19回、今お話しございました健康展がずっと、とびうめ健康展と銘打って実施されてまいりまして、たくさんの方々に、地域の方々にも協力をいただきながら、地域といいますか、健康推進委員さんとか食生活推進委員さんとかですね、協力いただきながら、三師会とも協力をいただいて実施をまいりましたが、やはり日ごろ問題が一番多かったのも確かにあるんですけど、平成20年度にまたいきいき情報センターで10周年記念事業の中で健康展として保健センターでやった中ですね、その実際やっていく中身をどのようにつくっていくかといいますのは、健康づくり推進協議会というのを持っておりますので、そこで議論していただいて、その中でやはり地域でもしていくべきというご意見がかなり出てまいりましたんですね。

それをやはりその1回だけのことやなくともっと広く、たくさんの方に来ていただけるよう近くでというのがあったと思います。そういうことから、年一回だけ、大規模といたらやはりイベント的にどうしてもなってくるころもありましてですね、そうじゃなくともっと費用をそうかけなくてもやはり地域の方々が来れると、そして楽しんでいただけるということとかもろもろそういうのをやはり組み立てていかにいかにじゃないかということで。ちょうど特定健診が始まりますときでしたので、そのようなPRも兼ねてそこでずっとやってまいりました。

ですから、現在の考え方としてはやはり地域の自治会、校区自治協議会の方々と協議をしながら、地域でやっていく方向のほうがむしろ、自分たちで自分たちの地域の健康づくりをやっていくという視点ですので、より効果があるんじゃないかというふうに今思っていると

ころです。もちろん、今やり始めたばかりですので、これを展開の中でどのようによりよいものに組み立てていくかというのは、やはりずっと変わってくると思います。それはもちろん私たちも最初から願っているところがございますので、先ほどの三師会のこととか、それからいろんな情報交換のことは当然今以上によくなってくると私は思っています。ですから、かつての健康展の役割は終わったかといいますと、役割を変えてより身近なところで自分たち主体にやっていくということで役割を変えたと、変えていくというふうなところでご理解いただければというふうに思っているところがございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） ご理解をと言われますけど、今の各公民館を利用している部分は地域密着型ですね、それはそれで大事なことでございますけど、食生活とか薬に対する説明、健康展では骨密度の測定とかありましたよね、そういう部分では、内容の濃さがもう全然違うと思うんですよ。今後できればですね、3年ないし5年に一度とか、そういう部分も含めてですね、ぜひ復活させていただきたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 先ほどの健康づくり推進協議会の論議の過程では、先ほど申し上げたとおりなんです。それで、今こういうふう新しいやり方を始めているところがございます、これが確かにすべてではないかもしれませんが、それは、またこういうのをやりながら議論がいろいろ出てくると思います。それは、むしろそういう議論の過程を通したほうが私はいかなというふうに思います。

先生方のかかわり方というのもいろいろあると思いますけれど、私は、先生方は三師会ともいろいろ協力したいということは話は伺っておりますので、そういうことはありがたく受けとめながらですね、組み立ては論議の過程を通しながらやっていきたいと、やっていかななくては行かないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） こういう問題は各団体等の話し合いもありましょうからね、そういう中で前向きに考えて行ってほしいと願っておきます。

それから、ジェネリック医薬品利用促進に関しましては会派宰光と公明党太宰府市議団で報告書を議会事務局のほうに提出しており、参考資料も添付しておりますのでぜひ参考にして、実現に向けた検討をお願いしまして、この問題は終わります。

○議長（不老光幸議員） 3件目。

建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 3件目の信号機表示につきましてご回答を申し上げます。

国道3号、県道筑紫野筑穂線及び市道高雄中央通り線が交わる高雄交差点におきます信号機表示に関しまして現地を確認しましたところ、国道3号の久留米方面下り車線において見切りの発車を行う車両について、多くは見受けられませんでした。地理に疎いドライバーもお

られます。

こういったことから、先ごろ国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所交通対策課より直轄国道における交通安全に関する調査の依頼が上がっておりました。この調査に現状を明記し、変則五差路の表示ができないかなど要望をしていきたいというふうに考えております。

また、高雄交差点におきます変則五差路の表示につきましては、筑紫野警察署と相談しながら道路管理者等へ要望を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） この件は警察との関係が非常にありますので、進捗を後で報告していただくようお願いしてですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

ここでお諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

ここで16時35分まで休憩します。

休憩 午後4時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時35分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い太宰府市のまちおこしについて質問させていただきます。

今や全国的にまちおこしに最大の力を入れている市町村が多いことにはそれなりの理由があり、いわゆるブランドづくりで町全体を盛り上げようとする思いがあらわれています。太宰府市におきましては、福岡農業高校が太宰府の梅を利用したパンを販売し、一つのブランドを商品として出されております。また、光のイベント、古都の光も大変すばらしい取り組みであると思っています。

先日、太宰府天満宮で写真撮影をされていた福岡市の写真愛好家とお話をする機会がありましたので、次のようにお尋ねをしてみました。太宰府でふだんは目につかないものの中で撮ってみたい被写体はどんなところがありますかとお聞きしましたところ、しばらく考えて、商店街の素朴な風景、なおかつ繁盛している店でのこやかに買い物をしている人物に亭主が話しか

けている風景、もちろん背景にも多くの買い物客の姿が映り込んでいる、これは絵になりますね。また、我々が写真を撮りたいものは、一般の観光客の皆さんも見てみたいという共通したものがああります。古都の光もそうですが、どこかに1カ所群がるようにカメラを向ける被写体が欲しいですね。今は携帯でも立派に写りますから、写真のお土産を持って帰ることができます。そうすると、そのお土産写真を見た人は、ぜひ自分も行ってみたいと思うはずとおっしゃっていました。私も同じ考えを持っていましたので、太宰府市ももう一歩踏み込んでのまちおこし事業ができないものかと考えています。

そこで、1点目の太宰府市と太宰府天満宮や商工会などが中心に市民を巻き込んでのまちおこしについてでございますが、具体的な事業の提案を申し上げますと、西鉄太宰府駅前から天満宮参道へとある一定期間、夏場でもクリスマス時期の冬場でも、また古都の光に合体させても構いませんが、毎年恒例となるイルミネーション祭りを催してはどうかと考えます。天満宮参道にはこだわらず、小鳥居小路でも五条商店街でも候補の一つとしてよいのではないかと思います。神戸のような大規模なものではなくミニ版でも、その期間、その時間帯で商店が開かれ、イルミネーションに引かれて市内外からの人々が訪れることによって豊かな交流と経済効果が期待できます。その期間は、太宰府市と太宰府天満宮や商工会、観光協会、関係周辺の商店、そして市民の力で事業を盛り上げることができれば大きな集客となり、効果的なまちおこし事業となるのではないかと思います。いかがでしょうか。かかる予算は歴史と文化の環境税及び駐車場事業者への補助金からの一部活用なども検討、協議されてはいかがかと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

また、そのほかにも第五次総合計画の策定時において協議されたものを含めて、市のほうでまちおこし事業を考えておられるものがあればあわせてご回答をお願いします。

次に、2点目の小鳥居小路の水路開放についてでございますが、太宰府天満宮から太宰府館への回遊路を日ごろから注意しながら見ておりますが、観光客の流入はほとんどなく、寂しい思いをしているのは私だけではないと思います。つまり、回遊を誘導するポイントあるいはインパクトに欠けるからではないでしょうか。歩く人が楽しめるもの、お店もそうですが、私はせっかく昔ながらの水路があることに注目し、ここを思い切って開放し、コイやフナなどが泳ぐ水路へと整備されてはどうかと考えます。昔ながらの風情がある小鳥居小路ですから道幅は狭くて当たり前、交通規制も考慮しながら整備すると、実現できるはずですが、このことは一つのまちおこし事業にもなると思いますが、いかがでしょうか、市長のお考えをお伺いします。

以上、1項目、2点にわたり質問をさせていただきますが、より具体的なご回答を期待し、再質問は自席にて行います。よろしくをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、1項目めのまちおこしについてご回答申し上げます。

平成17年の国立博物館開館の年に太宰府市と太宰府観光協会、太宰府市商工会、太宰府天満宮の4団体で太宰府ブランド創造協議会を発足させました。太宰府ならではの本物の地域資源

を太宰府ブランドとして広く発信していくことを目指しております。太宰府ブランド創造協議会が実施しております太宰府古都の光も今年で5回目となりました。地域住民の方のご協力をいただきまして、光の道を九州国立博物館から水城跡までつなげることができました。

今後も、第五次太宰府市総合計画案にも掲げておりますように、観光客の方にまた太宰府に来たいと思ってもらえるようなさまざまなブランドの創造を図り、太宰府としての魅力づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2項目めの小鳥居小路の水路についてご回答申し上げます。

去る11月22日でございますけれども、福岡県では初めて文部科学省、農林水産省、国土交通省のほうから歴史的風致維持向上計画の認定を受けております。この計画におけますところの具体的な事業の中に、小鳥居小路の水路開放に伴います道路改良工事も計画項目の中に盛り込んでおるところでございます。当然このことについても実行をしてみたいと、こういうふうに思っております。

それぞれ詳細につきましては担当部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1項目めについてご回答いたします。

太宰府ブランド創造協議会でございますが、これは商工会、観光協会、天満宮、太宰府市にオブザーバーとして九州国立博物館も加わっていただいております。これらの方と共同で、共同イベント事業として、古都の光だけでなく観光客もてなし事業に取り組むということにいたしております。

このうち共同イベント事業であります太宰府古都の光でございますが、当初は九州国立博物館、太宰府天満宮、門前町周辺のみで開催ということでしたけれども、協議会構成団体以外のいろんな各協力団体が出て、また地元市民の方にもご協力いただきながら、光の道をもっと広げようということで観世音寺や戒壇院、大宰府政庁跡及び水城跡にまで拡大をしてきたところでございます。

この古都の光事業も今年で5回目を終えました。今後の事業の方向性について、いま一度基本に立ち返って検討していかなければならないというふうに考えております。ご提案いただいたイルミネーションという方法も含めまして、事業内容につきましてはブランド創造協議会幹事会の中でも検討してまいりたいと考えております。

また、観光客もてなし事業につきましては、今回太宰府ブランド創造協議会の中の情報もてなし部会の再編成を行いましたので、今後は市内イベントの情報交換や観光客からのクレーム対応及び太宰府ブランドの認定についても協議をしていく予定となっております。さらには第五次太宰府市総合計画案の施策実現の取り組みの一つでありますおもてなしの心をはぐくむための人材育成にも、市民や事業者の方々と協働で推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 2項目めについて回答申し上げます。

ご質問の水路は、太宰府天満宮門前町を幸ノ元井堰から藍染川まで貫流するものでございます。1806年ごろに描かれた市指定文化財「太宰府旧跡全図（北図）」などたくさんの文献に記載があり、その歴史性は大変重要で、太宰府の門前の歴史を象徴する重要な文化遺産であると考えております。このため、太宰府市歴史的風致維持向上計画において水路の開渠化を含め保存修理を位置づけております。開渠化した場合は通りへの親水性の付加により観光客の回遊性が増大し、相当大きな経済効果が期待できるものではないかと考えております。しかしながら、この水路がある小鳥居小路は、ご存じのとおり幅員の割に交通量が多く店舗も密集しており、開渠化した場合の交通対策や安全対策等は十分に検討が必要でございます。このため、まずは筑紫野警察署や地元商店街の協議を進め、どの程度の整備が望ましいかを検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

それでは、私は1点目のほうから順番に行かせていただきたいと思います。

先ほど冒頭に開催期間を一定の期間と申しましたけど、その期間は長過ぎず短過ぎずがより効果的ではないかと思えます。周辺の商店や市民との調整で手法や期間を決定すればよいと思えますが、その辺の具体的な考えがあればお話ししていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 参道あるいは天満宮周辺でのイベントということは、私どもだけの考えではなくて、やはり地域の方々がどう取り組むかということが非常に大事だと思っております。例えば、これまでも花菖蒲の時期になっても夜は店が閉まって暗いというような苦情もございました。そういうときに、何とかあそこの駅から菖蒲池のほうまでの明かりをともしていただけないかということでも、1年か2年かかったような経緯もございました。そういうこともございますので、余り私どもがああだこうだじゃなくて、地域の方と話す中でですね、皆さんをおもてなしをしようというところの発想といいますか、そういう動きが出てくるのはいいことじゃないかと思っておりますので、今後藤議員言われましたようないろんなイベントのことを念頭に置きながら、いろいろこれからも話をしていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃったことそのとおりでございまして、そういう件で地域の方からの質問が出まして、今度質問をさせていただいております。

それで、長く続けるには観光協会や商工会の力、商店の協力と実施意欲などを駆り立てなければなりません、市が最初から最後までリードするような手法では後が続かなくなります。それは今部長がおっしゃったとおりでございます。最初にご苦勞でも、まず市が段取り、準備

をしていただいて、観光協会とかいろんなところと段取りしていただいて、その後は実行委員会などを立ち上げまして、全く市が外れるわけではなく、委員会主催で進めることが実現可能だと思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、市としても、むしろ表に出ずに下働きのほうで汗をかくのを非常にやりたいというふうに考えております。そういうところで、あと地域の方にいかに出てきていただくかというところの、車が転がり始める一番最初の動き始めるまでがちょっと大変だというふうに考えております。動き始めれば、意外と皆さん一生懸命やられますので、そういうことからあそでのそれまで行われてましたいろんなイベントでも地域の方と話し合っ、いろんなイベントの分の話し合いもしてきた経緯もございますので、再度また地域に、昔からあるイベントの再興といいますか、復興もありますしですね、その辺含めて地域の方に話すようなところに入っていききたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

総務部長は太宰府館に勤務されておりましたのでよくよくご存じだと思います。このようなイベントは大勢の観光客や市民が参加してこそ成功するものです。その点、太宰府市は大きなネームバリューを持っています。人が集まればテレビ、新聞などのマスコミは必ずニュースにします。効果的なまちおこしの一つだと思いますが、先ほどからちょっと、いろんな方と検討とかお声が出ていますけど、本当に前向きな姿勢で考えられるものか、それとも引きの姿勢なのか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これまで取り組んだ経緯もございます。例えば曲水の宴のときの行列、武者行列といいますか、行列でも、天満宮の境内からずっと参道に出てぱっともうあそこの曲水の宴まで行ってしまっ、参道の方がそういう行列があることも知らなかったという話もありました。私もびっくりしまして、参道そのものがそういう行列を知らなかったというのはちょっと信じられないんですが、そういう状況もあるということで天満宮にも話をして、参道まで回って上がってくれということで、あれだけの衣装を着て歩くのは非常に大変だということで、これも1年から2年もかかった経緯もありますけども、一緒にやろうという気持ちでやっ、いけば何とか物事はできていくと思っておりますので、観光ということも、観光は地域が光るということでございますのでなかなか楽しいもんでございますので、私としてももう一度、担当しておりますので、地域の方と話して前向きに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

最初の1項目の、イルミネーションはすべての年齢層に受け入れられると思います。福岡市

の警固公園ではクリスマスまでイルミネーションを点灯していますが、見物人も多く、恒例化することで、毎年テレビや新聞などで取り上げられています。それも最初は公園木の数本に飾りをつけて点灯しただけの小規模なものだったそうですが、それでも今のように毎年見物人が増えています。

太宰府市も、大々的なものが無理であれば、最初から大きなものではなく、予算に応じたものから始めればよいと思います。費用は、イルミネーションの場合は最初だけが大きな費用がかかるのではないかと思います。後は、2回目からは少ない費用で済んでいるのではないかと思いますので、新たなまちおこしのために、ぜひ実現に向けてよろしく願いをいたします。

次に、2点目の小鳥居小路でございますけど、小鳥居小路の商店街は、年度事業のお祭りや催しを精力的に行っている太宰府市でも有数の地域でございます。市がこの地域で積極的にまちおこしに力を入れるならば、ほとんどの方が力をかけていただけるものと私は信じております。人がたくさん歩く商店街の水路に色とりどりのコイやフナなどが優雅に泳ぐ風景を思い浮かべてみますと、そこを歩く人たちは、情緒あふれる太宰府の姿は生涯心の中に焼きつくと思えますが、今建設経済部長、先ほどふたを開くというようなこととおっしゃいましたけど、検討とか課題とかではなくやることが間違いないかどうか、再度お聞きします。そして、それは時期がいつごろから行われるものか、そしてそのためには地域の方との話し合いも十分行われなければならないと思いますけど、再度回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この小鳥居小路の事業につきましては、当然今ご提言いただきましたように、地域の商店街の方の協力をいただいて、それこそまちおこしにつながっていくようなですね、事業を展開ができればというふうにも考えております。基本的に開渠方式で地元の協力をいただきながらやっていくという考え方のもとで、平成24年から平成27年度事業ということですね、具体的には事前の筑紫野警察署との協議とか随時行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） この計画で平成24年から平成27年とおっしゃいましたけど、その開放する場合にですけど、小鳥居小路ということで私今うたってますけど、実質開放される場合、溝尻までを開放を考えられているものかどうか、ちょっと回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） この事業につきましては、双葉老人ホームに井堰がございます、幸ノ元井堰ですね、これが平成15年の災害で壊れまして、その水が上がらないという状態です、まずはここの幸ノ元井堰の改良という部分、そしてこの小鳥居小路の区間ですね、中嶋医院の交差点から太宰府天満宮の参道、延長にして170mほどの水路の保存、修理、改良を計画をさせていただくとということでございます。おわかりいただけましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今のちょっと、天満宮の参道までとおっしゃったけど、あの四つ角までということかな。ということは小鳥居小路だけということですかね、あれから先が溝尻になるんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 水路の改良については延長170m。あと、参道から藍染川までですかね、50mほどございますが、その部分については、開渠ということじゃなくて、その辺の道路の改良を含めて延長、項目としてはですね、計画延長としては当然入れておりますけども、開渠というのは物理的に、基本的には考えにくいといいますかね、区間にですね、参道から九州国立博物館の散策路までの50m区間については開渠という部分では考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今考えてないとおっしゃいましたけど、小鳥居小路と溝尻ということになると道幅が狭いから、今おっしゃったとおりでろうと思います。だけど、その場合小鳥居小路を開放するという仮定で動かれる場合は、溝尻の住民の方との説明はしっかりやっていただきたいと思います。そうせんと、自分ところだけ仲間外れにされたというような印象を持たれると後々の協力はなくなってくるんじゃないかなと思います。

それと、その道幅の問題とか交通の問題で警察のほうとの相談をしていくということでおっしゃいましたけど、道幅が狭いということはネックになっていると思います。

それで、今現在溝の幅に、上にふたをされておりますけど、そこに看板とか旗とかのぼりとかを建てられておまして、実質車が通れない道幅なんですよね。だから、水路を開放しても今実際車両が通る幅は同じじゃないかなと思いますので、開放されてもそれは差し支えはないと思いますので、警察との相談というか、それは交通関係があると思いますので、それはぜひ相談していただきたいと思いますが、今の水路の上に看板とか置かれてますので、実際の車両の幅は同じだと思いますので、それは十分考えていただきたいと思います。

それとあと、先ほど言いましたけど、その水路をもし開放した場合、私たちが小さいときは石積みそのままの水路だったんですけど、実質今はどうなっているかご存じですか、あれを開いた場合に。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（齋藤廣之） 私もその中の調査というか、調査したわけではございませんので、ちょっと担当のほうに聞きましたら、石積みが残っている部分と三面で補修して補強して、水路として使っているという状況ということで聞いております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） まだ石積みが残っておるということはありがたいことでございます。そして、実際水路を開放した場合は、水路は結構深いんですよね、あそこね。だから、もし開放された場合は、川底を上を持ち上げるというかね、砂利とか砂とかを敷いて、底を上げて開放

をしていただけるような、もちろん今からの検討ですのでそれは進んでいただけたらと思いますけど、そういうふうな検討のほうをよろしく願いいたします。

それでは、まちおこしについて2点にわたり質問をさせていただきましたが、太宰府ブランドになる事業や物は数多くあると思います。その中の2つを提案させていただきましたが、この事業は必ず効果があるものと私は信じています。

イルミネーションは各地を見て回りましたが、どこも盛況で、皆さん携帯のカメラや小型カメラ、大型カメラでそれぞれ画像を持って帰っておられます。この絵になるものこそ成功する事業であろうと思います。

また、小鳥居小路におきましても、観賞用に水路の整備を行うことも同じ効果を生むはずで、当初の考えでは太宰府館への回遊をねらった案でしたけど、考えているうちに、それだけではなくわざわざ見に来ていただけるものになる、すばらしいものになると思います。

最後に市長にまとめていただきたいと思いますが、このような事業を実施できるかどうかは意気込みに左右されます。難しいではなく、どうすれば可能かという前向きな姿勢が大切だと思います。この点、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご回答申し上げましたように、私どもはまるごと博物館、まちぐるみ歴史公園、歴史、文化遺産を生かしたまちづくりを行っております。この小鳥居小路線はその一環でございまして、私どもは必ず、やがて、今までもそうでしたけれども、今その時期が来たというふうに私はとらえております。綿密な計画のもとに回遊性ができるように、そしてひいては観光等が潤うような、町が潤うような、そういったまちづくりにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。小鳥居小路の方は喜ばれると思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問をいたします。

1項目めは、婚活について質問をいたします。

今多くの自治体で婚活について取り組んでいます。福岡県でも新たな出会い応援事業ということで、本当に結婚したくても出会いの場がない、かといって民間のあっせん会社には二の足を踏む、そういう若者がたくさんいると聞いています。そのような若者に行政として応援できるものはないか。これは少子化対策の一環にもなり、また人口増にもつながりますので、ぜひ取り上げていただきたく提案をいたします。

2項目めは、近年温暖化現象の影響で、あちらこちらのり面の崩壊などがけ崩れが発生しております。本市でも1時間に100mm以上の雨が降り、職員の対応も大変だと思います。また、緊急性もあり、早々に現場を測定し、設計図書をつくり上げ、見積もり、そして工事、監督、資料作成と、一度に多くの仕事をこなさなければなりません。そこで、本来の仕事に影響するやもしれません。また、コンピューターなども高度になってきており、専門的な知識が必要と思われませんが、民間で活躍されりタイアされた有能な人材を採用してはと思いますが、市の考え方をお伺いいたします。

あとは自席にてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 1件目の婚活についてご回答申し上げます。

少子化対策の一環として、手法は別といたしまして、行政が婚活に取り組んでいる状況が増えてきていることは認識をしているところでございます。

福岡県が実施いたしました県民意識調査においては、独身でいる一番の理由は、適当な相手にめぐり会えないからとのことでございます。

そこで、議員が言われたのと重複しますが、福岡県で次世代育成支援対策後期行動計画の一つの柱に新たな出会いの応援事業を掲げ、結婚応援事業を前期からの継続事業として実施されております。これは福岡県が福岡県地域福祉財団に委託をして実施しているもので、各種フォーラム、イベントが開催されており、本市ではイベントチラシを窓口置くなどして側面で支援しているところでございます。

また、太宰府市社会福祉協議会におきまして結婚相談が毎月2回実施されておりますけれども、今年9月に初めてお見合いパーティーと銘打って、60歳以下の方を対象に実施されております。市内外から24名の参加で、2組のカップルができたというふうに聞いております。今後とも継続して取り組まれるとのことであります。

本市では親と子の育ち合いを支えるまちづくりを基本理念として、子育て環境の整備充実を計画した次世代育成支援対策後期行動計画におきまして、今後とも少子化対策を含め子育て支援施策を実施していく考えであります。

婚活につきましては、福岡県並びに太宰府市社会福祉協議会で取り組まれておりますので、現状といたしましてはその動向を見守り、必要に応じて側面的支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 昔はですね、我々もそうだったんですけども、お見合いで結婚するケースが非常に多かったんですよ。私もお見合いだったんですよ、後ろにおりますけど。それで、見合いでやったんですけども、今そういう紹介をしてくれる方というのが非常に少なくなりましたよね。だから、非常に、結婚したくてもなかなか相手がいらっしやらないと。昔はご近所の方が注目していただいて、そしてこういう方がいらっしやるんですよ、お見合い

してみませんかというような大きな誘いがあったんですよね。それで、そういう方々にお願いをして、そして結婚をするというふうなことがあったんですけれども、今は、いろんな形が、形態が変わってきましてですね、なかなか結婚というふうなことにいかないといいたいでしょうか、そういうこと、余りそれに興味を持ってない方もいらっしゃるかも知りませんが、なかなか出会いがないというふうなこともあるんですけれども、そういったふうなことで本市としてですね、そういうふうなことで、先ほど2組が成立したというふうなことで言われましたけれども、ぜひこれを、広報とかそういったものもありましようから、そういったものにもですね、載せていただいて、そしてできれば実行していただきたいなと思っております。そして、二組のカップルがそういうことで誕生したということであればですね、婚活というような大きなタイトルでですね、広報の中にも載せていただければですね、皆さん方がそれに対して参加されるのではないかなというふうな気がしております。

それから、先ほどちょっと言われましたけれども、皆さん方にちょっとお尋ねしたいんですけれどもね、恋愛で結婚された方いらっしゃいますか。いらっしゃいますか。やはりお見合いですよね。私も、先ほど言いましたように見合いで結婚しましたからね、だから非常にそういう意味ではなかなか出会いの場がないというのがやっぱり本音だろうと私も思っております。だから、そういったふうなことで、いや、今婚活、婚活ということですね、自治体が動いていただければ非常にありがたいなと思っております。それで、1項目については終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2項目めの専門職の雇用についてお答えいたします。

まず、現在でございますけれども、国の雇用対策の一環でもあります緊急雇用創出事業も含めまして231名の嘱託、臨時職員を雇用をいたしております。その中で専門職に該当する者は、主に保健師、介護支援専門員、保育士、栄養士などの資格を必要とする職種を雇用している状況でございます。臨時、嘱託職員の雇用につきましては随時申し込み受け付けを行っております。臨時、嘱託職員名簿への登録をして資格内容や経歴等を参考に、必要に応じて各所管が雇用している状況でございます。

ご質問の建築、土木、コンピューターなどの業務分野におきましても臨時、嘱託職員は雇用いたしておりますが、専門性の高い業務等は、主にこれまでアウトソーシングにより対応をしております。嘱託職員の雇用はしてはおりませんが、今後市の職員等の定年等に伴います専門職の再任用制度でありますとか定年延長制度の導入等それらの制度等を見ながら、これらの分野におきましても緊急時などの専門職体制として嘱託職員を雇用するなど、幅広い体制づくりということが必要と判断されるときには雇用を取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） お配りしております資料を見ていただきたいんですけれども、ちよっ

と見にくいかもわかりませんが、兵庫県の加西市ですね、ここで中学校の渡り廊下を支えるRCということで、それでですね、柱の上部に帯筋といいたいでしょうか、輪っかみたいにして巻いとるやつがあるんですよ。それが、ちょっと見にくいかもわかりませんが、ちょうど手元のところから先が入ってないんですね。これが何で入ってないかということは、これはひよっとしたら手抜きかもわかりませんが、こういうことはあつてはならないことなんですよ。というのが、地震が起きたときにですね、やはりバンドで巻いてますからね、だから上下で来たときに鉄筋が破裂しないようにですね、しっかりバンドで支えていたわけですよ。だから、それがなかったら鉄筋というのはぽおんと飛び出してますからね。だから、そういったふうなこと、これ本当にあつてはならないことですね。

それともう一つ、ここに配管がありますよね。この配管についてもですね、これ鉄筋を切っているの、主筋を切っているんですよ。主筋を切るということはですね、この鉄筋自体が何の役も果たせないで、実際これというのは、設備からいいましたらね、設備はこう下回りで通して、だからはりを通さなきゃならないんですね。だけど、逆に設備屋さんは、鉄筋を切って配管を外に出しているわけですね。こういうのもちょっといいかげんな工事なんですよ。だから、私はこういうことについてはですね、設計事務所がやっているとは思いますが、やはり気づかないところがあるんですね、これはですね。だから、現場を踏んだ方がそこに意味常駐していただいて、そしてそこでですね、きちっと確認を、作業をしてやっていただく。

裏面を見ていただきますと、これはですね、その高速道路なんですよ。それ私撮りましてね、これもですね、本当言ったら土木ですから柱自体が非常に大きいんですよ。だから、建築の場合は非常に小さいからですね。ところが鉄筋、この場合はですね、大きな柱の中に鉄筋を巻き込んでるんですけども、実質これいいかげんな工事なんですよ。こういうことは絶対ない。それと、コンクリート自体が非常にですね、やわらかいですね。私も現場で見ましたらですね、コンクリート自体がはっきり言って砂なんです、砂がくっついているような台ですね。だから、慌ててこれ補修工事やっているとありますが、大体ここが、高速道路自体がもう25年ぐらいたつんですけども、実質RCの場合だったら50年、60年ぐらいの耐用年数はあるんですけども、とにかくいいかげんな工事なんですよ。

だから、そういったふうなことも考えましてね、50年もつものがそういういいかげんな施工によってですね、25年でやっしまわらない、改修をしなきゃならないということも発生しますしね、ぜひとも、専門職といいたいでしょうか、そういう方々に現場を見ていただくというふうなことが重要でなかるかと私は思っております。

だから、今工事やってますよね、向佐野の橋ですよ。あれもどのような工事をやっているのか私もよく、中は見てないからわかりませんが、実質、ひよっとしたらこういういいかげんな工事の補修をやっているのかもわからないですね。だから、私もそういった面ではですね、きちっとした専門職、特にまた土木なんかでも、冒頭で話しましたように、がけ崩

れが起きて、すぐ応急措置をしなければならない場合だってありますよね。そういった場合でも専門職の方にきちっと見ていただいて、そしてやっていただくというのが私はベターだろうとは思いますがね。だから、そういったふうなことで、ぜひとも専門職の方を、それも現場に精通した方をですね、嘱託でも構いませんので雇用していただければと。今後の参考にしていただければと思っています。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） いよいよ最後になりました。もうしばらくご辛抱をお願いします。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました、来年4月に執行されます市長選挙についてお伺いします。

さて、井上市長は平成19年4月の統一地方選挙にて初当選され、3年と7カ月が過ぎ、残す任期も4カ月半となりました。市長は当選後現場主義を徹底され、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会で市内全44行政区を精力的に回り、市民の声をじかに聞きながら、市民目線に立った行政運営を実行されております。そして、市長は選挙公約でもあるマニフェスト達成のために、本市での行政経験を生かして財政再建、区長制度から自治会制度へ移行、また市民の長年の懸案であった水道料金の値下げ、そして第2、第4土曜日の週末窓口サービスの実施などなど、着実に実績を残されております。

しかしながら、ここで日本の現状を見てみますと、国会では自民政権から民主党政権にかわり、依然として先行きの見えない少子・高齢化に向かう日本社会においてこの長引く不況は、本市の財政事情においても例外なく逼迫した状況になることは否めません。

そういった中、太宰府市の行く手にはまだまだ多くの課題が山積みしております。JR太宰府駅、総合体育館、佐野東、高雄地域の区画整理、正月三が日、観光シーズン時の日常的な車の渋滞、まるごと博物館、すなわちまちぐるみ歴史公園の実現、それから第五次太宰府市総合計画などなど、多くの問題を解決していかなければならない重要な時期に差しかかっています。こうした現状にある太宰府市を踏まえ本市の将来像を考えると、太宰府丸をかじとる市長の正確な判断が重要になってきます。

そこで、市長にお尋ねします。

来年4月に行われる市長選挙に、再出馬の上、引き続き担当される意思があるのか、お伺いします。

既に1人の方が出馬の意向を示されており、時期的にも決して早くないと思います。井上市長の決意を賜りたいと思います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 佐伯議員から来年4月に執行されます市長選について、再出馬の上、引き続き市政を担当する意思があるかどうかというようなことのお尋ねをいただきました。ご回答を申し上げたいと思います。

私は平成19年4月の市長就任以来、多くの市民の皆様の温かいご支援をいただきながら、生まれ育った愛するふるさと太宰府の市政を担当させていただきましたことを誇りに思っております。また、その重責を絶えず肌で感じながら今日を生きるという心境で、一日一日、市の発展、市民の幸福実現に向けて精いっぱい走り続けてまいりました。今日まで一貫して、まちづくりに仁のぬくもりを、市民との協働のまちづくりを行政運営の基本姿勢に据え、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもと、小さな行政で大きなサービスを目指し、市役所はサービス産業であるとの認識に立ち、現場主義で市政運営を行ってまいりました。

歴代の市町長、議会議員の皆様方は、これまでの都市形成過程におきまして上下水道施設の整備、常備消防、火葬場、ごみ処理施設の広域化、保育所、学校施設の整備充実、道路整備、土地区画整理事業、図書館、中央公民館、いきいき情報センター、福祉センター等の施設整備や建設など、太宰府市の社会資本整備、都市基盤の確立に心血を注がれ、今日の太宰府の基礎を築いてこられました。この持続的発展の流れの中で、太宰府市の一定の土地基盤が整備されたと思っております。

市民の悲願でありました九州国立博物館も開館以来800万人を超える入館者を迎えており、まちは予想をはるかに超えるにぎわいが続いております。改めまして、先人の今日までのご苦労に対しまして深甚なる感謝の意を表するものでございます。

このような背景のもと、私は今までハード事業からソフト事業へと軸足を移し地域コミュニティづくりを推進するとともに、福祉や教育、また少子・高齢化社会に対応した高齢者支援や子育て支援など、今市民が求めているものは何かを、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会やさまざまな団体の集まりなどに直接出向きまして、市民の声を直に聞きながら、市民の皆さんと語り、ともに考えともに行動するというプロセスを通して優先課題を見出し、その解決に努めてまいりました。

市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、平成19年度から平成23年度まで、国からの地域再生交付金15億円を活用した道路改良事業や側溝改良を初め、太宰府消防署の改築、火葬業務の筑慈苑施設組合加入による広域化、ごみ処理施設の福岡都市圏南部環境事業組合設立による広域化、自分たちのまちは自分たちの手でという理念のもとに自治会制度の確立、待機児童解消に向けての既存保育所の定数の拡大や新規認可保育所建設、高齢者の外出支援、小・中学校耐震補強工事等の教育環境の充実など、市民にとって必要な財源は確保しながら、常に創意工夫を行い、着実に前に前に進んでまいりました。

また、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園についてでございますが、平成17年3月にまとめました太宰府市文化財保存活用計画、平成17年5月にスタートいたしました太宰府市景観まちづくり懇話会からの答申、太宰府の景観と市民遺産を守り育てるために、「百年後も誇りに

思える美しいまち・太宰府」を目指してと題する太宰府市景観まちづくり制度についての答申から5年の年月が経過をいたしております。

この間、平成20年には景観行政団体の認定を受け、平成20年11月から平成21年度まで、太宰府市景観計画策定委員会、太宰府市景観まちづくり市民会議を継続して開催をし協議を重ねてまいりました。さらに、平成21年2月には太宰府市市民遺産活用推進計画策定委員会の発足、平成22年7月には太宰府市歴史的風致維持向上協議会を発足させ、目標に向かって総合的な取り組みを推進してまいりました。平成22年9月市議会で太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例が全会一致で可決成立をし、既に太宰府市のまるごと博物館、まちぐるみ歴史公園のまちづくりの施策は順調に軌道に乗り、一つの山場を迎える時期に来ております。

このたびそうしたまちづくりが国において認められ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法に基づきまして、太宰府市歴史的風致維持向上計画が11月22日付で文部科学省、農林水産省、国土交通省からの認定を受けることができました。

本市は「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に掲げ、歴史と文化を身近に感じ取ることができる都市づくりに取り組んでおります。本市の文化遺産が市民の皆様理解をされ、歴史が息づくまちづくりを推進するために文化遺産を守り育て活用し、次世代へとつないでいきたいと、このように考えております。そのために、今後とも景観まちづくり計画や市民遺産活用推進計画、歴史的風致維持向上計画、環境基本計画を連動させながら、環境と景観と文化遺産を活かしたまちづくりを進め、市民が郷土を誇りに思えるようなまちづくり、観光客の皆さんが来て楽しめるまちづくりを市民の皆さんと一緒に作り上げていきたいと、このように考えております。

前回の選挙におきまして、私が掲げておりましたマニフェストにつきましても、市議会議員の皆様方のご理解と、何よりも市民の皆様方の温かいご支援とご協力によりまして、一定の成果を上げながら確実に進めてまいりました。その当時一番の課題と言われておりました財政改革におきましても、皆様のご協力によりまして、平成21年度の経常収支比率が92.9%と大幅に改善をすることができました。また、かねてから市民の要望が強かった水道料金も、平均4.7%ではございますけれども値下げをすることができました。

振り返りますと、市長就任から今日までひたすら太宰府市の発展を願い全身全霊を市政運営一筋に傾注し、駆け足で走り続けた4年間でありましたけれども、平成23年度からスタートをいたします第五次太宰府市総合計画で示しております本市の行政課題も山積してございまして、この課題解決に全力で取り組んでまいりますことが私に与えられた使命であると、このように思っております。

現在の任期中最善の努力をしてまいりますけれども、来期も継続して、市長といたしまして太宰府市の発展に大きく貢献し、このふるさとをもっともっと住みよいまちに進化させてまいりたいと、このように思っております。今後とも市民の皆様方の期待にこたえ、「歴史とみど

り豊かな文化のまち」の創造に向けまして、初心を忘れることなく常に改革、改善、確かな前進の考え方のもとに、新たな気持ちで市政運営に励んでまいりたいと、このように思っております。

以上をもちまして私の決意の表明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ただいま井上市長から来年4月の選挙について、みずからのご決意を表明していただきました。今後は、今まで以上に経済的にも大変厳しく、また市民の要望も多岐多様にわたり、市政運営も多くの課題が山積していますが、副市長を初め職員と一丸となつて、太宰府に住んでよかった、住み続けたいと多くの市民から言われるような魅力があるまちづくり、すなわち「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて励んでいただきたいと思っております。

最後に、健康に十分気をつけられ、お互いに生まれ育った太宰府市のためにご活躍されますよう期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時34分

~~~~~ ○ ~~~~~